

本運用（案）については、平成23年度予算政府原案に基づいたものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容等の変更があり得ることに御留意ください。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について（案）

改正：平成23年●月●日 22農振第●●号

第1 趣旨

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の実施については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び農山漁村活性化プロジェクト交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知。以下「実施要領」という。）によるほか、この運用に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

実施要領別表の2の事業実施主体の欄中農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める基準は次のとおりとする。

1 地方公共団体等が出資する法人

地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会のうち整備する施設等の目的・内容に即した者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる法人とするものとする。

2 農林漁業者等の組織する団体

実施する事業の受益者である農林漁業者3人以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体とするものとする。

なお、法人格のない団体においては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

3 NPO法人

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第1項の農村滞在型余暇活動又は同法同条第2項の山村・漁村滞在型余暇活動の推進に関する活動項目が定款で定められていること。
- (2) 事業費に見合う適正な経営が確保されていると認められること。

4 計画主体が指定した者

参入法人（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第14

条第1項に規定する事業により農用地を借り受けた特定法人及び農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第18条第3項第3号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）その他農山漁村の活性化に資する者であつて、計画主体が活性化計画の目標達成のために真に必要と認めた者であるものとする。

なお、参入法人については、次に掲げる要件を満たす法人とする。

- (1) 3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- (2) 会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定めるものをいう。）にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人（以下「中小企業」という。中小企業以外から出資を受ける子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）は除く。）であること。

第3 事業内容、交付額算定交付率及び要件

実施要領別表の2の事業実施主体欄、交付額算定交付率欄及び要件欄の農林振興局長が別に定める要件等並びにその他要件類別ごとの事業内容及び要件は、別表の要件類別ごとの要件等欄に定めるとおりとする。

第4 実施基準

1 活性化計画及び交付対象事業別概要

活性化計画及び交付対象事業別概要は、関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものとなっていること。

2 交付対象事業

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付対象とする事業（以下「交付対象事業」という。）の実施基準は次のとおりとする。

- (1) 自力若しくは他の助成によって実施中の施設等又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とすることはできないものとする。
- (2) 1箇所又は1施設等の個々の事業については、単年度に完了することを原則とする。

ただし、やむを得ない事情により特に必要があり、かつ、実施設計書において明確に年度ごとの事業量・事業費の区分を行うことができる場合は、この限りでない。

- (3) 実施要綱第4の1の(2)の費用対効果分析は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）に定めるところにより行い、この費用対効果分析の結果が、同通知の基準を満たしていなければならない。

(4) 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品、新材の利用による新築の事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業（実施要領別表の1の要件類別欄に28及び29が掲げられている事業メニューのうち環境に配慮した機械を導入する場合及び30が掲げられている事業メニューを当該要件類別において実施する場合には、更新の事業を含む。）又は古品、古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。また、郷土遺産的な建物を保存・活用する場合であって、計画主体が特に必要であると認める場合にあっては、当該施設に係る移転、移築又は補修等の事業を交付対象とすることができるものとする。

この場合、それぞれの事業による交付対象は次のとおりとする。

ア 増築、改築、併設の事業において、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は補助対象としない。ただし、実施要領別表の1の要件類別欄に30が掲げられている事業メニューについては、ダイオキシン類の規制により休止・遊休化している施設の跡地に施設等を新築・新設又は増築、改築、併設する事業を行う場合には、この限りでない。

イ 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限り、交付対象とすることができるものとする。

ウ 古品、古材の利用については、次によるものとする。

a 古品古材を利用する場合は、古品古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。

b 使用する古品古材の材質、規格、型式等は、新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品新資材と同程度の耐用年数を有するものでなければならないものとする。

c 古品古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

なお、事業実施主体が無償で入手した古品古材は、交付対象としないものとする。

d 古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないものとする。

(5) 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数が5年以上のものとする。

(6) 整備する施設に浴室が含まれる場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア 浴室は当該施設における利用者数に応じた適正な規模であるものとする。

イ 原則として温泉水の活用は認めない。

ただし、当該施設の建設及び維持管理コストを勘案し、温泉水を活用す

ることが妥当と認められる場合にあってはこの限りではない。なお、計画主体は、温泉水を活用する浴室を含む施設を整備するに当たっては、温泉水活用の必要性、施設の建設及び維持管理コストの比較検討を行い、その判断の根拠となった資料を事前点検シートとあわせて公表するものとする。

(7) 大型遊具、ゴルフ施設、これらと類似の施設等は、交流促進が図られる場合にあっては交付の対象としないものとする。

(8) 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。ただし、簡易給排水、防災安全施設等利用計画策定になじまない施設等は、この限りでない。

ア 地域間交流の拠点となる施設においては、当該地域の交通条件、入込客数、都市との交流状況の実績及び今後の見込み等

イ 地域間交流の拠点となる施設以外の施設等においては、都道府県及び近隣市町村内の類似施設の賦存状況、利用状況の実績及び今後の見込み等

ウ 施設等の内容や利用対象者、利用時期等の当該施設等に係る利用形態等

エ 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等

(9) 利用計画等に沿って当該施設が適正に利用されると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。

(10) 個人施設、目的外使用の恐れがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。

(11) 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。

(12) 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大となってはならない。

(13) 施設の用地が確保される見通しが無いなど事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生していない。

(14) 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まれなければならない。

(15) 事業実施主体等が施設等の管理及び運営に当たり、適正に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていると認められなければならない。また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設のうち、事業費で5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。

なお、農道、防災安全施設等その運営に伴い収支を伴わない施設等は、この限りでない。

(16) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれなければならない。

(17) 実施要領別表の1の事業メニュー欄の㊸都市農山漁村総合交流促進施設、㊹木材利活用促進施設、㊺農林水産物直売・食材提供供給施設、㊻地域資源活用交流促進施設、㊼農林漁業体験施設のうち滞在施設、㊽農山漁村体験施設、㊾

教養文化・知識習得施設、㊸地域資源活用起業支援施設の整備については、建築基準法等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組むこと。

- (18) 交付対象施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ（プラスチック製通い容器及び荷受調整用のものに限る。）、運搬台車であって低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトは除く。）及びチェーンソー（研修のためのものを除く。）は、交付対象としない。

- (19) 実施要領別表1の(3) 地域間交流拠点の整備に記載されている事業メニュー（以下「地域間交流拠点」という。）の整備において、宿泊施設の整備については、原則として交付金の交付対象外とする。

ただし、次のア又はイの場合であって、体験交流機能に加え、必要最小限の宿泊機能を備えた施設の整備をする場合にあってはこの限りではない。

ア 子どもの農山漁村交流活動において、学校・学級単位等の体験に対応する施設の場合。

イ 都市と農山漁村との交流の推進に真に必要な施設であって、農山漁村体験や農林漁業体験と一体不可分の利用形態を備えている場合。

また、ア又はイのいずれの場合であっても、次の要件をすべて満たすものとする。

(ア) 一部屋当たりの宿泊形態が、家族、学級、学年若しくは学校単位等、集団で宿泊するための施設であること。

(イ) 施設を新設する場合には、1計画当たりの宿泊室数が原則として10室以内であること。

- (20) 施設別上限事業費及び上限規模について、次の基準を超える部分については交付の対象外とする。

ア 処理加工・集出荷貯蔵施設（実施要領別表1の(1)の処理加工・集出荷貯蔵施設に該当する事業メニュー）については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の(4)のウの上限事業費の基準に準ずるものとする。

イ 地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内とし、かつ延べ床面積1,500㎡以内とする。

- (21) 農地に係る情報の活用が特に有効な事業については、事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、水土里情報利活用促進事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第2015号農林水産事務次官依命通知）に基づく水土里情報利活用促進事業により整備される農地情報データベースの活用を検討するものとする。

- (22) 実施要領別表の1の事業メニュー欄の㊸暗きょ排水、㊹産地振興追加補完整備及び㊺小規模農林地等保全整備で整備する暗きょ排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法第42条に規定する市町

村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置づけられているものを地域排水型暗きょ排水と称することとし、市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

3 受益者数

- (1) 交付対象事業の受益者数は、1箇所又は1施設の個々の施設等について、農林漁業者3者以上とするものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、実施要領別表の1の要件類別欄に7から11が掲げられている事業メニューについては、2者以上とするものとする。
- (3) (1)の規定にかかわらず、実施要領別表の1の要件類別欄に6が掲げられている事業メニューによる教育ファームの整備等、学校法人及びそれに準ずる者で計画主体が特に認める者が受益者となる場合にあっては、この限りでない。

第5 事業の施行

1 事業の実施

(1) 実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、活性化計画に基づき交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行って交付対象事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。

また、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、計画主体に当該実施設計書を提出するものとする。

イ 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における理事会の議決等所要の手続を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し総会の議決等を得るものとする。

なお、予算の計上又は事業計画の作成に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

(3) 地元負担金の調達

地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手

続については、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は土地改良区等においては、それぞれの関係法規の定めるところ等により、農林漁業者等の組織する団体等にあつては、関係者の総会によって議決等して行うものとする。

なお、地元負担金の調達にあつては適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けて、これに当てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

(4) その他関係法規に基づく許認可

事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認又は農地法に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

(5) 交付対象事業の着手

ア 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、交付対象事業に着工したときは、速やかにその旨を文書により、計画主体に届け出るものとする。

イ 実施要領第10の1の規定により交付決定の前に着工する場合においては、事業実施主体は、交付対象事業の内容が的確となり、かつ、交付金の交付が確実となつてから、着工するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

ウ イにより交付決定の前に着工する場合については、計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、交付対象事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、計画主体は、事業実施主体が交付決定前に着工した場合には、交付申請書（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）の別記様式第1号をいう。）の記の2の備考欄に着工予定年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

2 施行方法

(1) 施行方法

交付対象事業は次の（2）から（5）に掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、1つの交付対象事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの交付対象事業について工種又は施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事は、原則として請負施行によるものとする。

また、共同利用機械及び器具の購入は、直営施行によるものとする。

(2) 直営施行

ア 工 事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

なお、実施要領別表の1の要件類別欄に7が掲げられている事業メニューにおいて、農家・地域住民等参加型の直営施行を行う場合は、農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について（平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長・農村振興局長通知）に基づき実施するものとする。

イ 購 入

共同利用機械及び器具の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。

(ア) 事業実施主体が農林漁業者等の組織する団体であって、競争入札に付することができない場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

(イ) 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は、落札に至らなかった場合

(イ) の場合において随意契約によるときは、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

なお、計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

(3) 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。

(ア) 事業実施主体が農林漁業者等の組織する団体であつて、競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

(イ) 事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき P F I 事業を実施する場合

(ウ) 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は、落札に至らなかった場合

(ウ) の場合において随意契約によるときは、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

なお、計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行とする場合は、第5の1の(1)のアに定める総会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農業協同組合又は農林漁業者等の組織する団体等が、交付対象事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と共同利用施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は交付対象事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、代行施行によることの理由を明確にし、総会の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいないとき、又は、落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び委託を受けた受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者、機械、施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するも

のとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から共同利用施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

3 契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第6 未しゅん功工事の防止

共同利用機械・施設等の整備について、事業実施主体は、未しゅん功工事について（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、未しゅん功工事の防止について（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び未しゅん功工事の防止について（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第7 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届け

事業実施主体は、本交付金を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）ごとに工事が完了したときは、速やかにその旨を文書により計画主体に届け出るものとする。

計画主体は、必要に応じて当該工事のしゅん功検査を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

2 事業の実績報告

（１）事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書（交付要綱第13の実績報告書をいう。以下同じ。）に出来高設計書を添付して計画主体に報告するものとする。

なお、計画主体は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく交付対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

（２）計画主体である事業実施主体は、実績報告書に出来高設計書、事業完了後の施設等の写真及び領収書等を添付して当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第8 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。
- 2 分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、農林漁業者等の組織する団体等の根拠法規のない場合にも請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに徴収の都度、領収書を発行しておくこと。
- 3 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- 4 金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- 5 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。
- 6 人件費（給料、賃金等）の算定等にあつては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）」に従うこと。

第9 施設等の管理

事業実施主体は、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。ただし、活性化計画の区域内に存する団体等（当該事業メニューに該当する実施要領別表の2の要件類別の事業実施主体欄に規定されている事業実施主体に限る。）のうち、事業実施主体が直接管理する場合よりその施設等の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行うものと認められる場合及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が同法第244条の2第1項に規定する条例の定めるところにより施設等を管理する場合には、その団体等に管理させることができる。また、実施要領別表の1の事業メニュー欄の㊸情報通信基盤施設の実施において整備される線路設備等について、その設備等の設置目的の達成等の見地から事業実施主体が直接管理する場合より適切な管理を行うものと認められる場合には、事業実施主体が適切と認める電気通信事業者に貸し付け、管理させることができる。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、補助金等交付事務の取り扱いについて(昭和39年11月19日付け39経第4086号)農林大臣官房経理課長通知)様式第3号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、総会の議決等所要の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。
- (3) (2)の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分の手続

- (1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、施設等について、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条の別表による処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条に基づく財産処分（以下単に「財産処分」という。）として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、計画主体の承認を受けなければならない。
- (2) 計画主体が（1）の承認をするときは、あらかじめ地方農政局長の承認を受けなければならない。
- (3) 計画主体である事業実施主体が財産処分をしようとするときは、承認基準の定めるところにより、地方農政局長の承認を受けなければならない。

4 利用計画の変更

実施要綱第7の1の利用計画の変更は、活性化計画策定当初の目的に資するものである場合には、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、利用計画の変更の必要性を検討し、計画主体にその旨を届け出るものとする。

5 利用目的の変更

- (1) 計画主体は、実施要綱第7の1の利用計画の変更を検討し、又は計画の変更に沿った施設等の利用等を行っても、適正かつ効率的な利用が期待し難いと判断され、かつ、活性化計画策定当初の施設等の利用目的に対応した交付対象範囲の施設等として引き続き有効活用を図ることが確実と認められる場合に限り、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）に対し、施設等の利用目的の変更を検討させ、3の財産処分の手続を行わせることができる。
- (2) 計画主体である事業実施主体は、自ら施設等の利用目的の変更を検討し、3の財産処分の手続を行うものとする。
- (3) (1) 又は (2) の場合においては、当該施設等の処分制限期間内において従前の補助条件を継承することとし、目的外使用により事業実施主体に収益がある場合を除き、国庫補助金相当額の納付は要しないものとする。

6 増築等に伴う手続

(1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、当該施設等の処分制限期間内に施設等の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築又は模様替え（以下「増築等」という。）を行おうとするときは、あらかじめその旨を文書により、計画主体に届け出るものとする。

(2) (1) により届出を受けた計画主体又は計画主体である事業実施主体は、当該増築等の必要性を検討するものとする。

7 災害等の報告

(1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は手戻り工事（工事施行中、施設の施工済み箇所に被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧する工事をいう。以下同じ。）が発生し、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を計画主体に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、計画主体は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする

(2) 手戻り工事が発生した旨の報告を受けた計画主体又は事業実施主体である計画主体は、速やかに当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局（北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）へ電話等により連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から30日以内に地方農政局長に（1）の報告内容に準じた報告書を提出するものとする。

(3) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、別記様式第1号の災害報告書により、計画主体に報告するものとする。

計画主体は、当該報告を受けたときは、直ちに当該施設等の被害状況を調査確認し、同様式に調査の概要、対応措置等を付した上で、遅滞なく、地方農政局長に報告するものとする。なお、計画主体が事業実施主体として災害による報告を行う場合も同様とする。

第10 事業実施主体が行う関係書類の整備

交付要綱の第15の関係書類として、事業実施主体は、次に掲げる関係書類を保管しておくものとする。

1 予算決算関係書類

(1) 交付対象事業の実施に関する総会等の議事録

(2) 予算書及び決算書

(3) 分（負）担金賦課明細書

(4) その他

2 工事施工関係書類

(直営施行の場合)

- (1) 工事材料検収簿、同受払簿
- (2) 賃金台帳、労務者出面簿
- (3) 工事日誌及び現場写真
- (4) その他

(請負施行、委託施行及び代行施行の場合)

- (1) 入札てん末書類
- (2) 請負契約書類
- (3) 工事完了届及び現場写真
- (4) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分(負)担金徴収台帳
- (3) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等)
- (4) その他

4 往復文書等

活性化計画、交付対象事業別概要及び事前点検シート(費用対効果分析に係る資料等判断の根拠とした資料を含む。)、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付から実績報告及び財産処分等に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規定又は利用規定
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第11 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1) 遊休農地解消支援

実施要領別表の1の事業メニュー欄の⑦遊休農地解消支援の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

区 分	経 費
1 報 酬	委員手当
2 賃 金	日々雇用者賃金
3 報 償 費	謝金
4 旅 費	普通旅費、特別旅費(委員等旅費、研修旅費、日額旅費)
5 需 用 費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費、食糧費(茶菓子

	賄料等)、修繕費 なお、食糧費の取扱いは、公共事業の補助事業における食糧費の使途等について（平成7年11月20日付け農林水産事務次官依命通知。以下「食糧費の使途通知」という。）に基づくものとする。
6 役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、広告料等
7 委 託 料	登記事務、測量及びコンサルタント等の委託料等
8 使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
9 物品・備品購入費	事業の実施に必要な物品や事業用物品・備品等購入費

（２）土地基盤の整備

ア 実施要領別表の１の事業メニュー欄の①から⑪その他これらに類する農地等の整備（以下「農地等の整備」という。）の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費関係	
(a) 工事費	支給品費を含む。修景施業や花木植栽等が必要な場合は、樹高伐、樹下植栽、その他育林を含む。
(b) 測量設計費	工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費
(c) 機械器具費	工事の施行に必要な機械器具等の購入費（耐用年数期間が、工事期間を超えるものを除く。）
(d) 営繕費	工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入れに必要な経費
(e) 用地費及び補償費	実施要領別表の１の要件類別欄に、7、8、11（別表の要件類別11の要件等欄の１の表の⑭農用地等集団化の(5)交換分合附帯農道等整備及び⑮土地利用調整の(2)交換分合附帯農道等整備に限る。）、13（別表の要件類別13の要件等欄の１の表の(9)生産環境整備、(10)生産技術高度化施設、(11)農作物被害防止施設及び(12)附帯整備を除く。）、15及び17が掲げられている事業メニュー、実施要領別表の１の事業メニュー欄の⑩農業集落道、⑪連絡農道、⑫情報通信基盤施設及び⑬小規模農林地等保全整備に要するものに限る。 実施要領別表の１の要件類別欄に30が掲げられている事業メニュー（⑫情報通信基盤施設を除く。）は補償費に限るものとする。 補償費については、工事の施行に伴う騒音、地盤の沈下等による損失補償は、事業実施主体及び工事請負人が善良な管理を行っていたにもかかわらず予測できなかった不可抗力により損失を与えた場合に限る。

(f) 全体実施設計費 (g) 換地費 (h) 工事雑費 2 交換分合事業費	なお、用地費及び補償費の取扱いに当たっては、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について」（昭和38年3月23日付け38農地第251号農地局長通知）の定めるところに準ずるなど適正に行うものとする。 土地改良法第2条第2項第2号に規定する区画整理及び同法同条同項第3号に規定する農用地の造成に要するものに限る。 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農山漁村活性化対策整備交付金）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成19年8月1日付け19企第104号農林水産省大臣官房長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の2によるものとする。 土地改良法第2条第2項第6号及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条の2に規定する交換分合に要するものに限る。
--	---

イ 実施要領別表の1の事業メニュー欄の㊸農林漁業体験施設のうち林業体験林、山菜園、きのこ園その他これらに類する林地等の整備の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 造林費 (a) 新植費 (b) 改良費 (c) 補植費 (d) 保育費 2 事業雑費	地拵え費、苗木(種子)代、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費、階段作設費等 (なら、くぬぎ等) 地床かき起費、支障物除去費、不良木とう汰費、不要ぼう芽除去費、苗木(種子)費、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等 (竹) 不良木竹の伐採整理費、支障物除去費、竹苗費、竹苗堀取費、竹苗運搬費、仮植費、植付費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等 苗木費、苗木運搬費、仮植費、植付費等 下刈費、雪起こし費、根踏み費、台切り費、芽かき費、ぼうが整理費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等 附帯事務費及び工事雑費の取扱い通知の記の2によるものとする。
--	---

(3) 共同利用機械器具

実施要領別表の1の事業メニュー欄の㉑高生産性農業用機械施設、㉓農林業基盤整備用機械及び㉔林業機械施設その他共同利用機械器具の購入（以下「共同利用機械器具の購入」という。）に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 機械器具費 (a) 本機購入費 (b) 付属機械器具購入費	機械器具は、汎用性がないものに限る。
2 工事雑費	本機及び付属機械器具の運送料、定置式機械の据付料（車輛購入費にあつては、重量税、取得税及び自動車損害賠償責任保険料を含む。） ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を除くものとする。

(4) 建築工事及び製造請負工事

実施要領別表の1の事業メニューのうち同表の1の事業メニュー欄の㉗遊休農地解消支援、農地等の整備及び共同利用機械器具の購入以外のもの（以下「建築工事及び製造請負工事」という。）の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費 (a) 建設工事費 (b) 製造請負工事費 (c) 機械器具費	機械器具は、汎用性がないものに限る。
2 実施設計費	
3 工事雑費	附帯事務費及び工事雑費の取扱い通知の記の2によるものとする。

(5) 新規需要米生産製造連携支援

実施要領別表の1の事業メニュー欄の㉙新規需要米生産製造連携支援の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

1 報酬	委員手当
2 賃金	日々雇用者賃金、技術補助員等
3 報償費	謝金

4	旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
5	需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓子賄料等）、資料購入費、修繕費等 なお、食糧費の取扱いは、食糧費の使途通知に基づくものとする。
6	役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、広告料等
7	委託料	登記事務、測量及びコンサルタント等の委託料等
8	使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
9	物品・備品購入費	事業の実施に必要な物品や事業用備品等購入費（原則として、耐用年数期間が、交付対象事業の実施期間を超えるものを除く。）
10	給料、職員手当等	新規需要米生産製造連携支援に直接従事する職員の給料、職員手当等（退職手当を除く。）
11	共済費	給料が支弁される者に係る共済組合負担金、保険料
12	調査試験費	調査試験・研修等のための技術指導費、調査試験記帳手当、資材・原材料費、構築物設置費等

（６）創意工夫発揮事業

実施要領第６の２に規定する創意工夫発揮事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、実施する事業の内容に応じて（１）から（４）に準ずるものとする。

（７）農山漁村活性化施設整備附帯事業

実施要領第６の３に規定する農山漁村活性化施設整備附帯事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1	報酬	委員手当
2	賃金	日々雇用者賃金、技術補助員等
3	報償費	謝金
4	旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
5	需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓子賄料等）、資料購入費、修繕費等 なお、食糧費の取扱いは、食糧費の使途通知に基づくものとする。
6	役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、広告料等
7	委託料	登記事務、測量及びコンサルタント等の委託料等
8	使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
9	物品・備品購入費	事業の実施に必要な物品や事業用備品等購入費（原則

	として、耐用年数期間が、交付対象事業の実施期間を超えるものを除く。）
1 0 給料、職員手当等	推進活動に直接従事する職員の給料、職員手当等（退職手当を除く。）
1 1 共済費	給料が支弁される者に係る共済組合負担金、保険料
1 2 調査試験費	調査試験・研修等のための技術指導費、調査試験記帳手当、資材・原材料費、構築物設置費等

(8) 附帯事務費

ア 附帯事務費の額

交付対象となる附帯事務費の額は、交付対象事業に要する総事業費に附帯事務費及び工事雑費の取扱通知別表 3 に定める交付対象事業別の附帯事務費の率を乗じて得た額以内とする。

イ 附帯事務費の使途基準

交付対象となる附帯事務費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の 1 によるものとする。

ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

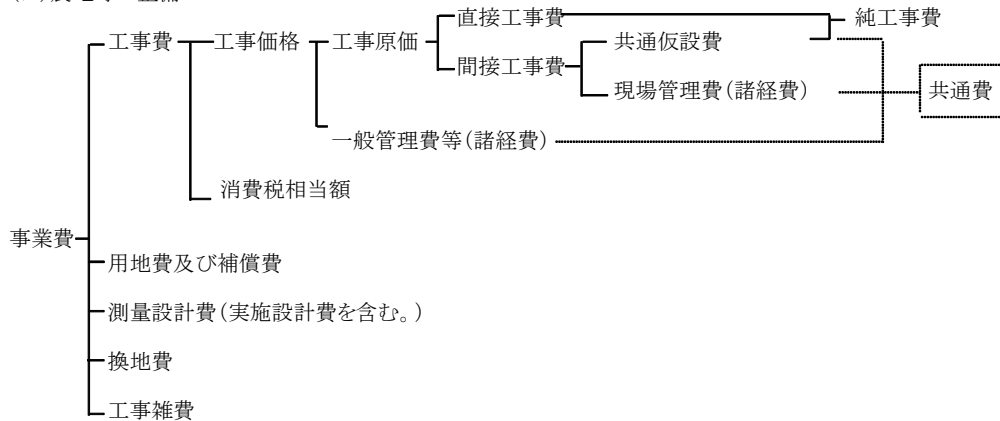
2 交付対象事業費の構成

1 の（2）から（4）の交付対象事業費の構成は、次を標準とするものとする。

(1) 土地基盤の整備

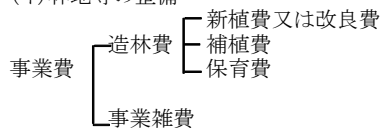
ア 請負施行の場合

(ア) 農地等の整備

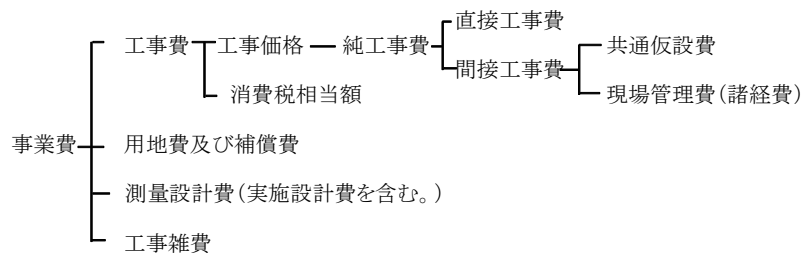


注)この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」(昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知)に準拠したものである。

(イ) 林地等の整備

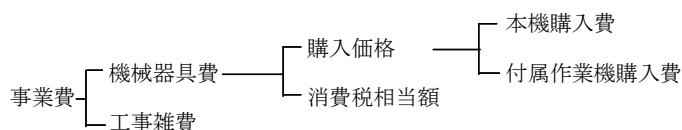


イ 直営施行の場合



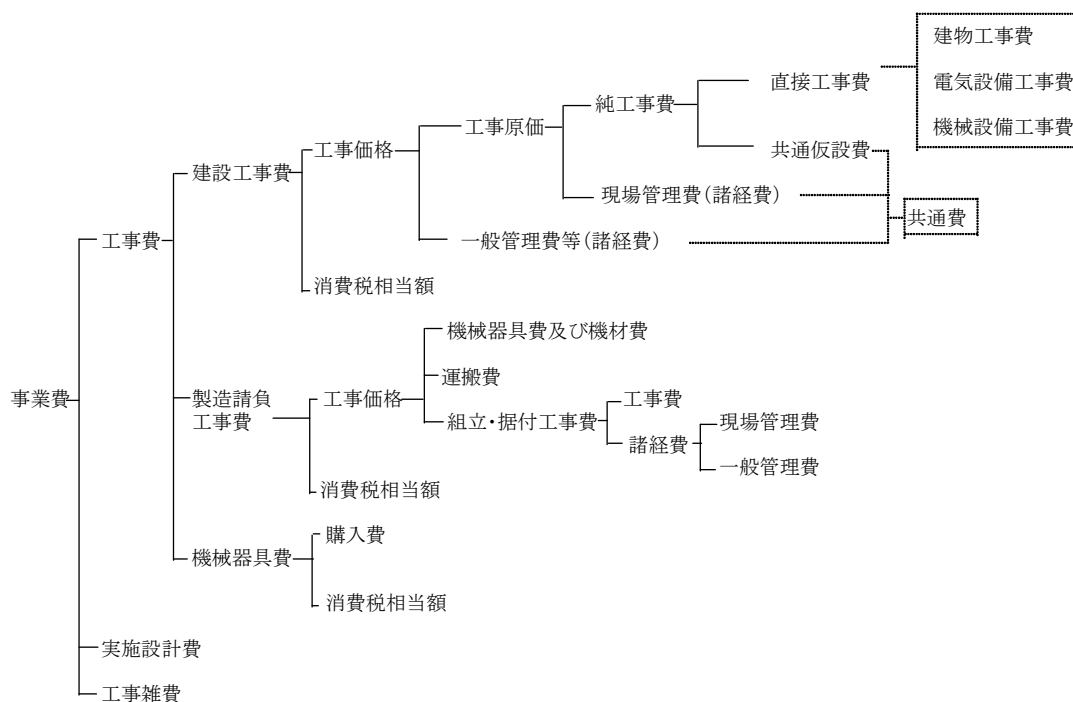
注)この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」(昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知)に準拠したものである。

(2) 共同利用機械器具



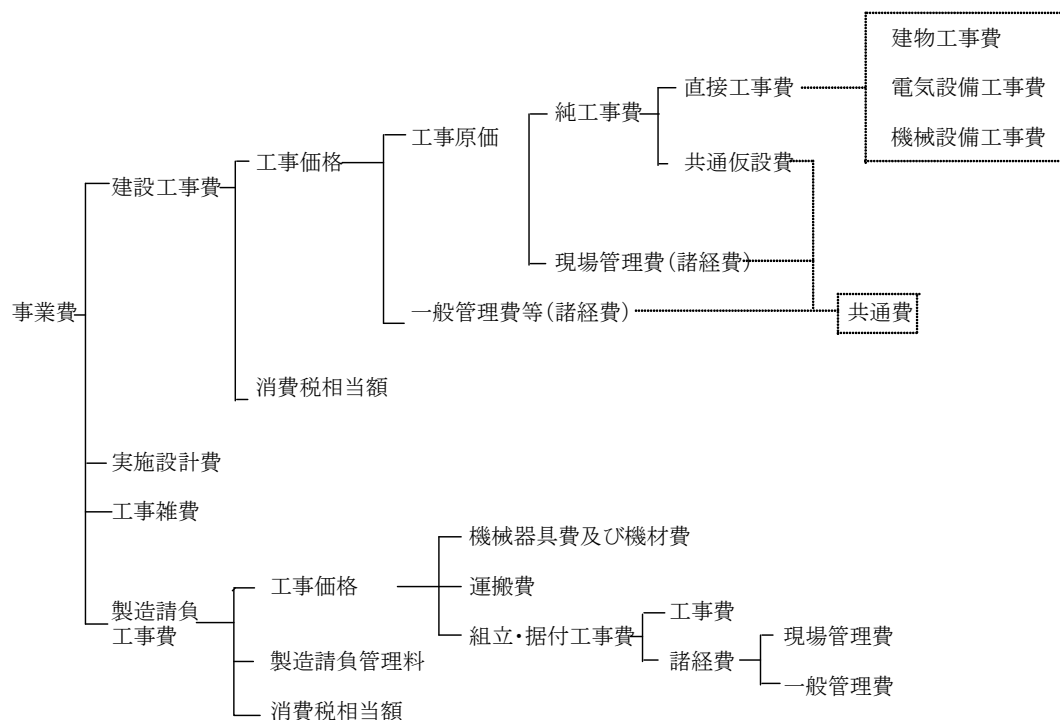
(3) 建築工事及び製造請負工事

ア 請負施行の場合



注)この表は、「「営繕工事積算基準」、「営繕工事共通費積算基準」、「営繕工事共通費積算基準の運用」の制定について」(平成13年9月3日付け13経第663号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準拠したものである。

イ 代行施行の場合



3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が2以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合は、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。ただし、（1）の土地基盤の整備にあつては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料についてのみ計上できるものとする。

（1）土地基盤の整備

ア 土地基盤の整備の積算

原則として土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林事務次官依命通知）、土地改良事業等請負工事標準積算基準（平成5年2月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）及び草地開発整備事業等事業費積算要綱（昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知）その他実施しようとする事業と同種の団体営級の公共事業に準じて積算するものとする。

イ 林道・作業道等

実施要領別表の1の事業メニュー欄の⑯林道・作業道その他これに類する工事は、森林整備事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け11林野計第134号農林水産省林野

庁長官通知)、森林整備事業建設機械等賃貸積算基準(平成11年4月1日付け11林野計第135号農林水産省林野庁長官通知)、森林整備事業に係る仮設材損料算定基準(平成11年4月1日付け11林野計第136号農林水産省林野庁長官通知)及び森林整備事業に係る仮設材賃料算定基準(平成11年4月1日付け11林野計第137号農林水産省林野庁長官通知)に準じて積算するものとする。

なお、上記通知で規定する指導監督費は、第11の1の(7)のアの附帯事務費の額に含むものとする。

ウ 支給品費等の取扱い

支給品費及び地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である事業の現場管理費及び一般管理費等並びに工事雑費の積算の取扱いについては、(2)に定めるところによるものとする。

エ 測量設計費

測量設計費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な委託費又は請負費とする。

オ 用地費及び補償費

(ア) 用地費及び補償費は、土地基盤整備等における用地の買収費、工事に伴う補償金、補償工事費等とする。

(イ) 土地基盤整備等に係る用地の買収又は賃借に要する費用及び補償費の積算は土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について(昭和38年3月23日付け38農地第251号(設)農林省農地局長通知)に準じて行うものとする。

(2) 建築工事及び製造請負工事

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

なお、機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

a 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属作業機等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確であ

る場合に限り、性能の比較検討等を行った上で、機種等を選定して行うことができるものとする。

- b 建設工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

（イ）支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

（ウ）古品古材

- a 古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。
- b 請負工事にあつては、当該工事に使用される古品古材は事業実施主体からの支給品として取り扱うものとする。

（エ）共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な次の表に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

（共通仮設費）

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地 その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に 必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する 費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等 の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する

試 験 調 査 費	費用 地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技 術 管 理 費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(オ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等又は直営施行における地方公共団体等が出資する法人が必要とする次の表 1 に掲げる現場管理費及び次の表 2 に掲げる一般管理費等とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。
- ただし、直営施行における地方公共団体等が出資する法人の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

(表 1 : 現場管理費)

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当

退職金	(交通費、住宅手当等) 及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
法定福利費	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
福利厚生費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
事務用品費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
通信交通費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
補償費	通信費、旅費及び交通費
原価性経費配賦額	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
雑費	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

(表 2 : 一般管理費)

区 分	内 容
役員報酬 従業員給料手当	取締役及び監査役に要する経費 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与 (賞与引当金繰入額を含む。)
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金 (退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。)
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費

通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

(カ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

交付対象となる附帯事務費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の２によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付の対象としない。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合、附帯事務費及び工事雑費の取扱い通知の規定にかかわらず、一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が計画主体と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下の（ア）から（ウ）までの要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

（ア）交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

（イ）施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

（ウ）各設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

オ 合体施行

合体により施設整備を実施する場合の施設費の交付対象となる経費と交付対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即して適正な方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。

また、実施設計費及び工事雑費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するなど適正に行うものとする。

附 則

この通知は、平成23年●月●日から施行する。

(別表) 要件類別ごとの要件等

要件 類別	要 件 等				
1	1 事業内容 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の④遊休農地解消支援の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>遊休農地解消支援 ④遊休農地解消支援</td><td>ア 実施要領別表の1の要件類別欄に2及び6が掲げられている事業メニューを実施する市町村、農業協同組合、土地改良区、農業委員会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人又はNPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律7号）第2条第2項の規定による特定非営利活動法人をいう。以下この別表において同じ。）に対する指導・助言等 イ 指導・助言に資する遊休農地解消対策に係る情報の収集及び検討会等の開催 ウ 遊休農地解消対策に係る制度、施策等の啓発普及活動 エ その他必要な活動</td></tr></table>	事業メニュー	事業の内容	遊休農地解消支援 ④遊休農地解消支援	ア 実施要領別表の1の要件類別欄に2及び6が掲げられている事業メニューを実施する市町村、農業協同組合、土地改良区、農業委員会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人又はNPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律7号）第2条第2項の規定による特定非営利活動法人をいう。以下この別表において同じ。）に対する指導・助言等 イ 指導・助言に資する遊休農地解消対策に係る情報の収集及び検討会等の開催 ウ 遊休農地解消対策に係る制度、施策等の啓発普及活動 エ その他必要な活動
事業メニュー	事業の内容				
遊休農地解消支援 ④遊休農地解消支援	ア 実施要領別表の1の要件類別欄に2及び6が掲げられている事業メニューを実施する市町村、農業協同組合、土地改良区、農業委員会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人又はNPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律7号）第2条第2項の規定による特定非営利活動法人をいう。以下この別表において同じ。）に対する指導・助言等 イ 指導・助言に資する遊休農地解消対策に係る情報の収集及び検討会等の開催 ウ 遊休農地解消対策に係る制度、施策等の啓発普及活動 エ その他必要な活動				
2	1 事業内容 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の④遊休農地解消支援の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>遊休農地解消支援 ④遊休農地解消支援</td><td>次のアからキの事業の内容を地域の実態に応じ選択して実施するものとする。 ア 遊休農地の土地条件、荒廃状況等の実態調査、分布図作成 イ 遊休農地再生のための先進事例及び市場等の調査、作物選定のための試験展示ほの設置 ウ 市民農園としてのニーズ調査 エ 農用地以外の利用についてのニーズ及び先進事例等調査、実証展示ほの設置（鳥獣害防止を目的とした雑木除去による緩衝帯設置、放牧のための電気柵設置） オ 援農、農地の保全管理、景観形成、植林等のボランティア活動 カ 老朽ハウス等の再生活用 キ ア～カを踏まえた検討会の開催</td></tr></table> 2 要 件 (1) 1の表の事業の内容欄のアからエの調査・調整活動等を実施した場合は、その実施概要及び解消を図ろうとする遊休農地面積、再活用の方法その他必要事項を取りまとめた活動結果概要書を作成し、効率的な遊休農地の解消・再活用に資するものとする。 (2) 本要件類別に該当する事業の対象区域は、市町村全域又は旧市町村の区域とする。 ただし、1の表の事業の内容欄のオの活動については、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の(1)の集落協定の対象農用地を除いた区域とする。 (3) 本要件類別に該当する事業の実施に当たっては、農地法第30条から第44条までに規定する遊休農地に関する措置、基盤強化法第6条第1項に基づいて市町村が定める農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想の内容その他遊休農地解消等のための関連諸制度等との連携及び整合に留意するものとする。 (4) 本要件類別に該当する事業を実施する市町村は、遊休農地解消のための取組が効率的に推進されるよう、関係機関において綿密な連絡調整を行うものとする。 (5) 事業実施主体は、1の表の事業の内容欄のオの援農、農地の保全管理、景観形成、植林等のボランティア活動により利活用が可能となった農地について、当該ボランティア活動の目的に資するよう努めるものとする。	事業メニュー	事業の内容	遊休農地解消支援 ④遊休農地解消支援	次のアからキの事業の内容を地域の実態に応じ選択して実施するものとする。 ア 遊休農地の土地条件、荒廃状況等の実態調査、分布図作成 イ 遊休農地再生のための先進事例及び市場等の調査、作物選定のための試験展示ほの設置 ウ 市民農園としてのニーズ調査 エ 農用地以外の利用についてのニーズ及び先進事例等調査、実証展示ほの設置（鳥獣害防止を目的とした雑木除去による緩衝帯設置、放牧のための電気柵設置） オ 援農、農地の保全管理、景観形成、植林等のボランティア活動 カ 老朽ハウス等の再生活用 キ ア～カを踏まえた検討会の開催
事業メニュー	事業の内容				
遊休農地解消支援 ④遊休農地解消支援	次のアからキの事業の内容を地域の実態に応じ選択して実施するものとする。 ア 遊休農地の土地条件、荒廃状況等の実態調査、分布図作成 イ 遊休農地再生のための先進事例及び市場等の調査、作物選定のための試験展示ほの設置 ウ 市民農園としてのニーズ調査 エ 農用地以外の利用についてのニーズ及び先進事例等調査、実証展示ほの設置（鳥獣害防止を目的とした雑木除去による緩衝帯設置、放牧のための電気柵設置） オ 援農、農地の保全管理、景観形成、植林等のボランティア活動 カ 老朽ハウス等の再生活用 キ ア～カを踏まえた検討会の開催				
3	1 事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、農山漁村景観を活かした農山漁村地域の振興を図るため、良好な農山漁村景観の再生・保全に資する土地改良施設等の整備、改修又は修景とし、実施要領別表の1の要件類別欄に3が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー等</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>農地等補完保全整備</td><td>美しい景観を形成する重要な要素となっている農地又は土地改良施設等</td></tr></table>	事業メニュー等	事業の内容	農地等補完保全整備	美しい景観を形成する重要な要素となっている農地又は土地改良施設等
事業メニュー等	事業の内容				
農地等補完保全整備	美しい景観を形成する重要な要素となっている農地又は土地改良施設等				

	㉞小規模農林地等保全整備 (1) ほ場整備 (2) 農業用排水施設 (3) 農道 (4) その他農用地の開発改良・保全のための施設 (5) 土地改良施設等保全 ア 土地改良施設保全 (7) 農業用排水施設 (イ) 農道 イ 農用地保全	の形態及び意匠に配慮した次の整備とする。 農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）につき行う区画整理（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）及びこれと関連がある他の工事を一体として行う整備又は修景 農業用排水施設の新設、廃止、変更又は修景 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止、変更又は修景 農用地開発事業及び農用地の改良又は保全のため必要な施設の新設、廃止、変更又は修景 農業用排水施設の保全 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の保全 農用地の土砂流某や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等農地の保全
	景観・生態系保全整備 ㉞景観・生態系保全整備 (1) 営農飲雑用水施設 (2) 農業集落排水施設 (3) 農村公園緑地 (4) 農業施設等用地 (5) 集落防災安全施設 (6) ライフライン収容施設 (7) 集落水辺環境 (8) 集落緑化施設 (9) 歩行者専用遊歩道 (10) 集落環境管理施設 (11) 集落農園 (12) 自然環境・生態系保全施設 (13) 地域資源利活用施設 (14) 地域農業活動拠点施設	農地又は土地改良施設と一体的なものであって、美しい景観形成に必要なとなる次の整備とする。 家畜の飼養、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の改修又は修景 なお、営農飲雑用水施設には、次の施設を含むものとする。 ア 簡易給水施設 農林漁家等の生活に必要なとなる飲水の供給のための簡易な給水施設 イ 簡易排水施設 し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等 ウ 飲雑用水施設 飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水又は排水等取水から排水までの施設 農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれに附帯する処理施設等の改修又は修景 農業者等農村在住者の健康増進と憩いの場を整備するための児童公園、運動広場、緑地等に係る利用施設及びこれに附帯する施設の改修又は修景 ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備に係る修景 農業集落の防災安全のための土砂崩落防止施設、防護柵、承水路工、排水工、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火水槽、消火栓等の改修又は修景 農業集落排水施設、営農飲雑用水施設その他の公益施設の埋設工事に伴う不経済な道路の掘り返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための公共施設を収容する地下利活用施設の改修又は修景 農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化に配慮した施設、親水広場等の改修又は修景 公共広場、公共施設等の周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備 農村在住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の改修又は修景 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理再利用等の施設の改修又は修景 ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするものの改修又は修景 ア 市民農園整備促進法（平成２年法律第44号。以下「市民農園法」という。）第２条に規定する市民農園の用に供する農地の整備とこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの イ 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ウ ア又はイに附帯して都市との交流のために必要な施設 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境・生態系保全機能の増進を図るための修景施設 農村地域における地域資源の利活用（処理及び再利用を含む。）をし、農業生産の補完等を行うための施設の改修又は修景 農業生産活動又は農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点とし

	(15)その他 (16)周辺整備	て利用される建物及び用地の整備に係る改修又は修景 その他農村生活環境基盤施設の改修又は修景 美しい景観を形成する上で必要となる農業生産基盤施設及び農村生活環境基盤施設の周辺施設の修景とする。 ただし、次の施設等及びこれらに類似する施設等は除くものとする。 ア 乾燥調製貯蔵施設、製糖工場等の大規模な施設 イ 文化教育、健康増進及び娯楽に供する施設 ウ 個人、民間団体等が所有する施設及び土地（農地を除く。） エ その他本施策の目的及び趣旨に合致せず、社会通念上ふさわしくないもの				
	2 要件 (1) 本要件類別に該当する事業の実施に際しては、以下の事項に留意するものとする。 ア 農山漁村地域における美しい景観形成の取組による地域振興の観点を踏まえたものとする。 イ 事業の実施地域における文化的景観の有する形態及び意匠を踏まえたものとする。 ウ 本要件類別に該当する事業を実施する施設等の所有者又は管理者及び関係部局と協議及び調整を行うものとする。					
4	1 事業内容 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の㊸情報通信基盤施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>情報通信基盤施設 ㊸情報通信基盤施設</td><td> ア 地方公共団体、公共施設（土地改良施設、農業集落排水施設（土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の4第1項に規定する農業集落排水施設整備事業により整備する施設をいう。以下この別表において同じ。）等農業関係施設を除く。以下この要件類別において同じ。）、農家等の情報通信ネットワークを構築し、農業情報を含む行政情報等の提供を行うとともに、高速、大容量及び双方向の通信等を可能とする施設の整備とし、次のとおりとする。 (ア) 情報の集中管理を行うための地域情報センター施設の構築又は改築 (イ) 地域で共有する情報の蓄積及び受発信に必要となる情報検索・送出装置、画像符号化設備及び伝送設備の設置、改造又は更新 (ウ) 情報の受発信に必要な線路設備、監視装置及び測定器の設置、改造又は更新 (エ) (ア)から(ウ)に掲げるものの他、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）に基づく有線テレビジョン放送の業務（再送信及び行政情報の提供）の運営、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電気通信事業の業務の運営及び高速インターネットサービスの提供を行うために必要となる鉄塔外構施設、受信アンテナ、ヘッドエンド、スタジオ施設、情報検索・送出装置、受電設備（電力引き込み送電線含む。）、電源設備（予備電源設備を含む。）、光電変換装置、無線アクセス装置、デジタル加入者回線多重化装置、衛星地球局等の設置又は改造 イ 土地改良施設、農業集落排水施設等農業関係施設及び農業共同利用施設をアで構築する情報通信ネットワークに接続し、施設管理情報、防災情報等を受発信できる高度情報通信基盤の整備のために必要な線路設備及び管理監視機器の設置、改造又は更新 </td></tr></table> 2 交付額算定交付率 (1) 実施要領別表の2の要件類別4の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合のうち交付額算定交付率を1/2とする場合とは、事業実施主体が合併市町村（合併年度及びこれに続く一箇年度に限る。）若しくは一部事務組合又は対象地域が五法指定地域等（実施要領別表の2の要件類別12の交付額算定交付率欄の五法指定地域等をいう。以下この別表において同じ。）若しくは沖縄であって、1の表の事業メニュー欄の㊸情報通信基盤施設のうち地域情報センター施設の構築又は改築並びに地域情報センター施設と公共施設、土地改良施設、農業集落排水施設等農業関連施設及び農業共同利用施設を結ぶ線路設備の整備を行う場合とする。 (2) 実施要領別表の2の要件類別4の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合のうち交付額算定交付率を2/3とする場合とは、(1)の規定に関わらず、対象地域が離島地域（実施要領別表の2の要件類別7の交付額算定交付率欄の離島地域をいう。以下同じ。）、奄美群島（実施要領別表の2の要件類別3の交付額算定交付率欄の奄美群島をいう。以下同じ。）、小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第97号）第2条第1項に規定する小笠原諸島をいう。以下同じ。）又は沖縄離島（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。以下同じ。）であって、1の表の事業メニューの㊸情報通信基盤施設のうち、離島地域、奄美群島、小笠原諸島若しく		事業メニュー	事業の内容	情報通信基盤施設 ㊸情報通信基盤施設	ア 地方公共団体、公共施設（土地改良施設、農業集落排水施設（土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の4第1項に規定する農業集落排水施設整備事業により整備する施設をいう。以下この別表において同じ。）等農業関係施設を除く。以下この要件類別において同じ。）、農家等の情報通信ネットワークを構築し、農業情報を含む行政情報等の提供を行うとともに、高速、大容量及び双方向の通信等を可能とする施設の整備とし、次のとおりとする。 (ア) 情報の集中管理を行うための地域情報センター施設の構築又は改築 (イ) 地域で共有する情報の蓄積及び受発信に必要となる情報検索・送出装置、画像符号化設備及び伝送設備の設置、改造又は更新 (ウ) 情報の受発信に必要な線路設備、監視装置及び測定器の設置、改造又は更新 (エ) (ア)から(ウ)に掲げるものの他、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）に基づく有線テレビジョン放送の業務（再送信及び行政情報の提供）の運営、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電気通信事業の業務の運営及び高速インターネットサービスの提供を行うために必要となる鉄塔外構施設、受信アンテナ、ヘッドエンド、スタジオ施設、情報検索・送出装置、受電設備（電力引き込み送電線含む。）、電源設備（予備電源設備を含む。）、光電変換装置、無線アクセス装置、デジタル加入者回線多重化装置、衛星地球局等の設置又は改造 イ 土地改良施設、農業集落排水施設等農業関係施設及び農業共同利用施設をアで構築する情報通信ネットワークに接続し、施設管理情報、防災情報等を受発信できる高度情報通信基盤の整備のために必要な線路設備及び管理監視機器の設置、改造又は更新
事業メニュー	事業の内容					
情報通信基盤施設 ㊸情報通信基盤施設	ア 地方公共団体、公共施設（土地改良施設、農業集落排水施設（土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の4第1項に規定する農業集落排水施設整備事業により整備する施設をいう。以下この別表において同じ。）等農業関係施設を除く。以下この要件類別において同じ。）、農家等の情報通信ネットワークを構築し、農業情報を含む行政情報等の提供を行うとともに、高速、大容量及び双方向の通信等を可能とする施設の整備とし、次のとおりとする。 (ア) 情報の集中管理を行うための地域情報センター施設の構築又は改築 (イ) 地域で共有する情報の蓄積及び受発信に必要となる情報検索・送出装置、画像符号化設備及び伝送設備の設置、改造又は更新 (ウ) 情報の受発信に必要な線路設備、監視装置及び測定器の設置、改造又は更新 (エ) (ア)から(ウ)に掲げるものの他、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）に基づく有線テレビジョン放送の業務（再送信及び行政情報の提供）の運営、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電気通信事業の業務の運営及び高速インターネットサービスの提供を行うために必要となる鉄塔外構施設、受信アンテナ、ヘッドエンド、スタジオ施設、情報検索・送出装置、受電設備（電力引き込み送電線含む。）、電源設備（予備電源設備を含む。）、光電変換装置、無線アクセス装置、デジタル加入者回線多重化装置、衛星地球局等の設置又は改造 イ 土地改良施設、農業集落排水施設等農業関係施設及び農業共同利用施設をアで構築する情報通信ネットワークに接続し、施設管理情報、防災情報等を受発信できる高度情報通信基盤の整備のために必要な線路設備及び管理監視機器の設置、改造又は更新					

	は沖縄離島（以下この要件類別において「離島地域等」という。）と本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）又は離島地域等と離島地域等との通信等を確保するために必要となる施設の整備を行う場合とする。								
	3 要件 (1) 実施要領別表の2の要件類別4の要件欄のこれと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域とは、公共施設の設置区域をいう。 (2) 実施要領別表の2の要件類別4の要件欄の3の農村振興局長が別に定めるものとは、農業の振興や農村の活性化に資する次の目標及び指標を設定していることとする。また、設定した当該目標及び指標の達成状況については、実施要領第8に定める事後評価の実施の際に評価を行うこととする。 （目標及び指標の項目） 目標及び指標の設定に当たっては、整備する情報通信基盤を活用して提供・構築するものについての目標及び指標を、次のア、イからそれぞれ1つ以上かつ全体で4つ以上設定すること。 ア 農業の振興 (ｱ) 農産物の品質向上を目指した経営技術情報の提供やシステムの構築・運営に係る目標及び指標 a 栽培・加工技術情報 b 気象情報 c 病虫害防除・鳥獣害対策情報 d 生産管理システム e その他 (ｲ) 地域産物の販路拡大を目指した情報の収集・提供やシステムの構築・運営に係る目標及び指標 a 直売所等における出荷・販売管理システム b 市況情報・経営支援システム c 消費者ニーズ把握システム d 生産地・生産者情報管理システム e その他 (ｳ) その他農業の振興に向けた情報の収集・提供等に係る目標及び指標 イ 農村の活性化 (ｱ) 定住・二地域居住等の促進に向けた情報の提供やシステムの構築・運営に係る目標及び指標 a 地域PR情報 b 空き家・遊休農地情報 c その他 (ｲ) 都市との交流を目指した地域情報等の提供やシステムの構築・運営に係る目標及び指標 a 貸し農園・体験農業情報 b 交流イベント情報 c 観光情報 d その他 (ｳ) 地域コミュニティの発展を目指した情報の収集・提供やシステムの構築・運営に係る目標及び指標 a 地域共同活動情報 b ボランティア募集・活動情報 c 寄合い・テレビ会議開催システム d 防災・災害情報 e その他 (ｴ) その他農村の活性化に向けた情報の収集・提供等に係る目標及び指標								
5	1 事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、美しい自然及び農山漁村景観を保全・再生することを趣旨とし、実施要領別表の1の要件類別欄に5が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>基盤整備 ⑩農業集落道</td><td>農業集落の周辺における農道を補完し、主として集落から農地等への連絡、農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に応ずる農業集落道及びこれらの附帯施設の新設又は改良</td></tr><tr><td>簡易給排水施設 ⑬簡易給水施設 ⑭簡易排水施設</td><td>農家等の生活に必要なとなる飲水の供給のための簡易な給水新設及び附帯施設の整備 し尿・生活雑排水等の浄化するための簡易な排水処理施設等及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>地域資源活用総合交流促進施設 ⑰都市農山漁村総合交流促進施設</td><td>地域特産品・地域文化財の展示施設、農産物加工体験施設、外国人旅行者等の利便性に配慮した観光案内所及び伝統文化継承施設等並びにこれら</td></tr></table>	事業メニュー	事業の内容	基盤整備 ⑩農業集落道	農業集落の周辺における農道を補完し、主として集落から農地等への連絡、農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に応ずる農業集落道及びこれらの附帯施設の新設又は改良	簡易給排水施設 ⑬簡易給水施設 ⑭簡易排水施設	農家等の生活に必要なとなる飲水の供給のための簡易な給水新設及び附帯施設の整備 し尿・生活雑排水等の浄化するための簡易な排水処理施設等及び附帯施設の整備	地域資源活用総合交流促進施設 ⑰都市農山漁村総合交流促進施設	地域特産品・地域文化財の展示施設、農産物加工体験施設、外国人旅行者等の利便性に配慮した観光案内所及び伝統文化継承施設等並びにこれら
事業メニュー	事業の内容								
基盤整備 ⑩農業集落道	農業集落の周辺における農道を補完し、主として集落から農地等への連絡、農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に応ずる農業集落道及びこれらの附帯施設の新設又は改良								
簡易給排水施設 ⑬簡易給水施設 ⑭簡易排水施設	農家等の生活に必要なとなる飲水の供給のための簡易な給水新設及び附帯施設の整備 し尿・生活雑排水等の浄化するための簡易な排水処理施設等及び附帯施設の整備								
地域資源活用総合交流促進施設 ⑰都市農山漁村総合交流促進施設	地域特産品・地域文化財の展示施設、農産物加工体験施設、外国人旅行者等の利便性に配慮した観光案内所及び伝統文化継承施設等並びにこれら								

㊸廃校・廃屋等改修交流施設 ㊸の2受入機能強化施設	の附帯施設の整備 廃校及び廃屋の改修・移設並びにこれらの附帯施設の整備 農林水産物直売・食材供給施設、農林水産物処理加工施設、教養文化・知識習得施設、高齢者・女性活動促進機械施設及び農林漁家民宿支援施設の整備並びにこれらの附帯施設の整備
農林漁業体験施設 ㊹農林漁業体験施設	市民農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設（休憩所、更衣室等）、農機具収納施設、コミュニティー広場及び福祉活用促進施設並びにこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習施設 ㊺自然環境保全・活用施設 ㊺の2宿泊体験活動受入拠点施設	散策道、案内板、駐車場等簡易な施設及び電線の埋設等並びにこれらの附帯施設の整備 子どもたちの農山漁村宿泊体験に必要な次に掲げる施設等整備 (1) 廃校・廃屋等改修 子どもたちを受け入れるために必要となる廃校及び廃屋の改修・移設並びにこれらの附帯施設の整備 (2) 離れ、蔵、土蔵等改修 子どもたちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合におけるトイレ、風呂、ユニットバス、手洗い場、必要に応じて消防用施設等の整備 (3) 宿泊体験活動施設整備 子どもたちを受け入れるために必要となるトイレ、風呂、ユニットバス、台所、洗面所、消防用施設等の整備 (4) 安全確保施設 子どもたちの安全を確保するために必要な安全灯、転落防止柵等の整備

2 事業実施主体

(1) 1の表の事業メニュー欄の㊸の2受入機能強化施設の事業実施主体は、都道府県、市町村、農業協同組合、森林組合、又は漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体のいずれかとする。ただし、農林水産物処理加工施設を整備するに当たっては、農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体を除くものとする。

なお、農業者の組織する団体とは、農家3人以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる団体とする（以下この別表において同じ。）。

- ア 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- イ 農事組合法人以外の農業生産法人
- ウ 特定農業法人及び特定農業団体
- エ 農用地利用改善団体（基盤強化法第23条第1項に規定する団体をいう。）
- オ 農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意団体（集落営農組織を含む。）

(2) ㊺の2宿泊体験活動受入拠点施設の事業実施主体は、都道府県、市町村又は受入地域協議会（市町村のほか、農林漁家民宿、民泊の受入れを行う農林漁家等で組織する協議会）のいずれかとする。

3 交付額算定交付率

NPO法人が事業実施主体である場合は、実施要領別表の2の要件類別5の交付額算定交付率欄の規定にかかわらず沖縄県は、1/2とする。

4 要件

- (1) 実施要領別表の2の要件類別5の要件欄の1の農村振興局長が別に定める場合とは、実施要領別表の1の事業メニュー欄の㊹農林漁業体験施設、㊸の2受入機能強化施設及び㊺の2宿泊体験活動受入拠点施設を行う場合とする。
- (2) 1の表の事業メニュー欄の㊸簡易給水施設は、給水人口3人以上50人未満のものとする。
- (3) 1の表の事業メニュー欄の㊹簡易排水施設は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 本交付金で新たに整備される基幹的施設と各戸から排出されるし尿・生活雑排水を管路により一体的に集合処理するものとし、受益戸数が原則として3戸以上20戸未満のものとする。
 - イ 交付対象となる施設は、合併浄化槽及び基幹的施設から合併浄化槽に至る管路並びに各戸に至る末端管路とし、個人敷地内の施設については交付対象外とする。
- (4) 1の表の事業メニュー欄の㊸の2受入機能強化施設の整備に当たっては、当該施設が宿泊体験活動における受入機能の強化及びグリーン・ツーリズム等を通じた農山漁村の活性化を図るために必要な施設であること。
- (5) 1の表の事業メニュー欄の㊺の2宿泊体験活動受入拠点施設の整備に当たっては、次によるものとする。

	ア 施設の整備については、地域が一体となって受入地域協議会を設立し、小学校1学年規模での子どもたちを対象とした宿泊体験活動を行うものであること。 イ 事業の内容欄の(2)離れ、蔵、土蔵等改修については、子供どもたちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合における必要最低限の新設・改修に限る。ただし、離れのうち母屋と廊下で繋がっている場合にあっては、廊下の改修を除く。 ウ 事業の内容欄の(3)宿泊体験活動施設整備については、子どもたちを受け入れるために必要となる施設のうち母屋にある既存の施設を改修するのではなく、宿泊させる子供の人数に見合った数量でかつ、既存の場所以外の場所に増設をするものに限る。また、消防用施設等については、消防法（昭和23年法律第186号）第17条及び条例で義務付けられている施設等に限る（ただし、規制緩和により義務付けを緩和されているものについては、この限りではない。）。										
6	1 事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、多様な主体が遊休農地を活用して農業生産活動や市民農園の開設を行う場合に必要な土地条件整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に6が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>生産機械施設 ㉓農林業基盤整備用機械</td><td>㉔農林漁業体験施設又は㉕小規模農林地等保全整備を実施する場合に必要な機械の借り上げ等</td></tr><tr><td>農林漁業体験施設 ㉔農林漁業体験施設</td><td>遊休農地を市民農園や教育ファーム等に活用する場合に必要な市民農園の区画及び園路の整備のほか、利用上必要となる農機具収納施設、休憩施設等（滞在施設を除く。）の整備</td></tr><tr><td>総合鳥獣被害防止施設 ㉕総合鳥獣被害防止施設</td><td>遊休農地を活用して農業生産活動を行うための土地条件整備に必要な農産物を鳥獣の被害から守るために必要となる防護柵等及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>農地等補完保全整備 ㉕小規模農林地等保全整備 (1)農業用排水施設 (2)農道 (3)暗きょ排水 (4)客土 (5)土壌改良 (6)農用地保全 (7)遊休農地活用促進支援</td><td>遊休農地を活用して農業生産活動を行うための土地条件整備に必要な次の整備 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良 完全暗きょの新設又は変更 客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 障害物の撤去、深耕、整地、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、不要木の除去及び跡地の整地 (1)～(6)の事業により復旧した農地について営農が開始された後、遊休農地の再発防止のための計画策定とフォローアップ及び対象農地の土壌診断や営農等に関する検討</td></tr></table> 2 交付額算定交付率 実施要領別表の2の要件類別6の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の㉕小規模農林地等保全整備のうち(7)遊休農地活用促進支援とする。 3 事業実施主体 (1) 1の表の事業メニュー欄の事業については地方公共団体及び農業協同組合以外の者で農地を所有していない者（以下この要件類別において「特定開設者」という。）が市民農園の開設主体となる場合の事業実施主体は、市町村、農地保有合理化法人（一般社団法人又は一般財団法人で基盤強化法第4条第2項農の林水産省令で定める要件に該当するものをいう。以下この別表において同じ。）又は農地利用集積円滑化団体（市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で基盤強化法第4条第3項第1号の農林水産省令で定める要件に該当するものをいう。以下この別表において同じ。）とする。ただし、特定開設者を構成員に含む農林漁業者等の組織する団体が事業実施主体となって整備を実施する場合はこの限りではない。 (2) 1の表の事業メニュー欄の㉕小規模農林地等保全整備の(7)遊休農地活用促進支援の事業実施主体は、市町村、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体とする。 4 要件 (1) 本要件類別に該当する事業の対象区域は、要件類別2に該当する事業を実施した区域又はこれと同様の取組を独自に実施し、解消を図るべき遊休農地が明らかになっている区域とする。 なお、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の(1)の集落協定の対象農用地区域内で本整備を実施しようとする場合であって、同要領に基づいて市町村が都道府県知事の認定を受けて定める基本方針に、集落協定において遊休農地を含めて土地条件整備を行うことが規定され	事業メニュー	事業の内容	生産機械施設 ㉓農林業基盤整備用機械	㉔農林漁業体験施設又は㉕小規模農林地等保全整備を実施する場合に必要な機械の借り上げ等	農林漁業体験施設 ㉔農林漁業体験施設	遊休農地を市民農園や教育ファーム等に活用する場合に必要な市民農園の区画及び園路の整備のほか、利用上必要となる農機具収納施設、休憩施設等（滞在施設を除く。）の整備	総合鳥獣被害防止施設 ㉕総合鳥獣被害防止施設	遊休農地を活用して農業生産活動を行うための土地条件整備に必要な農産物を鳥獣の被害から守るために必要となる防護柵等及び附帯施設の整備	農地等補完保全整備 ㉕小規模農林地等保全整備 (1)農業用排水施設 (2)農道 (3)暗きょ排水 (4)客土 (5)土壌改良 (6)農用地保全 (7)遊休農地活用促進支援	遊休農地を活用して農業生産活動を行うための土地条件整備に必要な次の整備 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良 完全暗きょの新設又は変更 客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 障害物の撤去、深耕、整地、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、不要木の除去及び跡地の整地 (1)～(6)の事業により復旧した農地について営農が開始された後、遊休農地の再発防止のための計画策定とフォローアップ及び対象農地の土壌診断や営農等に関する検討
事業メニュー	事業の内容										
生産機械施設 ㉓農林業基盤整備用機械	㉔農林漁業体験施設又は㉕小規模農林地等保全整備を実施する場合に必要な機械の借り上げ等										
農林漁業体験施設 ㉔農林漁業体験施設	遊休農地を市民農園や教育ファーム等に活用する場合に必要な市民農園の区画及び園路の整備のほか、利用上必要となる農機具収納施設、休憩施設等（滞在施設を除く。）の整備										
総合鳥獣被害防止施設 ㉕総合鳥獣被害防止施設	遊休農地を活用して農業生産活動を行うための土地条件整備に必要な農産物を鳥獣の被害から守るために必要となる防護柵等及び附帯施設の整備										
農地等補完保全整備 ㉕小規模農林地等保全整備 (1)農業用排水施設 (2)農道 (3)暗きょ排水 (4)客土 (5)土壌改良 (6)農用地保全 (7)遊休農地活用促進支援	遊休農地を活用して農業生産活動を行うための土地条件整備に必要な次の整備 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良 完全暗きょの新設又は変更 客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 障害物の撤去、深耕、整地、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、不要木の除去及び跡地の整地 (1)～(6)の事業により復旧した農地について営農が開始された後、遊休農地の再発防止のための計画策定とフォローアップ及び対象農地の土壌診断や営農等に関する検討										

	ている場合は、前段の要件は適用しないものとする。 (2) 本要件類別に該当する事業の対象は、実施要領別表の2の要件類別2の要件欄の2に規定する遊休農地の範囲とするものとする。 (3) 1の表の事業メニュー欄の㉓農林業基盤整備用機械は、同欄の㉔農林漁業体験施設又は㉗小規模農林地等保全整備の事業実施主体が自ら実施する場合に限り交付の対象とするものとする。 (4) 1の表の事業メニュー欄の㉔農林漁業体験施設の市民農園の整備は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定に基づく特定農地貸付けの承認又は市民農園法第7条第3項の規定に基づく市民農園の開設の認定を受けているものに限るものとする。 (5) 1の表の事業メニュー欄の㉗小規模農林地等保全整備のうち(1)から(6)までに該当する事業については、次のいずれかに該当する場合に限り、支援の対象とするものとする。 ア 遊休農地活用者が、現に関係権利者から所有権の移転又は賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利（以下この要件類別において「使用収益権」という。）の設定若しくは移転を受けている場合 イ 遊休農地活用者が所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転を受けることにつき、関係権利者から書面で同意又は確約を得ている場合 ウ 遊休農地活用者が将来的に所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転を受けることを前提として、試行的に農作業の受託を行う場合であって、書面によって契約されている場合 (6) 1の表の事業メニュー欄の㉗小規模農林地等保全整備のうち(7)については、次のア又はイのいずれかに該当する場合に限り、1事業実施主体当たり5年以内で50万円を上限とした遊休農地活用促進費を交付するものとする。 ア 事業実施主体である農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が借り受けた対象遊休農地（おおむね1ha以上の農地であり、地権者から事業実施主体に対して再活用の申し入れがある農地であること。ただし、農業委員会から農地法第30条3項に基づく指導があった遊休農地は除く。以下同じ。))について上表の㉗小規模農林地等保全整備のうち(1)から(6)までのいずれかの事業を行い、当該農地について借受等希望者と5年間以上の利用権（基盤強化法第4条第4項第1号に規定する利用権をいう。以下同じ。）の設定を行う場合 イ 事業実施主体である市町村が対象遊休農地（おおむね1ha以上）について㉗小規模農林地等保全整備のうち(1)から(6)までのいずれかの事業を行い、当該農地が所有者との借受等希望者との間で5年間以上の利用権の設定が行われる場合 (7) 計画主体は、遊休農地活用者又は市民農園の開設主体が次のいずれかに該当する場合には、これまでの農地利用、農業技術・経営の状況等に関して農業委員会の意見を聴いた上で、遊休農地活用者又は市民農園の開設主体として適当か否かを判断するものとする。 ア 1の表の事業メニュー欄の㉔農林漁業体験施設の市民農園（農園利用方式（市民農園法第2条第2項第1号のロに該当する農地で実施される方式）の場合を除く。）の整備にあつて、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園の開設主体となる場合 イ 1の表の事業メニュー欄の㉗小規模農林地等保全整備にあつて、認定農業者（基盤強化法第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下この別表において同じ。）以外の者が遊休農地活用者となる場合														
7	1 事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備等とし、実施要領別表の1の要件類別欄に7が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>基盤整備 ①農業用排水施設</td><td>ア 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 イ 基幹水利施設補修工事（土地改良事業（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業をいう。以下この別表において同じ。）により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹施設及び当該施設と一体となって機能を発揮する農業用排水施設について緊急に必要な施設機能の維持及び安全性の確保のための補強工事又は排砂対策工事）</td></tr><tr><td>②農業用道路</td><td>ア 農道、農道橋、軌道等運搬施設の新設、改良等 イ 農道網等の整備（樹園地を主体とした農用地又は野菜指定産地における畑地若しくは田畑輪換を行う水田地帯において行うものに限る。） ウ 樹園地を主体とした園内作業道の整備</td></tr><tr><td>③暗きょ排水</td><td>完全暗きょの新設又は変更（地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第Ⅰ部の第5に基づき作成した地域水田農業ビジョンをいう。以下この別表において同じ。）に基づくものにあつては、補助暗きょを含む。）</td></tr><tr><td>④客土</td><td>客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工</td></tr><tr><td>⑤区画整理</td><td>農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）</td></tr><tr><td>⑥農地造成</td><td>農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良</td></tr></table>	事業メニュー	事業の内容	基盤整備 ①農業用排水施設	ア 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 イ 基幹水利施設補修工事（土地改良事業（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業をいう。以下この別表において同じ。）により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹施設及び当該施設と一体となって機能を発揮する農業用排水施設について緊急に必要な施設機能の維持及び安全性の確保のための補強工事又は排砂対策工事）	②農業用道路	ア 農道、農道橋、軌道等運搬施設の新設、改良等 イ 農道網等の整備（樹園地を主体とした農用地又は野菜指定産地における畑地若しくは田畑輪換を行う水田地帯において行うものに限る。） ウ 樹園地を主体とした園内作業道の整備	③暗きょ排水	完全暗きょの新設又は変更（地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第Ⅰ部の第5に基づき作成した地域水田農業ビジョンをいう。以下この別表において同じ。）に基づくものにあつては、補助暗きょを含む。）	④客土	客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工	⑤区画整理	農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）	⑥農地造成	農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良
事業メニュー	事業の内容														
基盤整備 ①農業用排水施設	ア 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 イ 基幹水利施設補修工事（土地改良事業（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業をいう。以下この別表において同じ。）により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹施設及び当該施設と一体となって機能を発揮する農業用排水施設について緊急に必要な施設機能の維持及び安全性の確保のための補強工事又は排砂対策工事）														
②農業用道路	ア 農道、農道橋、軌道等運搬施設の新設、改良等 イ 農道網等の整備（樹園地を主体とした農用地又は野菜指定産地における畑地若しくは田畑輪換を行う水田地帯において行うものに限る。） ウ 樹園地を主体とした園内作業道の整備														
③暗きょ排水	完全暗きょの新設又は変更（地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第Ⅰ部の第5に基づき作成した地域水田農業ビジョンをいう。以下この別表において同じ。）に基づくものにあつては、補助暗きょを含む。）														
④客土	客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工														
⑤区画整理	農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）														
⑥農地造成	農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良														

	<table><tr><td></td><td>ただし、受益面積がおおむね5 ha以上であるものについては、農地造成に係る計画（農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付け45農地C第500号農林事務次官依命通知）第4の2の規定に準じて作成する計画をいう。以下この要件類別において「造成計画」という。）が定められていること また、農林業地域等総合開発整備実施計画樹立要綱（昭和61年8月19日付け61構改C第707号農林水産事務次官依命通知）に基づき都道府県知事が樹立する農林地一体開発整備パイロット事業実施計画に位置付けられたものは、同実施計画に基づく事業として実施することができるものとする。この場合、同実施計画を造成計画として取り扱うものとする。</td></tr><tr><td>⑦交換分合</td><td>農用地等の交換分合</td></tr><tr><td>⑧農用地保全</td><td>ア 農用地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等の整備 イ 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等の土壌改良</td></tr></table>		ただし、受益面積がおおむね5 ha以上であるものについては、農地造成に係る計画（農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付け45農地C第500号農林事務次官依命通知）第4の2の規定に準じて作成する計画をいう。以下この要件類別において「造成計画」という。）が定められていること また、農林業地域等総合開発整備実施計画樹立要綱（昭和61年8月19日付け61構改C第707号農林水産事務次官依命通知）に基づき都道府県知事が樹立する農林地一体開発整備パイロット事業実施計画に位置付けられたものは、同実施計画に基づく事業として実施することができるものとする。この場合、同実施計画を造成計画として取り扱うものとする。	⑦交換分合	農用地等の交換分合	⑧農用地保全	ア 農用地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等の整備 イ 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等の土壌改良
	ただし、受益面積がおおむね5 ha以上であるものについては、農地造成に係る計画（農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付け45農地C第500号農林事務次官依命通知）第4の2の規定に準じて作成する計画をいう。以下この要件類別において「造成計画」という。）が定められていること また、農林業地域等総合開発整備実施計画樹立要綱（昭和61年8月19日付け61構改C第707号農林水産事務次官依命通知）に基づき都道府県知事が樹立する農林地一体開発整備パイロット事業実施計画に位置付けられたものは、同実施計画に基づく事業として実施することができるものとする。この場合、同実施計画を造成計画として取り扱うものとする。						
⑦交換分合	農用地等の交換分合						
⑧農用地保全	ア 農用地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等の整備 イ 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等の土壌改良						
	2 要件 (1) 市町村が作成する田園環境整備マスタープラン（環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定について（平成14年3月1日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）の第1に規定する田園環境整備マスタープランをいう。）等の関連計画を踏まえ、土地改良法に規定する土地改良事業計画を定めるものとする。 (2) 実施要領別表の2の要件類別7の要件欄の1の農村振興局長が別に定める基準とは、平成18年4月3日農林水産省告示第525号（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）附則第2項及び第4項の農林水産大臣が定める基準等を定める件）第1号に規定する基準とする。なお、告示第1号の基準については、農業経営基盤強化促進基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下この別表において「基本構想」という。）を勘案できるものとする。 (3) 実施要領別表の2の要件類別7の要件欄の2により実施しようとするものは、事業実施地区において、地域水田農業ビジョンに即した次の事項を内容とする整備計画が策定されているものであること。 ア 地域水田農業ビジョンに即した基本構想 イ 営農計画 ウ 土地利用計画 エ 畑作振興対策のための整備計画 オ その他実施のために必要な事項 (4) 実施要領別表の2の要件類別7の要件欄の2の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（基盤強化法第4条第3項第1号に規定する利用権をいう。以下この別表において同じ。）に基づき又は農作業受託により耕作される農用地をいう。 なお、農作業受託とは、基幹ほ場3作業以上の受託を行っているものをいう。この基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げるもののうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ（田植えを除く。）又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とし、その他特別な栽培手法によるもの等にあつてはこれに準じて取り扱う作業とする。 ア 耕起 イ 代かき ウ 田植え又は播種 エ 収穫 (5) 実施要領別表の2の要件類別7の要件欄の3の農村振興局長が別に定める農地とは次のアからウまでのいずれかに該当するものとし、イ又はウの要件を満たすかどうかは、農地所有者等の自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、市町村長が判断するものとする。 ア 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地 イ 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者（以下「農地所有者等」という。）によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響等の観点から土地管理が行われている農地 ウ 現に耕作の目的に供されている農地であつて、基盤整備地区に係る農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第6条第1項の規定に基づき活性化計画を農林水産大臣に提出する時点（以下この別表において「提出時点」という。）において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を止める見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地						
8	1 事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備と併せ行う生活環境施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に8が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><td>事業メニュー</td><td>事業の内容</td></tr><tr><td>基盤整備 ⑨土地改良施設保全</td><td></td></tr></table>	事業メニュー	事業の内容	基盤整備 ⑨土地改良施設保全			
事業メニュー	事業の内容						
基盤整備 ⑨土地改良施設保全							

	<table><tr><td>(1)農道保全対策</td><td>農道保全対策事業実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1877号農林水産省農村振興局長通知）に基づく農道保全対策に定める内容に準じるものとし、同要領に定める農道保全対策事業計画及び緊急対策事業計画に基づいて行う整備</td></tr><tr><td>(2)安全施設整備</td><td>農業用排水施設等（用排水路、ため池、頭首工、機場及びこれらに附帯する施設）の安全施設として、フェンス、ふた、スクリーン等の設置</td></tr><tr><td>(3)農村のみち整備</td><td>地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶ農道又は農業集落道の整備とし、次のとおりとする。 ア 既設の農道や農業集落道等のネットワーク機能を補完することで交流拠点の振興に資する農道及び農業集落道の整備 イ 歴史的又は文化的価値を有する農村の古道等（農業集落道等）の整備・再生 ウ 農村の交流拠点の間を連絡する散策道の整備 エ 既設農道及び農業集落道の補修・更新</td></tr><tr><td>⑩農業集落道</td><td>農業集落周辺における実施要領別表の1の事業メニュー欄の②農業用道路を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の整備</td></tr><tr><td>生産機械施設 ⑳営農飲雑用水施設</td><td>営農用水施設として農業経営に必要な用水供給施設及び飲雑用水供給施設の新設又は変更の事業で共同利用に係るもの</td></tr><tr><td>防災安全施設 ㉔防災安全施設</td><td>農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備</td></tr><tr><td>農地等補完保全整備 ㉗小規模農林地等保全整備</td><td>障害物の撤去、深耕、整地、鳥獣による農作物や農地への被害を防止するための施設の整備、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、不要木の撤去又は跡地の整地</td></tr></table>	(1)農道保全対策	農道保全対策事業実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1877号農林水産省農村振興局長通知）に基づく農道保全対策に定める内容に準じるものとし、同要領に定める農道保全対策事業計画及び緊急対策事業計画に基づいて行う整備	(2)安全施設整備	農業用排水施設等（用排水路、ため池、頭首工、機場及びこれらに附帯する施設）の安全施設として、フェンス、ふた、スクリーン等の設置	(3)農村のみち整備	地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶ農道又は農業集落道の整備とし、次のとおりとする。 ア 既設の農道や農業集落道等のネットワーク機能を補完することで交流拠点の振興に資する農道及び農業集落道の整備 イ 歴史的又は文化的価値を有する農村の古道等（農業集落道等）の整備・再生 ウ 農村の交流拠点の間を連絡する散策道の整備 エ 既設農道及び農業集落道の補修・更新	⑩農業集落道	農業集落周辺における実施要領別表の1の事業メニュー欄の②農業用道路を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の整備	生産機械施設 ⑳営農飲雑用水施設	営農用水施設として農業経営に必要な用水供給施設及び飲雑用水供給施設の新設又は変更の事業で共同利用に係るもの	防災安全施設 ㉔防災安全施設	農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備	農地等補完保全整備 ㉗小規模農林地等保全整備	障害物の撤去、深耕、整地、鳥獣による農作物や農地への被害を防止するための施設の整備、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、不要木の撤去又は跡地の整地
(1)農道保全対策	農道保全対策事業実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1877号農林水産省農村振興局長通知）に基づく農道保全対策に定める内容に準じるものとし、同要領に定める農道保全対策事業計画及び緊急対策事業計画に基づいて行う整備														
(2)安全施設整備	農業用排水施設等（用排水路、ため池、頭首工、機場及びこれらに附帯する施設）の安全施設として、フェンス、ふた、スクリーン等の設置														
(3)農村のみち整備	地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶ農道又は農業集落道の整備とし、次のとおりとする。 ア 既設の農道や農業集落道等のネットワーク機能を補完することで交流拠点の振興に資する農道及び農業集落道の整備 イ 歴史的又は文化的価値を有する農村の古道等（農業集落道等）の整備・再生 ウ 農村の交流拠点の間を連絡する散策道の整備 エ 既設農道及び農業集落道の補修・更新														
⑩農業集落道	農業集落周辺における実施要領別表の1の事業メニュー欄の②農業用道路を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の整備														
生産機械施設 ⑳営農飲雑用水施設	営農用水施設として農業経営に必要な用水供給施設及び飲雑用水供給施設の新設又は変更の事業で共同利用に係るもの														
防災安全施設 ㉔防災安全施設	農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備														
農地等補完保全整備 ㉗小規模農林地等保全整備	障害物の撤去、深耕、整地、鳥獣による農作物や農地への被害を防止するための施設の整備、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、不要木の撤去又は跡地の整地														
2	事業実施主体 1の表の事業メニュー欄の⑨土地改良施設保全の(3)農村のみち整備の事業実施主体は、市町村とする。 3 要件 (1) 実施要領別表の2の要件類別8の要件欄の2の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑨土地改良施設保全の(1)農道保全対策及び(2)安全施設整備とする。 (2) 実施要領別表の2の要件類別8の要件欄の3の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑨土地改良施設保全の(2)安全施設整備とする。 (3) 実施要領別表の2の要件類別8の要件欄の4の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑨土地改良施設保全の(1)農道保全対策とする。 (4) 本要件類別に該当する事業の実施に当たっては、あらかじめ、費用負担予定者及び施設の予定管理者の同意を得るものとし、事業の変更の手續及び同意を要する変更事由等について定めておくものとする。 (5) 実施要領別表の2の要件類別8の要件欄の2のイの耕作放棄地等とは、本別表の要件類別欄の7の要件等の欄の2の(5)に規定する耕作放棄地等とする。 (6) 実施要領別表の2の要件類別8の要件欄の6の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑨土地改良施設保全の(3)農村のみち整備とする。 (7) なお、1の表の㉗小規模農林地等保全整備のうち、鳥獣による農作物や農地への被害を防止するための施設の整備の実施は、平成21年度までに策定された活性化計画に基づく事業及び範囲に限るものとする。														
9	1 事業内容 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の⑫農業経営高度化等支援の事業内容は、基盤整備と一体的な実施による水田・畑作経営所得安定対策の対象者等の育成、農地の利用集積等の推進及び耕作放棄地解消・発生防止に対して支援することとし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>基盤整備 ⑫農業経営高度化等支援 (1)高度土地利用調整支援 ア 指導支援</td><td>土地利用調整及び農地の利用集積又は面的集積を推進するために行う普及・指導活動とし、次のとおりとする。 (ア) 本要件類別に該当する事業の啓発普及 (イ) 本要件類別に該当する事業の実施状況の確認及び報告 (ウ) 本要件類別に該当する事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整</td></tr></table>	事業メニュー	事業の内容	基盤整備 ⑫農業経営高度化等支援 (1)高度土地利用調整支援 ア 指導支援	土地利用調整及び農地の利用集積又は面的集積を推進するために行う普及・指導活動とし、次のとおりとする。 (ア) 本要件類別に該当する事業の啓発普及 (イ) 本要件類別に該当する事業の実施状況の確認及び報告 (ウ) 本要件類別に該当する事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整										
事業メニュー	事業の内容														
基盤整備 ⑫農業経営高度化等支援 (1)高度土地利用調整支援 ア 指導支援	土地利用調整及び農地の利用集積又は面的集積を推進するために行う普及・指導活動とし、次のとおりとする。 (ア) 本要件類別に該当する事業の啓発普及 (イ) 本要件類別に該当する事業の実施状況の確認及び報告 (ウ) 本要件類別に該当する事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整														

		(エ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合が行うイの調査・調整支援又は(4)の耕地利用高度化推進支援に関する助言又は指導
	イ 調査・調整支援	(ア) 関係農家の意向調査活動 (イ) 土地利用調整活動 (ウ) 農用地流動化についての関係機関との調整活動 (エ) 農業機械の利用再編に関する活動 (オ) 地域農業改良普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動 (カ) その他農用地流動化に係る調査・調整活動
	(2) 高度経営体集積促進支援	高度経営体(実施要領別表の2の要件類別9の要件欄の1の(3)の高度経営体をいう。以下この要件類別において同じ。)への農地の利用集積に向けた促進支援
	(3) 高度経営体面的集積促進支援	高度経営体への農地の面的集積に向けた促進支援
	(4) 耕地利用高度化推進支援	(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平 (イ) 効果的な地下水管理のための暗きよの清掃・被覆材の入替え (ウ) 暗きよの効果を高める補助的な暗きよの施工 (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明きよの施工 (オ) 補助的な暗きよ施工機具等の共同利用体制の整備 (カ) 転作後に必要な田面整地作業 (キ) その他農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
	(5) 耕作放棄地解消支援	土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するために行う普及・指導活動とし、次のとおりとする。
	ア 指導支援	(ア) 本要件類別に該当する事業の啓発普及 (イ) 本要件類別に該当する事業の実施状況の確認及び報告 (ウ) 本要件類別に該当する事業の総合的な実施のための関係機関との調整 (エ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合が行うイの調査・調整支援、ウの技術支援及びエの営農支援又は(6)の耕作放棄地活用推進支援に関する助言又は指導 (オ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合に対して行う耕作放棄地解消・発生防止のための技術研修 (カ) 耕作放棄地解消・発生防止の取組を広めるための調査・普及活動 (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に関する指導等の活動
	イ 調査・調整支援	(ア) 関係農家、耕作放棄地所有者及び新規参入者の意向調査活動 (イ) 土地利用調整活動 (ウ) 関係機関との調整活動 (エ) 新規参入促進のための広報活動、研究会等の開催 (オ) 農業機械の利用再編に関する活動 (カ) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動 (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止についての調査・調整活動
	ウ 技術支援	(ア) 数人施行としての合意形成を図るための活動 (イ) 数人施行としての規約の作成及び土地改良法手続に関する指導 (ウ) 実施主体として事業推進に必要な事務手続等に関する指導 (エ) その他数人施行を実施するための技術的な支援
	エ 営農支援	(ア) 導入作物等に関する営農指導・助言 (イ) 初期投資及び営農リスク等に対する支援 (ウ) その他営農面での支援
	(6) 耕作放棄地面的集積促進支援	耕作放棄地（要件類別欄7の要件等欄の2の（5）のアに規定する農地をいう。以下この要件類別において同じ。）の担い手（要件類別欄7の要件等欄2の（2）に規定する基準に適合する農業者又は農業者の組織する団体をいう。以下この要件類別において同じ。）への面的集積に向けた促進支援
	(7) 耕作放棄地活用推進支援	(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平 (イ) 効果的な地下水管理のための暗きよの清掃・被覆材の入替え (ウ) 暗きよの効果を高める補助的な暗きよの施工 (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明きよの施工 (オ) 補助的な暗きよ施工機具等の共同利用体制の整備

	(カ) 転作後に必要な田面整地作業 (キ) 新たな営農展開や経営拡大を促進するための追加・補助的な整備 (ク) 担い手の確保までの間に暫定的に行う農地の維持・管理 (ケ) 事業による耕作放棄地の解消効果を普及するための実証整備 (コ) その他耕作放棄地の解消及び発生防止に必要な条件整備等
	2 事業実施主体 (1) 1の表の事業メニュー欄の(1)のアの指導支援（以下この要件類別において「高度土地利用調整指導支援」という。）の事業実施主体は、都道府県とする。 (2) 1の表の事業メニュー欄の(1)のイの調査・調整支援（以下この要件類別において「高度土地利用調整調査・調整支援」という。）の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区又は農業協同組合とする。 (3) 1の表の事業メニュー欄の(2)の高度経営体集積促進支援（以下この要件類別において「高度経営体集積促進支援」という。）の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。 (4) 1の表の事業メニュー欄の(3)の高度経営体面的集積促進支援（以下この要件類別において「高度経営体面的集積促進支援」という。）の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。 (5) 1の表の事業メニュー欄の(4)の耕地利用高度化推進支援（以下この要件類別において「耕地利用高度化推進支援」という。）の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。 (6) 1の表の事業メニュー欄の(5)のアの指導支援の事業実施主体は、都道府県とする。 (7) 1の表の事業メニュー欄の(5)のイの調査・調整支援、ウの技術支援及びエの営農支援の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地保有合理化法人（市町村又は農業協同組合たる農地保有合理化法人を除く。）、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者とする。 (8) 1の表の事業メニュー欄の(6)の耕作放棄地面的集積促進支援（以下この要件類別において「耕作放棄地面的集積促進支援」という。）の実施主体は、都道府県又は市町村とする。 (9) 1の表の事業メニュー欄の(7)の耕作放棄地活用推進支援（以下この要件類別において「耕作放棄地活用推進支援」という。）の事業実施主体は、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地保有合理化法人（市町村又は農業協同組合たる農地保有合理化法人を除く。）、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者とする。
	3 交付額算定交付率 実施要領別表の2の要件類別9の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合とは、1の表の事業メニュー欄の⑫農業経営高度化等支援のうち（5）耕作放棄地解消支援又は（7）耕作放棄地活用推進支援を行う場合とする。
	4 要件 ※下線の通知は廃止され、新たな通知が制定される予定。 (1) 本要件類別に該当する各事業の実施に当たっては、基盤整備地区（実施要領別表の2の要件類別9の要件欄の基盤整備地区をいう。（2）、(6)及び(9)において同じ。）において、次のいずれかの計画が策定されている場合に限ることとする。 ① 市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（<u>経営体育成基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2486号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(2)</u>に規定する基盤整備関連経営体育成等促進計画をいう。以下この別表において「促進計画」という。） ② 市町村耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2048号農林水産事務次官依命通知）第4の1に規定する耕作放棄地解消等基盤整備基本構想をいう。（以下この別表において「整備基本構想」という。）） (2) 本要件類別の事業メニュー⑫の(1)から(4)までに該当する事業は、次のアからシまでによるほか、(3)から(8)まで及び(13)により実施するものとする。 なお、⑫の(2)の事業は実施要領別表の2の要件類別9の要件欄の1を、⑫の(3)の事業は同要件欄の2を満たすこととし、そのいずれかの場合に限り実施することができるものとする。 ア 基盤整備地区の全部又は一部を含む市町村について、基本構想が定められている又は定めることが見込まれること。 イ 基盤整備地区において、促進計画が定められており、かつ、当該促進計画が<u>経営体育成基盤整備事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2487号農林水産省農村振興局長通知）第3の4</u>に規定する基準を満たしていること。 ウ 実施要領別表の2の要件類別9の要件欄の1の(1)のアからカまで、(2)のイ及び2の(1)のアからカまでの交付対象計画の決定時とは、1の表の事業メニュー欄の(1)の高度土地利用調整支援（以下この別表において「高度土地利用調整支援」という。）を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、高度土地利用調整支援の開始時とする。 エ 実施要領別表の2の要件類別9の要件欄の1の(1)のキの農業生産法人を除く法人は、促進計画に定める目標年度までに認定農業者となることを約し、かつ、それが確実と見込まれるとして計画主体が認めたものであること。 オ 実施要領別表の2の要件類別9の要件欄の1の(2)のイの認定農業者数には、特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。）の数を含めることができるものとする。 カ 実施要領別表の2の要件類別9の要件欄の1の(3)の農村振興局長が別に定める農業者又は農業者の組織する団体

	とは、基盤整備地区に係る担い手であって、かつ、次のいずれかの要件を満たすものとする。
	(ア) 新たな経営安定対策の対象者
	(イ) 品目別経営安定対策の対象者
	(ウ) 一定規模（都府県にあっては4ha、北海道にあっては10ha）以上の経営等農用地を集積するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守する認定農業者
	(エ) 事業実施地区に係る市町村の基本構想の目標所得水準の過半の農業所得を確保するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守する認定農業者
	(オ) 特定農業団体等（平成18年4月3日農林水産省告示第525号（農業経営基盤強化促進法施行令附則第2項及び第4項の農林水産大臣が定める基準等を定める件）第1号のハに規定する基準に適合する農業者の組織する団体をいう。）であって、7ha（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1に規定する地域にあっては4ha）以上の経営等農用地を集積する者
キ	カの(ア)の「新たな経営安定対策の対象者」とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第2項に規定する対象農業者の要件を満たす者をいう。
ク	カの(イ)の「品目別経営安定対策の対象者」とは、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第2号の要件を満たす者及び同規則第43条第2号の要件を満たす者をいう。
ケ	カの(ウ)及び(エ)の「対象農地を農地として利用」とは、その耕作の業務の対象となる農地のうちに、農地法第32条の規定による農業委員会からの通知を受け、かつ、同法第33条第1項の期限内に農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合における当該通知に係る農地等がないことをいう。
コ	カの(ウ)及び(エ)の「国が定める環境規範」とは、環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）の別添1の「環境と調和のとれた農業生産活動規範」をいう。
サ	本事業の使途基準は、第11の1の（7）に準ずるものとする。
シ	実施要領別表の2の要件類別9の要件欄の2の(1)の農村振興局長が別に定める集積団地要件とは、同一の担い手の経営等農用地であって北海道では1.5ha、都府県では1ha以上のまとまりを有するものをいう。 また、2つ以上の農用地においてまとまりを構成するとは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合をいう。 (ア) 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの (イ) 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの (ウ) 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの (エ) 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの (オ) 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの (カ) その他、本事業趣旨に照らして実施主体が適当であると認めるもの
	(3) 高度土地利用調整支援を生産基盤整備事業等（実施要領別表の2の要件類別9の要件欄の1の(1)に規定する生産基盤整備事業等をいう。以下この要件類別において同じ。）の完了後も行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める高度経営体の経営等農用地の面積の割合が当該事業の完了時から5ポイント以上増加することが確実と見込まれること。ただし、2の(1)の場合には、当該事業の受益面積に占める高度経営体の経営等農用地のうち集積団地要件を満たす農用地の面積の割合が当該事業完了時から3.5ポイント増加することが見込まれること。
	(4) 高度土地利用調整指導支援は、次によるものとする。 ア 実施期間は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度までとする。 ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあっては、調査・調整支援又は耕地利用高度化推進支援を実施する場合に限って実施することができるものとする。 イ 助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
	(5) 高度土地利用調整調査・調整支援は、次によるものとする。 ア 実施期間は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度までとする。 イ 助成は、ウに定める限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。 ウ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の受益面積ごとに区分する次の基準額に調査・調整支援の実施年数を乗じた額とする。 (ア) 60ha未満の場合にあっては、1,500千円 (イ) 60ha以上200ha未満の場合にあっては、2,000千円 (ウ) 200ha以上の場合にあっては、4,000千円
	(6) 高度経営体集積促進支援は、次によるものとする。 ア 提出時点における生産基盤整備事業等の受益面積から担い手の経営等農用地面積を除いた面積に対する提出時点から促進計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地の面積の割合（以下この要件類別において「高度経営体集積向上率」という。）が20%以上となること。 イ 本事業の実施に当たっては、高度経営体の育成及び高度経営体への農地の利用集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。 ウ 計画主体は、アに規定する高度経営体集積向上率を、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までのいずれかの年度において確認することとし、高度経営体集積促進支援の助成は、エに定める限度額の範囲内において、当該確認を行った年度の翌年度又は翌年度及び翌々年度の2箇年度に分けて行うものとする。

	エ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。 (ア) 高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合にあつては、0.020 (イ) 高度経営体集積向上率が25%以上30%未満の場合にあつては、0.025 (ウ) 高度経営体集積向上率が30%以上35%未満の場合にあつては、0.030 (エ) 高度経営体集積向上率が35%以上40%未満の場合にあつては、0.035 (オ) 高度経営体集積向上率が40%以上45%未満の場合にあつては、0.040 (カ) 高度経営体集積向上率が45%以上50%未満の場合にあつては、0.045 (キ) 高度経営体集積向上率が50%以上の場合にあつては、0.050
	(7) 高度経営体面的集積促進支援は、次によるものとする。 ア 提出時点における生産基盤整備事業等の受益面積から担い手農地面的集積面積を除いた面積に対する、提出時点から促進計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地のうち、集積団地要件を満たす農用地の面積の割合（以下この要件類別において「高度経営体面的集積向上率」という。）が15%以上となること。
	イ 本事業の実施に当たっては、高度経営体の育成及び高度経営体への農地の面的集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。
	ウ 計画主体は、アに規定する高度経営体面的集積向上率を、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までのいずれかの年度において確認することとし、高度経営体面的集積促進支援の助成は、エに定める限度額の範囲内において、当該確認を行った年度の翌年度又は翌年度及び翌々年度の2箇年度に分けて行うものとする。
	エ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。 (ア) 高度経営体面的集積向上率が15%以上20%未満の場合にあつては、0.020 (イ) 高度経営体面的集積向上率が20%以上27.5%未満の場合にあつては、0.030 (ウ) 高度経営体面的集積向上率が27.5%以上35%未満の場合にあつては、0.040 (エ) 高度経営体面的集積向上率が35%以上40%未満の場合にあつては、0.050 (オ) 高度経営体面的集積向上率が40%以上45%未満の場合にあつては、0.060 (カ) 高度経営体面的集積向上率が45%以上50%未満の場合にあつては、0.070 (キ) 高度経営体面的集積向上率が50%以上の場合にあつては、0.075
	(8) 耕地利用高度化推進支援は、次によるものとする。 ア 実施期間は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までとする。
	イ 助成は、ウに定める限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
	ウ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額とする。
	(9) 本要件類別の事業メニュー⑫の(5)から(6)までに該当する事業は、実施要領別表の2の要件類別9の要件欄の3の要件のほか、次のアからウまで及び(10)から(13)までによるものとする。 ア 基盤整備地区の全部又は一部を含む市町村について、基本構想が定められている又は定めることが見込まれること。
	イ 基盤整備地区において、整備基本構想が定められており、かつ、市町村が耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2048号農林水産事務次官依命通知）第5の1に規定する遊休農地利用増進土地改良整備計画（以下この要件類別において「整備計画」という。）を作成していること。
	ウ 耕作放棄地等（本別表の要件類別欄7の要件等欄の2の（5）に規定する農地をいう。）について、関係機関との連携に基づき、長期にわたり利用増進が図られると見込まれること。
	(10) 1の表の事業メニュー欄の(5)の耕作放棄地解消支援は、次によるものとする。 ア 1の表の事業メニュー欄の(5)の耕作放棄地解消支援のうち「ウ 技術支援」及び「エ 営農支援」については、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者に対して実施するものとする。
	イ 実施期間は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から整備計画に定める目標年度までとする。
	ウ 助成は、エに定める限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
	エ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の受益面積ごとに区分する次の基準額に耕作放棄地解消支援の実施年数を乗じた額とする。 (ア) 60ha未満の場合にあつては、1,500千円 (イ) 60ha以上200ha未満の場合にあつては、2,000千円 (ウ) 200ha以上の場合にあつては、4,000千円
	(11) 耕作放棄地面的集積促進支援は、次によるものとする。 ア 耕作放棄地面的集積率（生産基盤整備事業等の受益面積に占める担い手に面的集積（本別表の要件類別欄9の要件等欄の4の要件の（2）のシに規定する集積団地要件を満たすものをいう。）される耕作放棄地の割合をいう。）が4%以上となること。
	イ 本事業の実施に当たっては、耕作放棄地の解消・発生防止及び担い手への農地の面的集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。
	ウ 計画主体は、耕作放棄地面的集積率を、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までにおいて確認することとし、耕作放棄地面的集積促進支援の助成は、エに定める限度額の範囲内において、当該確認を行った年度の翌年度又は翌年度及び翌々年度の2箇年度に分けて行うものとする。
	エ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。

	(7) 耕作放棄地面的集積面積が4%以上5%未満の場合にあつては、0.020
	(イ) 耕作放棄地面的集積面積が5%以上6%未満の場合にあつては、0.030
	(ウ) 耕作放棄地面的集積面積が6%以上7%未満の場合にあつては、0.040
	(エ) 耕作放棄地面的集積面積が7%以上8%未満の場合にあつては、0.050
	(オ) 耕作放棄地面的集積面積が8%以上9%未満の場合にあつては、0.060
	(カ) 耕作放棄地面的集積面積が9%以上10%未満の場合にあつては、0.070
	(キ) 耕作放棄地面的集積面積が10%以上の場合にあつては、0.075
	(12) 耕作放棄地活用推進支援は、整備基本構想の範囲内で実施するものとする。
	(13) 耕作放棄地活用推進支援は、次によるものとする。 ア 実施期間は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までとする。 イ 助成は、ウに定める限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。 ウ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額とする。
	(14) その他 ア 基盤整備促進事業実施要綱（平成10年5月20日付け10構改D第85号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成16年度までに採択された農地等高度利用促進事業の基盤整備事業の担い手育成型の地区、平成18年度までに元気な地域づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16農振第2364号農林水産事務次官依命通知。以下この要件類別において「元気交付金実施要綱」という。）の第3の3の(4)に基づき承認を受けた元気な地域づくり計画の基盤整備地区（元気交付金実施要綱別紙の2のメニュー欄の8の(3)農業経営高度化支援の要件欄の1の(1)に規定する基盤整備地区をいう。）又は平成19年度以降に実施要綱の第4の2に基づき決定された交付金の交付対象となる活性化計画の基盤整備地区（実施要領別表の2の要件類別9の要件欄の1に規定する基盤整備地区をいう。）であって、実施要領別表の2の要件類別9の要件欄の1の(2)のアのアクションプログラムが作成されていないものについては、同欄の1の(2)のアを「認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、地域農業マスタープラン（経営対策体制整備推進事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第166号農林水産事務次官依命通知）第3の2に規定する計画等をいう。）に定める目標割合以上となること。」と読み替えるものとする。 イ 元気な地域づくり交付金実施要綱の一部改正について（平成18年4月3日付け17農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の改正前の元気な地域づくり交付金実施要綱の別紙の1の「メニュー」欄の6の農地基盤整備推進対策活動促進支援又は10の土地利用調整支援を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施し、又は平成18年度以降に都道府県が国の助成を受けずに生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施する場合にあつては、(1)のウの規定を、「交付対象計画の決定時とは、元気な地域づくり交付金実施要綱の一部改正について（平成18年4月3日付け17農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の改正前の元気な地域づくり交付金実施要綱の別紙の1の「メニュー」欄の6の農地基盤整備推進対策活動促進支援又は10の土地利用調整支援を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、農地基盤整備推進対策活動支援又は土地利用調整支援の採択時とする。」と読み替えるものとする。 ウ 基盤整備促進事業実施要綱（平成10年5月20日付け10構改D第85号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成14年度までに採択された基盤整備事業の担い手育成型の地区であって、高度化支援を実施するものについては、実施要領別表の2の要件類別9の要件欄の1の(3)の「市町村基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下「促進計画」という。）に定める目標年度」を「市町村が作成する農業農村活性化計画に定める目標年度から3年度目」と読み替えるものとする。 エ ウの地区については、(6)のアに規定する「20%」を「5%」と読み替えることとする。 オ ウの地区については、(6)のエの規定にかかわらず、高度経営体集積促進支援の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。 (7) 高度経営体集積向上率が5%以上10%未満の場合にあつては、0.005 (イ) 高度経営体集積向上率が10%以上15%未満の場合にあつては、0.010 (ウ) 高度経営体集積向上率が15%以上20%未満の場合にあつては、0.015 (エ) 高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合にあつては、0.020 (オ) 高度経営体集積向上率が25%以上30%未満の場合にあつては、0.025 (カ) 高度経営体集積向上率が30%以上35%未満の場合にあつては、0.030 (キ) 高度経営体集積向上率が35%以上40%未満の場合にあつては、0.035 (ク) 高度経営体集積向上率が40%以上45%未満の場合にあつては、0.040 (ケ) 高度経営体集積向上率が45%以上50%未満の場合にあつては、0.045 (コ) 高度経営体集積向上率が50%以上の場合にあつては、0.050 カ ウの地区については、(4)のア及びイ、(5)のア及びイ、(6)のウ、(8)のア及びイに規定する「促進計画に定める目標年度」を「促進計画に定める目標年度から3年度目」と読み替えるものとする。 キ 経営体育成促進事業実施要領の一部改正について（平成17年4月1日付け16農振第2015号農村振興局長知）による改正前の経営体育成促進事業実施要領の第2、第3、第4、第5又は第6に規定する事業を平成16年度までに実施し、かつ、同要領の第9の1の(2)の報告を平成19年度以降に行うこととしていた地区については、同要領の第9の1の(2)の規定はなお従前の例による。
10	1 事業内容

本要件類別に該当する実施要領別表の１の事業メニュー欄の⑬地形図作成の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑬地形図作成	経営体育成基盤整備事業等（実施要領別表の２の要件類別１０の要件欄の１の経営体育成基盤整備事業等をいう。以下この要件類別において同じ。）又は実施要領別表の１の事業メニュー欄の⑤区画整理（この要件類別において「基盤整備事業」という。）を行う予定の地区における調査、計画、換地作業及び施工のすべての部門にわたって基本となるべき地形図（沖縄県にあっては地形図及び土地所有図とする。以下単に「地形図」という。）の作成 なお、地形図とは、地区全体にわたる縮尺1/1,000以上の航空測量（高低測量に係る地上測量を含む。）及び図化とする。

2 要件

- (1) 沖縄県における土地所有図作成の対象地区は、土地所有の確定に多大な労力を要する等の理由により、当該地区に係る経営体育成基盤整備事業等及び基盤整備事業の円滑な推進を図る観点から、土地所有図の作成が必要と認められる地区とする。
- (2) 本要件類別に該当する事業の実施期間は原則として１年とする。
- (3) 本要件類別に該当する事業の実施に要する経費の使途基準は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成19年８月１日付け19企第104号農林水産省農村振興局長通知。以下この別表において「附帯事務費等取扱通知」という。）の記の１によるものとする。

1 1

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、実施要領別表の１の要件類別欄に１１が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

なお、本要件類別に該当する事業内容は、換地計画実施要領（昭和49年７月12日付け49構改B第1232号農林省農林水産省構造改善局長通知）、集落整備地域換地設計実施要領（昭和63年８月30日付け63構改B第710号農林水産省構造改善局長通知）、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成６年６月23日付け６構改B第637号農林水産省構造改善局長通知。以下この要件類別において「経営体育成促進換地等調整事業実施要領」という。）、交換分合実施要領（平成10年５月20日付け10構改B第167号農林水産省構造改善局長通知。以下この要件類別において「交換分合実施要領」という。）又は交換分合推進計画実施要領（平成２年６月７日付け２構改B第807号農林水産省構造改善局長通知）に基づくものとする。

事業メニュー		事業の内容
基盤整備 ⑭農用地等集団化 (1)換地計画		1 換地計画書作成 2 分筆・相続等代位登記 3 国有地払下げ処理 4 換地計画決定 5 換地処分 6 換地処分登記
	(2)集落整備地域換地設計	1 従前地図面作成 2 従前地調査、同整理集計 3 土地評価、非農用地換地手法の検討、換地基本設計の作成、啓蒙普及、意向調査 4 換地設計基準の作成
	(3)経営体育成促進換地等調整	
	必須業務	1 地区内農地等状況調査 4 合意形成促進 5 地区内アンケート調査 7 地域営農構想作成 12 換地設計基準作成
	選択業務	2 農用地集団化促進基本計画作成 3 従前地面積測定 6 地区内ゾーン設定 8 経営体育成方針作成 9 創設農用地・増歩換地調整 10 非農用地換地関係調整 11 交換分合基準含み換地調整

			13 換地計画素案作成 14 経営体育成換地調整	
	(4) 交換分合	交換分合推進計画		1 農地集団化推進計画の作成 2 交換分合推進モデル計画の作成
		第1年度	基本型交換分合	農用地集団化の基本方針（利用権設定基本方針を含む）の策定
			（土地利用秩序形成業務のみ）	非農業的土地需要との調整指針・利用区分に係る土地利用区分の基本方針の策定
			（農地保有合理化関連業務のみ）	農地保有合理化法人の保有する農用地の育成すべき経営体への集積に関する方針の策定
			（耕作放棄地活用業務のみ）	耕作放棄地を活用した農用地の集団化の方法に関する方針の策定
			地域水田農業整備型交換分合	農用地集団化の基本方針（利用権設定基本方針を含む）の策定、畑地転換区域及び田畑輪換区域の概定、経営規模拡大調書への取りまとめ並びに交換分合計画原案の作成
		第2年度	基本型交換分合	経営規模拡大調書への取りまとめ並びに交換分合計画原案の作成
			（土地利用秩序形成業務のみ）	非農用地予定地を含む評価方針の検討・作成、土地利用区分の協議調整及び区分図作成
			（耕作放棄地活用業務のみ）	耕作放棄地の取り扱い協議調整、復元工事に係る事業計画の検討・作成及び工事の実施に係る調書作成
			（換地処分併せ業務のみ）	換地計画原案との調整
			地域水田農業整備型交換分合	経営等農用地調書の作成、交換分合計画書の作成、認可申請書の作成、交換分合登記申請書の作成
		第3年度	基本型交換分合	経営等農用地調書の作成、交換分合計画書の作成、認可申請書の作成、交換分合登記申請書の作成
			（土地利用秩序形成業務のみ）	土地利用区分調書の作成
			（耕作放棄地活用業務のみ）	耕作放棄地の復元に係る調書
			（換地処分併せ業務のみ）	換地計画原案との調整
	(5) 交換分合 附帯農道等整備	農道整備事業		農道の新設又は変更
		客土事業		農用地につき行う客土又は畑地の層厚調整工
		暗きょ排水事業		農用地につき行う暗きょの新設又は変更
		農業用排水施設整備事業		農業用排水施設新設又は変更
		ほ場均平事業		農用地につき行う畦畔除去、畦畔築立又はほ場均平工
		耕作放棄地復元事業		耕作放棄地の復元に係る伐採、整地、土壌改良等

土地利用調整 ⑥土地利用調整			
(1) 交換分合	第 1 年度	基本型交換分合	農用地集団化の基本方針（利用権設定基本方針を含む）の策定
		（土地利用秩序形成業務のみ）	非農業的土地需要との調整指針・利用区分に係る土地利用区分の基本方針の策定
	第 2 年度	基本型交換分合	経営規模拡大調書への取りまとめ並びに交換分合計画原案の作成
		（土地利用秩序形成業務のみ）	非農用地予定地を含む評価方針の検討・作成、土地利用区分の協議調整及び区分図作成
	第 3 年度	基本型交換分合	経営等農用地調書の作成、交換分合計画書の作成、認可申請書の作成、交換分合登記申請書の作成
		（土地利用秩序形成業務のみ）	土地利用区分調書の作成
(2) 交換分合 附帯農道等整備	農道整備事業		農道の新設又は変更
	客土事業		農用地につき行う客土又は畑地の層厚調整工
	暗きょ排水事業		農用地につき行う暗きょの新設又は変更
	農業用排水施設整備事業		農業用排水施設新設又は変更
	ほ場均平事業		農用地につき行う畦畔除去、畦畔築立又はほ場均平工

（注 1） 交換分合（事業メニュー欄の⑭農用地等集団化のうち(4)交換分合（交換分合推進計画を除く。）及び⑥土地利用調整のうち(1)交換分合をいう。以下この要件類別において同じ。）の各年度の業務の実施に当たっては、該当する事業の内容欄によることを基本とするが、地区の実情に応じて各年度の業務を複数年にわたって実施することを妨げない。

（注 2） 事業メニュー欄の⑥土地利用調整は、同欄の⑭農用地等集団化と併せ行うことができる。

2 要 件

- (1) 1 の表の事業メニュー欄の⑭農用地等集団化（（5）交換分合附帯農道等整備のうち耕作放棄地復元事業を除く。）を実施する場合にあつては、土地改良法、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるところによるものとする。
- (2) 1 の表の事業メニュー欄の⑥土地利用調整の(1)交換分合を実施する場合にあつては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）その他の法令に定めるところによるものとする。
- (3) 次のアからオまでを実施する場合の対象地区は、それぞれに定める要件を満たす地区とする。

ア 換地計画

事業地区の換地業務につき補助が打ち切られ、いまだ換地業務が完了していない事業地区（換地区を定めたときはその区）のうち、換地業務未了の原因が事業実施主体の責に帰することのできないものであり、かつ、その原因が除去されることにより交付対象年度内に換地処分登記の申請を行うことができる見通しにある事業地区であること

イ 集落整備地域換地設計

集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第 7 条に規定する集落農業振興地域整備計画に基づいて行われる換地計画を定める土地改良事業を予定している地区等であつて、換地計画樹立のための基準の作成を行うもの

ウ 経営体育成促進換地等調整

換地計画を定める土地改良事業を予定している地区（経営体育成換地調整（経営体育成促進換地等調整事業実施要領の 4 の(14)に規定する業務をいう。）にあつては、換地計画を定める土地改良事業を実施している地区）であつて、換地計画樹立のための基準の作成を行うもの（換地区も分ける予定のときはその区）

エ 交換分合推進計画

おおむね旧市町村の区域（昭和25年 2 月 1 日における市町村の区域をいう。）であつて、農業の動向、区画整理等の工事の実施見通し、農用地の分散状況等からみて、計画的に交換分合を推進する必要があるもの

オ 交換分合附帯農道等整備

	(7) 交換分合と一体の計画の下で実施することにより、農用地の集団化及び効率的利用に資するものであること。 (4) 耕作放棄地復元事業を行う農用地については、耕作放棄地解消ガイドラインの策定について(平成20年4月15日付け19農振第2126号農村振興局長通知)に基づき市町村が策定する耕作放棄地解消計画に位置づけられていること。 (9) 北海道において行う交換分合について、以下のa～dまでの要件の全てを満たす場合、酪農又は酪農畑作地域等酪農経営を主体とする地域において酪農経営を主体とする農家が交換分合計画に基づき移転する場合にあっては、農家住宅及び農業経営施設等の移転に係る解体、運搬、整地工及び施設設置（以下この要件類別において「移転等」という。）並びに酪農経営基本施設（畜舎、飼料貯蔵施設、農機具庫及びふん尿貯留施設をいう。）の整備について交付するものとする。 なお、上記以外の場合にあっては、移転等について交付するものとする。 a 本事業の実施地域の平均農業経営面積がおおむね5ha以上であること。 b 交換分合計画において集団化率がおおむね50%以上であること。 c 農家住宅及び附帯施設の移転距離は、交換分合計画区域内においておおむね1,000メートル以上であること。 d 交換分合計画区域内において移転農家の波及率はおおむね50%以上を目標とすること。 (注) 波及率= $\frac{\text{農家住宅等の移転関連 農家数}}{\text{交換分合計画区域の全 農家数}} \times 100$
	(4) 農地保有合理化関連業務（交換分合実施要領第3の2の(2)に規定する業務をいう。以下この要件類別において同じ。）及び換地計画を定める土地改良事業を施行する地域と併せて隣接地等と一体的に農用地等の集団化を行う換地処分併せ業務（交換分合実施要領の第3の2の（4）に規定する業務をいう。以下この要件類別において同じ。）を実施する場合は、実施要領別表の2の要件類別11の要件欄の要件に代えて、次によるものとする。 ア 農地保有合理化関連業務 受益面積がおおむね5ha以上であり、かつ、育成すべき経営体の経営規模の拡大が図られること。 イ 換地処分併せ業務 受益面積がおおむね5ha以上であること。
	(5) 対象面積については、交換分合の場合にあっては当該交換分合を行おうとする地域の面積、換地計画の場合にあっては換地計画に係る面積、集落整備地域換地設計及び経営体育成促進換地等調整にあっては換地計画を定める土地改良事業を予定している地区（経営体育成換地調整にあっては、一時利用地の指定を行うか、又は行った地域）の面積とする。 (6) 本要件類別に該当する事業の実施にあたっては、以下の目標を達成するよう努めるものとする。 ア 集団化率はおおむね40%以上を目標とするものとする。ただし、以下の業務等を実施する場合にあっては、それぞれに定める率を目標とするものとする。 (7) 農地保有合理化関連業務を実施する場合にあっては、経営規模拡大率がおおむね20%以上 (4) 耕作放棄地活用業務を実施する場合にあっては、集団化率がおおむね20%以上 (9) 中山間地域等保全型交換分合（傾斜1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の1/2以上を占める一定の地域で行う交換分合であって、交換分合実施要領の第3の4に規定する事業のうち、農地環境整備事業実施要綱（平成4年7月15日付け4構改D第457号農林水産事務次官通知）に基づき実施するものに限る。以下この要件類別において同じ。）については、集合率がおおむね20%以上 イ 交換分合を実施する場合にあっては、移動率はおおむね20%以上を目標とするものとする。ただし、以下により実施する場合にあっては、それぞれに定める率を目標とするものとする。 (7) 耕作放棄地活用業務を実施する場合にあっては、移動率がおおむね10%以上 (4) 農業振興地域の整備に関する法律に基づいて行うもの、樹園地を主体とした農用地及び急傾斜地帯（平均傾斜度15度以上の地域をいう。）において行うもの又は中山間地域等保全型交換分合にあっては10%以上 ウ 耕作放棄地活用業務を実施する場合にあっては、交換分合計画の対象地域の耕作放棄地がおおむね80%以上解消することを目標とするものとする。
	エ 地域水田農業整備型交換分合（交換分合実施要領の第3の3に規定する事業をいう。以下この別表において同じ。）を実施する場合にあっては、増加率がおおむね30%以上を目標とするものとする。 オ ア及びイについて、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。 (7) 換地計画を定める土地改良事業を施行する地域と併せて隣接地等と一体的に農用地等の集団化を行う換地処分併せ業務を実施する場合。なお、この場合にあっては、交換分合計画との調整又は反映により作成又は変更された換地計画原案の集団化率がおおむね40%以上となることを目標とするものとする。 (4) 市町村の条例に基づく地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知。以下「ガイドライン」という。）第13の3の(5)の計画をいう。）の策定又は変更に併せて、土地利用秩序形成業務（交換分合実施要領の第3の2の(1)に規定する業務をいう。）を、当該計画の対象となる農業集落の区域のうち次に掲げる区域において実施する場合 a 農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地のうち、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成の観点から確保することが必要なもの（ガイドライン第13の1の(5)の③に規定する土地をいう。）の区域以外の農用地保全区域（ガイドライン第13の3の(5)の②に規定する農用地保全区域をいう。） b 非農用地予定区域（ガイドライン第13の3の(5)の②に規定する非農用地予定区域をいう。）

(7) (6)のアの集団化率等及び(6)のイの移動率の算定に当たっての考え方等は、次のとおりとする。

ア 集団化率

(7) 集団化率 = $\frac{p - q}{p - n} \times 100$

従前の団地数＝p 後の団地数＝q

地区内の耕作者数＝n

ただし、地域水田農業整備型交換分合を実施する場合の集団化率の算定は以下のとおりとする。

集団化率 = $\frac{p - (q - m)}{p - n} \times 100$

従前の団地数＝p 後の団地数＝q

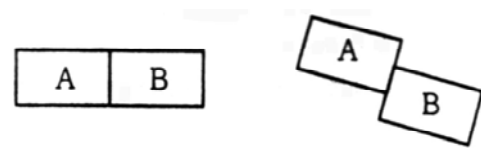
地区内の耕作者数＝n

交換分合後に稲作区域と畑地転換等区域の双方に耕作地を有する耕作者数＝m

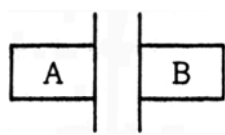
(イ) 団地数の計算

団地とは、農業機械作業の段階における耕作の作業が中断されないで、継続できる農用地の集まりであって、これを具体的に例示すれば以下のとおりとする。

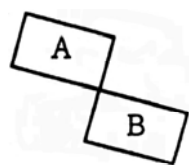
a 二つ以上の土地が畦畔で接続している場合



b 二つ以上の土地が小幅員の農道又は水路で接続している場合



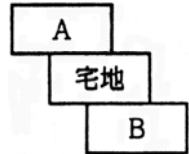
c 二つ以上の土地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のない場合



d 段状をなしている二つ以上の土地の高低の差が作業の継続に差支えない場合



e 二つ以上の土地が、耕作者の宅地に接続している場合



なお、a、b、cにあっては、dの場合を満たしているものとする。

イ 移動率

移動率 = $\frac{B}{A} \times 100$

本事業の実施地域の面積＝A 移動面積＝B

ウ 経営規模拡大率

経営規模拡大率 = $\frac{D}{C} \times 100$

交換分合実施前に育成すべき経営体が経営する農用地の面積＝C

交換分合実施後に育成すべき経営体が規模を拡大した面積＝D

エ 増加率

増加率 = $\frac{(G / H) - (E / F)}{(E / F)} \times 100$

育成すべき経営体の従前の面積＝E

育成すべき経営体の従前の団地数＝F
育成すべき経営体の後の面積＝G
育成すべき経営体の後の団地数＝H

オ 集合率

(ア) 集合率 = $\frac{p-q}{p-n} \times 100$

従前の集合地数＝p 後の集合地数＝q
地区内の耕作者数＝n

(イ) 集合地数の計算

「集合地」とは、一体として管理することができる農用地の集まりであって、これを具体的に例示すれば以下のとおりとする。

a 二つ以上の土地が畦畔で接続している場合
(7)のアの(イ)のaに準ずる。

b 二つ以上の土地が農道又は水路で接続している場合
(7)のアの(イ)のbに準ずる。

c 二つ以上の土地が各々一隅で接続している場合
(7)のアの(イ)のcに準ずる。

d 二つ以上の土地が、耕作者の宅地に接続している場合
(7)のアの(イ)のeに準ずる。

カ アからオまでに定める集団化率等の算定においては、所有権又は利用権の交換のほか、新たな利用権の設定又は農作業の受託により団地化する農用地は、団地数及び移動面積に含めるものとする。

(8) 交換分合を実施する事業実施主体は、都道府県知事に対する交換分合計画の認可申請を交換分合最終年度の業務を完了した翌年度末までに行うものとし、換地計画を実施する事業実施主体は、関係登記所に対する換地処分登記の申請を換地計画に係る交付を受けた年度の翌年度末までに行うものとする。

(9) 本要件類別に該当する事業の実施に要する経費は、1の表の事業メニュー欄の⑭農用地等集団化及び⑮土地利用調整の実施に要する経費及び附帯事務費とし、その使途基準は附帯事務費等取扱通知の記の1によるものとする。

1 2	1 事業内容																
	本要件類別に該当する事業の内容は、多様な生態系や美しい景観等の農業・農村のもつ多面的機能の十分な発揮を図るため、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に1 2が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。																
	<table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>基盤整備 ⑩農業集落道</td><td>農業集落周辺における農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の整備</td></tr><tr><td>簡易給排水施設 ⑮飲雑用水施設</td><td>土地改良施設等の保全活動又は営農の継続に必要な営農飲雑用水施設及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>防災安全施設 ⑯防災安全施設</td><td>土地改良施設等の保全活動又は営農の継続に必要な防火水槽、消火栓、防犯灯及びこれらの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>地域資源活用総合交流促進施設 ⑲交流活動基盤施設</td><td>地域内外の住民の交流を通じ、住民の参加の下で土地改良施設等の保全活動を行う際に必要な保全活動準備休憩施設、共同利用機械格納施設の整備及びこれらに類する施設の整備</td></tr><tr><td>農林漁業体験施設 ⑳農林漁業体験施設</td><td>地域内外の住民の交流のための農地を利活用した農作業交流空間として、体験学習農園、オーナー制農園及びこれらに類する施設の整備</td></tr><tr><td>自然環境等活用交流学习施設 ㉑自然環境保全・活用施設</td><td>土地改良施設等で地域内外の住民が親しみ、保全活動へ参加する契機となるような以下の整備を行うものとする。 ア 土地改良施設等で人々が親しむために必要な親水護岸、親水施設、遊歩道及びこれらに類する施設の整備 イ アの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備</td></tr><tr><td>総合鳥獣被害防止施設 ㉒総合鳥獣被害防止施設</td><td>土地改良施設等の有する農業生産機能と生態系保全機能の調和を図るための鳥獣害防止柵及び附帯施設の整備</td></tr></table>	事業メニュー	事業の内容	基盤整備 ⑩農業集落道	農業集落周辺における農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の整備	簡易給排水施設 ⑮飲雑用水施設	土地改良施設等の保全活動又は営農の継続に必要な営農飲雑用水施設及び附帯施設の整備	防災安全施設 ⑯防災安全施設	土地改良施設等の保全活動又は営農の継続に必要な防火水槽、消火栓、防犯灯及びこれらの附帯施設の整備	地域資源活用総合交流促進施設 ⑲交流活動基盤施設	地域内外の住民の交流を通じ、住民の参加の下で土地改良施設等の保全活動を行う際に必要な保全活動準備休憩施設、共同利用機械格納施設の整備及びこれらに類する施設の整備	農林漁業体験施設 ⑳農林漁業体験施設	地域内外の住民の交流のための農地を利活用した農作業交流空間として、体験学習農園、オーナー制農園及びこれらに類する施設の整備	自然環境等活用交流学习施設 ㉑自然環境保全・活用施設	土地改良施設等で地域内外の住民が親しみ、保全活動へ参加する契機となるような以下の整備を行うものとする。 ア 土地改良施設等で人々が親しむために必要な親水護岸、親水施設、遊歩道及びこれらに類する施設の整備 イ アの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備	総合鳥獣被害防止施設 ㉒総合鳥獣被害防止施設	土地改良施設等の有する農業生産機能と生態系保全機能の調和を図るための鳥獣害防止柵及び附帯施設の整備
事業メニュー	事業の内容																
基盤整備 ⑩農業集落道	農業集落周辺における農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の整備																
簡易給排水施設 ⑮飲雑用水施設	土地改良施設等の保全活動又は営農の継続に必要な営農飲雑用水施設及び附帯施設の整備																
防災安全施設 ⑯防災安全施設	土地改良施設等の保全活動又は営農の継続に必要な防火水槽、消火栓、防犯灯及びこれらの附帯施設の整備																
地域資源活用総合交流促進施設 ⑲交流活動基盤施設	地域内外の住民の交流を通じ、住民の参加の下で土地改良施設等の保全活動を行う際に必要な保全活動準備休憩施設、共同利用機械格納施設の整備及びこれらに類する施設の整備																
農林漁業体験施設 ⑳農林漁業体験施設	地域内外の住民の交流のための農地を利活用した農作業交流空間として、体験学習農園、オーナー制農園及びこれらに類する施設の整備																
自然環境等活用交流学习施設 ㉑自然環境保全・活用施設	土地改良施設等で地域内外の住民が親しみ、保全活動へ参加する契機となるような以下の整備を行うものとする。 ア 土地改良施設等で人々が親しむために必要な親水護岸、親水施設、遊歩道及びこれらに類する施設の整備 イ アの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備																
総合鳥獣被害防止施設 ㉒総合鳥獣被害防止施設	土地改良施設等の有する農業生産機能と生態系保全機能の調和を図るための鳥獣害防止柵及び附帯施設の整備																

	<table><tr><td>農地等補完保全整備 ⑥7小規模農林地等保全整備 (1)農地の整備 (2)土地改良施設の整備 (3)跡地の整備 (4)土地改良施設保全整備 (5)農地保全整備</td><td>区画整理、耐久性畦畔工、法面保護・補修、湧水処理、暗きょ排水工、客土工、床締め及び土留工 農道、農業用排水施設及びこれらの附帯施設の整備 事業メニュー欄の(2)に係る跡地の整地 土地改良施設の有する多面的機能を維持するために必要な以下の整備を行うものとする。 ア 土地改良施設の補修 イ 土地改良施設の機能低下を防止するための沈砂池、承水路、集水路、水兼道路及びこれらに類する施設の整備 ウ 土地改良施設の管理に必要な管理用道路及びこれに類する施設の整備 農地の有する多面的機能を維持するために必要な以下の整備を行うものとする。 ア 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路、及びこれらに類する施設の整備 イ 農地の有する多面的機能の低下を防ぐための不用木除去及び跡地の整地</td></tr><tr><td>景観・生態系保全整備 ⑥8景観・生態系保全整備</td><td>ア 土地改良施設等の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。 (ア) 植栽による法面・畦畔の被覆 (イ) 法面の保護・補修 (ウ) 農業用排水路及びため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等） (エ) 植樹、芝生及び緑化施設の整備 (オ) その他景観の保全施設の整備 イ 土地改良施設等における自然再生の視点に基づき行われる次の生態系保全型の施設整備を行うものとする。 (ア) 水田魚道 (イ) ビオトープ (ウ) 用水路、ため池等に設置する動植物生育施設（魚巢ブロック等） (エ) 生き物が行き交うための、農道や水路等を横断する横断工 (オ) 緑の回廊（植栽、植木等） (カ) 土砂の流出入防止施設（沈砂池、法面保護工等） (キ) その他生態系の保全施設</td></tr></table>	農地等補完保全整備 ⑥7小規模農林地等保全整備 (1)農地の整備 (2)土地改良施設の整備 (3)跡地の整備 (4)土地改良施設保全整備 (5)農地保全整備	区画整理、耐久性畦畔工、法面保護・補修、湧水処理、暗きょ排水工、客土工、床締め及び土留工 農道、農業用排水施設及びこれらの附帯施設の整備 事業メニュー欄の(2)に係る跡地の整地 土地改良施設の有する多面的機能を維持するために必要な以下の整備を行うものとする。 ア 土地改良施設の補修 イ 土地改良施設の機能低下を防止するための沈砂池、承水路、集水路、水兼道路及びこれらに類する施設の整備 ウ 土地改良施設の管理に必要な管理用道路及びこれに類する施設の整備 農地の有する多面的機能を維持するために必要な以下の整備を行うものとする。 ア 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路、及びこれらに類する施設の整備 イ 農地の有する多面的機能の低下を防ぐための不用木除去及び跡地の整地	景観・生態系保全整備 ⑥8景観・生態系保全整備	ア 土地改良施設等の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。 (ア) 植栽による法面・畦畔の被覆 (イ) 法面の保護・補修 (ウ) 農業用排水路及びため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等） (エ) 植樹、芝生及び緑化施設の整備 (オ) その他景観の保全施設の整備 イ 土地改良施設等における自然再生の視点に基づき行われる次の生態系保全型の施設整備を行うものとする。 (ア) 水田魚道 (イ) ビオトープ (ウ) 用水路、ため池等に設置する動植物生育施設（魚巢ブロック等） (エ) 生き物が行き交うための、農道や水路等を横断する横断工 (オ) 緑の回廊（植栽、植木等） (カ) 土砂の流出入防止施設（沈砂池、法面保護工等） (キ) その他生態系の保全施設
農地等補完保全整備 ⑥7小規模農林地等保全整備 (1)農地の整備 (2)土地改良施設の整備 (3)跡地の整備 (4)土地改良施設保全整備 (5)農地保全整備	区画整理、耐久性畦畔工、法面保護・補修、湧水処理、暗きょ排水工、客土工、床締め及び土留工 農道、農業用排水施設及びこれらの附帯施設の整備 事業メニュー欄の(2)に係る跡地の整地 土地改良施設の有する多面的機能を維持するために必要な以下の整備を行うものとする。 ア 土地改良施設の補修 イ 土地改良施設の機能低下を防止するための沈砂池、承水路、集水路、水兼道路及びこれらに類する施設の整備 ウ 土地改良施設の管理に必要な管理用道路及びこれに類する施設の整備 農地の有する多面的機能を維持するために必要な以下の整備を行うものとする。 ア 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路、及びこれらに類する施設の整備 イ 農地の有する多面的機能の低下を防ぐための不用木除去及び跡地の整地				
景観・生態系保全整備 ⑥8景観・生態系保全整備	ア 土地改良施設等の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。 (ア) 植栽による法面・畦畔の被覆 (イ) 法面の保護・補修 (ウ) 農業用排水路及びため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等） (エ) 植樹、芝生及び緑化施設の整備 (オ) その他景観の保全施設の整備 イ 土地改良施設等における自然再生の視点に基づき行われる次の生態系保全型の施設整備を行うものとする。 (ア) 水田魚道 (イ) ビオトープ (ウ) 用水路、ため池等に設置する動植物生育施設（魚巢ブロック等） (エ) 生き物が行き交うための、農道や水路等を横断する横断工 (オ) 緑の回廊（植栽、植木等） (カ) 土砂の流出入防止施設（沈砂池、法面保護工等） (キ) その他生態系の保全施設				
2	要件 1の表の事業メニュー欄の⑥8景観・生態系保全整備以外の事業を実施する場合には、同表の事業メニュー欄の⑥8景観・生態系保全整備のいずれかの事業とあわせて行うものとする。				
13	1 事業内容 本要件類別に該当する事業内容は、高付加価値化による輸出や地域ブランドの確立、低コスト化による中食加工用途への供給など農畜産物産地の創意工夫ある取組を促進するため、既存の生産基盤に対する補完的又は追加的整備及び関連する施設の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>農地等補完保全整備 ⑥6産地振興追加補完整備 (1)農業用排水施設 (2)農道 (3)区画整理 (4)暗きょ排水 (5)土層改良 (6)農用地造成 (7)農地保全 (8)営農用水施設 (9)生産環境整備 (10)生産技術高度化施</td><td>既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な次の整備等とする。 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農用地の区画形質の変更 暗きょの新設又は変更 客土、混層耕、除礫、心土破碎、土壌改良及び土壌消毒 農用地の造成 農用地の保全のため必要な事業 農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの 畑地帯総合整備事業実施要綱（平成9年10月8日付け9構改D第238号農林水産事務次官依命通知）別表1の区分の欄の2に掲げる生産・集落環境整備事業のうち農業生産に密接に関連するもの(営農用水施設を除き、鳥獣侵入防止施設整備を含む。) 農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な低コスト耐候性ハウス、高度</td></tr></table>	事業メニュー	事業の内容	農地等補完保全整備 ⑥6産地振興追加補完整備 (1)農業用排水施設 (2)農道 (3)区画整理 (4)暗きょ排水 (5)土層改良 (6)農用地造成 (7)農地保全 (8)営農用水施設 (9)生産環境整備 (10)生産技術高度化施	既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な次の整備等とする。 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農用地の区画形質の変更 暗きょの新設又は変更 客土、混層耕、除礫、心土破碎、土壌改良及び土壌消毒 農用地の造成 農用地の保全のため必要な事業 農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの 畑地帯総合整備事業実施要綱（平成9年10月8日付け9構改D第238号農林水産事務次官依命通知）別表1の区分の欄の2に掲げる生産・集落環境整備事業のうち農業生産に密接に関連するもの(営農用水施設を除き、鳥獣侵入防止施設整備を含む。) 農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な低コスト耐候性ハウス、高度
事業メニュー	事業の内容				
農地等補完保全整備 ⑥6産地振興追加補完整備 (1)農業用排水施設 (2)農道 (3)区画整理 (4)暗きょ排水 (5)土層改良 (6)農用地造成 (7)農地保全 (8)営農用水施設 (9)生産環境整備 (10)生産技術高度化施	既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な次の整備等とする。 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農用地の区画形質の変更 暗きょの新設又は変更 客土、混層耕、除礫、心土破碎、土壌改良及び土壌消毒 農用地の造成 農用地の保全のため必要な事業 農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの 畑地帯総合整備事業実施要綱（平成9年10月8日付け9構改D第238号農林水産事務次官依命通知）別表1の区分の欄の2に掲げる生産・集落環境整備事業のうち農業生産に密接に関連するもの(営農用水施設を除き、鳥獣侵入防止施設整備を含む。) 農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な低コスト耐候性ハウス、高度				

	<table><tr><td>設 (11) 農作物被害防止施設</td><td>環境制御栽培施設、高度技術導入施設等の施設及びこれらの附帯施設</td></tr><tr><td>(12) 附帯整備</td><td>農業生産における被害を軽減するために必要な防霜施設、防風施設等及びこれらの附帯施設</td></tr><tr><td>(13) 基本条件確保整備</td><td>事業メニュー欄の(1)から(8)の事業と併せて行う優良品種系統等への改植・高接等の附帯整備</td></tr><tr><td>生産機械施設 ⑳高生産性農業用機械施設</td><td>事業メニュー欄の(1)から(8)の事業と併せて行う周辺の耕作放棄地等（本別表の要件類別欄の7の要件等の欄の2の(5)に規定する耕作放棄地等をいう。）の解消のための基礎的整備</td></tr><tr><td>処理加工・集出荷貯蔵施設 ㉑農林水産物処理加工施設</td><td>農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>㉒農林水産物集出荷貯蔵施設</td><td>農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>㉓農林水産物集出荷貯蔵施設</td><td>農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr></table>	設 (11) 農作物被害防止施設	環境制御栽培施設、高度技術導入施設等の施設及びこれらの附帯施設	(12) 附帯整備	農業生産における被害を軽減するために必要な防霜施設、防風施設等及びこれらの附帯施設	(13) 基本条件確保整備	事業メニュー欄の(1)から(8)の事業と併せて行う優良品種系統等への改植・高接等の附帯整備	生産機械施設 ⑳高生産性農業用機械施設	事業メニュー欄の(1)から(8)の事業と併せて行う周辺の耕作放棄地等（本別表の要件類別欄の7の要件等の欄の2の(5)に規定する耕作放棄地等をいう。）の解消のための基礎的整備	処理加工・集出荷貯蔵施設 ㉑農林水産物処理加工施設	農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及び附帯施設の整備	㉒農林水産物集出荷貯蔵施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備	㉓農林水産物集出荷貯蔵施設	農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備
設 (11) 農作物被害防止施設	環境制御栽培施設、高度技術導入施設等の施設及びこれらの附帯施設														
(12) 附帯整備	農業生産における被害を軽減するために必要な防霜施設、防風施設等及びこれらの附帯施設														
(13) 基本条件確保整備	事業メニュー欄の(1)から(8)の事業と併せて行う優良品種系統等への改植・高接等の附帯整備														
生産機械施設 ⑳高生産性農業用機械施設	事業メニュー欄の(1)から(8)の事業と併せて行う周辺の耕作放棄地等（本別表の要件類別欄の7の要件等の欄の2の(5)に規定する耕作放棄地等をいう。）の解消のための基礎的整備														
処理加工・集出荷貯蔵施設 ㉑農林水産物処理加工施設	農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及び附帯施設の整備														
㉒農林水産物集出荷貯蔵施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備														
㉓農林水産物集出荷貯蔵施設	農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備														
2	事業実施主体														
	1の表の事業メニュー欄の㉑高生産性農業用機械施設、㉒農林水産物処理加工施設及び㉓農林水産物集出荷貯蔵施設については、農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体及び参入法人を除くものとする。														
3	交付額算定交付率														
	実施要領別表の2の要件類別13の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の(10)生産技術高度化施設、(11)農作物被害防止施設及び(12)附帯整備とする。														
4	要件														
	(1) 本要件類別に該当する事業に、二つの型を置き、1の表の事業メニュー欄の㉔産地振興追加補完整備を一般型の事業と、㉕産地振興追加補完整備、㉑高生産性農業用機械施設、㉒農林水産物処理加工施設及び㉓農林水産物集出荷貯蔵施設を実需者連携型の事業とする。														
	(2) 事業メニュー欄の㉔産地振興追加補完整備のうち(1)から(8)までについては、以下のアからキまでのいずれかに該当するものであることが必要である。 ア 土地改良施設及び営農用水施設（以下「土地改良施設等」という。）に対する追加的な整備 イ 土地改良施設等の機能を補完するための整備 ウ 土地改良施設等を利用した整備 エ 土地改良施設等の機能向上を伴う更新整備 オ 基盤整備事業により整備された農用地の整備水準を向上・回復させる整備 カ 不要施設の廃止 キ 水田の畑地化整備（実需者連携型のみ）														
	(3) 畜産農家が活用できる支援メニューは㉔産地振興追加補完整備の(8)に限る。														
	(4) 本要件類別に該当する事業の実施において、農畜産物の高付加価値化による輸出、地域ブランドの確立や国産農畜産物の供給に向けた作物の栽培等のために事業実施主体が適当であると認める場合にあっては、土地改良事業計画設計基準等に基づく仕様によらず実施することができるものとする。なお、この場合にあっては、必要に応じ戦略的産地振興支援事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第1940号農林水産事務次官依命通知）の第2の1の(1)に掲げる産地の高度化のための支援により検討された整備仕様等を活用することができるものとする。														
	(5) 本要件類別に該当する事業のうち一般型の事業を実施する場合は、次の要件をすべて満たすものとする。 ア 畑地（不動産登記の地目上は田であるが、現在畑利用が行われており、今後とも畑利用が行われることが明らかな農地を含む。）を対象とすること。 イ 対象とする品目について既に市場において定常的な取引が行われている等、既に一定の産地化が達成されている地区であることが確認できること。 ウ 当該地域における当該作物の生産を、都道府県が産地として振興していることが確認できること。														
	(6) 本要件類別に該当する事業のうち実需者連携型の事業を実施する場合は、次の要件をすべて満たすものとする。 ア 畑作物を対象とすること。（水田における転作・裏作で栽培される畑作物も含む。） イ 生産者、実需者（当該地区で生産される農畜産物の安定的な確保を目的として、契約や出資等により当該地区の生産者と取引関係を構築する者又は農業生産へ直接参入する者のことをいう。）及び関係行政機関が構成員となった協議会組織があり、以下の内容を含む計画が定められていること。 ① 産地から実需者への農畜産物の供給の現状と見通し ② 実需者の農畜産物の需要の見通し ③ 各年度における取組内容が明記された年次計画（最低3年間）														

	(7) 1の表の事業メニュー欄の(9)から(11)まで、㉔高生産性農業用機械施設、㉗農林水産物処理加工施設及び㉙農林水産物集出荷貯蔵施設は、同表の事業メニュー欄の(1)から(8)までのいずれか（以下「基幹メニュー」という。）と併せて行うものとする。ただし、実需者連携型においては、他の土地改良事業の実施（実施区域、実施時期からみて本事業と密接な関連性を有するものに限る。）をもって基幹メニューの実施とみなすことができる。 (8) 1の表の事業メニュー欄の(13)基本条件確保整備は、事業メニュー欄の(1)から(12)までの整備を実施する地区（以下「本体整備地区」という。）の次の要件を満たす周辺地区において、周辺耕作放棄地等の解消のため、農業用排水施設、農道、整地工等の基本的な整備を実施することとする。 ア 本体整備が実施されている行政区内であること。 イ 本体整備地区の産地育成・強化のために整備を行う必要性が認められること。 ウ 次のいずれかに該当すること。 ① 当該農地の整備の実施と本体整備地区の営農との間に直接的な関連性があること（この場合において、「直接的な関連性がある」とは、基本条件確保整備を実施しなければ本体整備地区内の営農に支障が生じる、あるいは、基本条件確保整備を実施することにより本体整備地区内の営農が促進されることについて明確な因果関係が認められるものであって、本体整備地区内の受益者を特定した具体的な効果が認められることをいう。）。 ② 同一の農業用排水施設及び農道を共有する区域内にあること（この場合において、「共有する区域」とは、本体整備地区内を通過する農業用排水施設や農道の受益区域であり、かつ、本体整備地区内の施設から直接の便益を受けている区域のことをいう。）。 ③ その他、本体整備地区と一体的に取り扱うべき区域にあると認められること。ただし、複数の客観的な指標により一体性が確認できるとともに、基本条件確保整備を行わない場合に本体整備地区の産地育成・強化に大きな支障が生じることが具体的に認められるものであって、本体整備地区内の受益者を特定した具体的な支障が認められるものに限る。 (9) ㉔高生産性農業用機械施設の実施に当たっては、次の要件を満たすこととする。 農業者が農業用機械を所有することは認めない。ただし、農業者が他の事業実施主体から当該機械をリースする方式は認める。なお、この場合、次の要件をすべて満たさなければならない。 ① 利用料金は、「事業費のうち事業実施主体負担額÷当該機械の耐用年数＋年間管理費」以下であること。 ② 利用者は、機械の利用を責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。 ③ 事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料の納入期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリースの契約を締結するものであること。 (10) ㉔高生産性農業用機械施設、㉗農林水産物処理加工施設及び㉙農林水産物集出荷貯蔵施設の規模については、実需者との取引が確実になっている範囲に限る。 (11) なお、1の表の㉞の(9)生産環境整備のうち、鳥獣侵入防止施設整備の実施は、平成21年度までに策定された活性化計画に基づく事業及び範囲に限るものとする。						
1 4	1 事業内容 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の㉞の農地情報整備の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>基盤整備 ㉞農地情報整備</td><td>農地利用集積促進等の取組に必要な地図情報及び属性情報を整備すること並びに農地情報の整備及び利活用を行うために必要なハードウェア等の整備</td></tr></table> 2 要件 (1) 実施要領別表の1の要件類別1 4の要件欄の農地情報共有化等の体制の構築とは、地域において、農地情報を共有化する農業関係団体等を構成員とした協議会を設立し、農地利用集積促進等の取組の円滑な推進に必要な農地情報の整備及び利活用に係る構想を策定することをいう。 (2) 本要件類別に該当する事業の実施に要する経費の使途基準は、第11の1の（1）に準ずるものとする。	事業メニュー	事業の内容	基盤整備 ㉞農地情報整備	農地利用集積促進等の取組に必要な地図情報及び属性情報を整備すること並びに農地情報の整備及び利活用を行うために必要なハードウェア等の整備		
事業メニュー	事業の内容						
基盤整備 ㉞農地情報整備	農地利用集積促進等の取組に必要な地図情報及び属性情報を整備すること並びに農地情報の整備及び利活用を行うために必要なハードウェア等の整備						
1 5	1 事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農業の確立等による農業の振興のために必要な生産基盤の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に1 5が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>基盤整備 ㉞連絡農道</td><td>農業集落の周辺における農道を補完し、農業用施設等と農地等との連絡のための道路及び附帯施設の新設又は改良</td></tr><tr><td>農地等補完保全整備 ㉟小規模農林地等保全整備 (1)農業用排水施設 (2)農道</td><td>農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良</td></tr></table>	事業メニュー	事業の内容	基盤整備 ㉞連絡農道	農業集落の周辺における農道を補完し、農業用施設等と農地等との連絡のための道路及び附帯施設の新設又は改良	農地等補完保全整備 ㉟小規模農林地等保全整備 (1)農業用排水施設 (2)農道	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良
事業メニュー	事業の内容						
基盤整備 ㉞連絡農道	農業集落の周辺における農道を補完し、農業用施設等と農地等との連絡のための道路及び附帯施設の新設又は改良						
農地等補完保全整備 ㉟小規模農林地等保全整備 (1)農業用排水施設 (2)農道	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良						

	<table><tr><td>(3)暗きょ排水</td><td>完全暗きょの新設又は変更</td></tr><tr><td>(4)客土</td><td>客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工等</td></tr><tr><td>(5)区画整理</td><td>農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）</td></tr><tr><td>(6)土壌改良</td><td>酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等</td></tr><tr><td>(7)農地造成</td><td>農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良</td></tr><tr><td>(8)農用地保全防災</td><td>農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等の整備</td></tr></table>	(3)暗きょ排水	完全暗きょの新設又は変更	(4)客土	客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工等	(5)区画整理	農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）	(6)土壌改良	酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等	(7)農地造成	農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良	(8)農用地保全防災	農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等の整備														
(3)暗きょ排水	完全暗きょの新設又は変更																										
(4)客土	客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工等																										
(5)区画整理	農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）																										
(6)土壌改良	酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等																										
(7)農地造成	農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良																										
(8)農用地保全防災	農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等の整備																										
	2 交付額算定交付率 実施要領別表の2の要件類別15の交付率算定交付率欄の交付率算定交付率5.5/10以内（沖縄県は2/3以内）が適用される農村振興局長が別に定める場合とは、1の表の事業メニュー欄の㊴連絡農道、㊵小規模農林地等保全整備の(1)の農業用排水施設、(5)の区画整理、(7)の農地造成又は(8)の農用地保全防災（この要件類別において、これらを総称して「農業生産基盤」という。）を実施する場合であって、原則として、これらの工種を実施しようとする箇所が含まれる集落のうち1以上の農業集落（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第5項に定める農業集落）からみて、林野率がおおむね50%以上であり、かつ、主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地の面積が当該集落の全農用地の面積の50%以上を占める地域で、次のすべての要件を満たす地域とする。 (1) 農業生産基盤、実施要領別表の1の(2)に掲げる事業メニュー及びその他生活環境の改善のための施設等の整備を総合的に行う必要のある地域であること。 (2) 地域資源の効率的な利用を図ることができるなど、地域の特性を活かした農業の展開により農業収益の向上が見込まれる地域であること。 (3) 農業生産活動を通じて国土・環境保全機能を維持していく必要がある地域であること。 3 要件 実施要領別表の2の要件類別15の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、本要件類別に該当する事業の実施に当たって、自然的、社会的、経済的条件、地域的なまとまり又は市町村の面積に占める対象地域の割合等からみて、五法指定地域等（実施要領別表の2の要件類別12の交付額算定交付率欄の五法指定地域等をいう。）以外の地域と併せて対象地域として実施することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、当該地域を併せて対象地域とすることができるものとする。																										
16	1 事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農林漁業の確立等による農林漁業の振興のために必要な生産機械施設の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に16が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>生産機械施設</td><td></td></tr><tr><td>㊴新規作物導入支援施設</td><td>先端技術を活用した培養・増殖施設、水耕栽培及び防霜施設等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>㊵育苗施設</td><td>水稻、野菜等の共同育苗及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>㊶農林水産物運搬施設</td><td>農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械施設及びこれらの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>㊷営農飲雑用水施設</td><td>家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等のための営農飲雑用水施設及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>㊸高生産性農業用機械施設</td><td>整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>㊹農業経営改善安定機械施設</td><td>防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能をもつ共同施設と併せて、その受益地の地区内に設置される栽培機能のほかに育苗機能等を併せもつ生産機械施設及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>㊺農林業基盤整備用機械</td><td>農業用排水路や林道の改修等のための機械及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>処理加工・集出荷貯蔵施設</td><td></td></tr><tr><td>㊻農林水産物処理加工施設</td><td>農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>㊼乾燥調製貯蔵施設</td><td>穀類乾燥調製貯蔵施設、乾燥調製施設及び飼料調製貯蔵施設に必要な乾燥機、粉すり機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>㊽農林水産物集出荷貯蔵施設</td><td>農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr></table>	事業メニュー	事業の内容	生産機械施設		㊴新規作物導入支援施設	先端技術を活用した培養・増殖施設、水耕栽培及び防霜施設等及びこれらの附帯施設の整備	㊵育苗施設	水稻、野菜等の共同育苗及び附帯施設の整備	㊶農林水産物運搬施設	農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械施設及びこれらの附帯施設の整備	㊷営農飲雑用水施設	家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等のための営農飲雑用水施設及び附帯施設の整備	㊸高生産性農業用機械施設	整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及び附帯施設の整備	㊹農業経営改善安定機械施設	防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能をもつ共同施設と併せて、その受益地の地区内に設置される栽培機能のほかに育苗機能等を併せもつ生産機械施設及び附帯施設の整備	㊺農林業基盤整備用機械	農業用排水路や林道の改修等のための機械及び附帯施設の整備	処理加工・集出荷貯蔵施設		㊻農林水産物処理加工施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備	㊼乾燥調製貯蔵施設	穀類乾燥調製貯蔵施設、乾燥調製施設及び飼料調製貯蔵施設に必要な乾燥機、粉すり機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備	㊽農林水産物集出荷貯蔵施設	農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備
事業メニュー	事業の内容																										
生産機械施設																											
㊴新規作物導入支援施設	先端技術を活用した培養・増殖施設、水耕栽培及び防霜施設等及びこれらの附帯施設の整備																										
㊵育苗施設	水稻、野菜等の共同育苗及び附帯施設の整備																										
㊶農林水産物運搬施設	農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械施設及びこれらの附帯施設の整備																										
㊷営農飲雑用水施設	家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等のための営農飲雑用水施設及び附帯施設の整備																										
㊸高生産性農業用機械施設	整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及び附帯施設の整備																										
㊹農業経営改善安定機械施設	防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能をもつ共同施設と併せて、その受益地の地区内に設置される栽培機能のほかに育苗機能等を併せもつ生産機械施設及び附帯施設の整備																										
㊺農林業基盤整備用機械	農業用排水路や林道の改修等のための機械及び附帯施設の整備																										
処理加工・集出荷貯蔵施設																											
㊻農林水産物処理加工施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備																										
㊼乾燥調製貯蔵施設	穀類乾燥調製貯蔵施設、乾燥調製施設及び飼料調製貯蔵施設に必要な乾燥機、粉すり機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備																										
㊽農林水産物集出荷貯蔵施設	農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備																										

	<table><tr><td>新規就業者技術習得管理施設 ⑳新規就農者技術習得管理施設</td><td>栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の知識習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）、座学等を行う研修施設及び宿泊滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>地域資源活用総合交流促進施設 ㉑農林水産物直売・食材提供供給施設</td><td>農林水産物の直売のために必要な販売用、鮮度保持用、貯蔵用機械施設又は農林水産物を活用した食材等の提供供給のために必要な施設等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>地域資源循環活用施設 ㉒リサイクル施設</td><td>家畜ふん尿、野菜残さ等を活用して堆肥を製造するための堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>㉓自然・資源活用施設</td><td>バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギー供給施設等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr></table>	新規就業者技術習得管理施設 ⑳新規就農者技術習得管理施設	栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の知識習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）、座学等を行う研修施設及び宿泊滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備	地域資源活用総合交流促進施設 ㉑農林水産物直売・食材提供供給施設	農林水産物の直売のために必要な販売用、鮮度保持用、貯蔵用機械施設又は農林水産物を活用した食材等の提供供給のために必要な施設等及びこれらの附帯施設の整備	地域資源循環活用施設 ㉒リサイクル施設	家畜ふん尿、野菜残さ等を活用して堆肥を製造するための堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設の整備	㉓自然・資源活用施設	バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギー供給施設等及びこれらの附帯施設の整備
新規就業者技術習得管理施設 ⑳新規就農者技術習得管理施設	栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の知識習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）、座学等を行う研修施設及び宿泊滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備								
地域資源活用総合交流促進施設 ㉑農林水産物直売・食材提供供給施設	農林水産物の直売のために必要な販売用、鮮度保持用、貯蔵用機械施設又は農林水産物を活用した食材等の提供供給のために必要な施設等及びこれらの附帯施設の整備								
地域資源循環活用施設 ㉒リサイクル施設	家畜ふん尿、野菜残さ等を活用して堆肥を製造するための堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設の整備								
㉓自然・資源活用施設	バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギー供給施設等及びこれらの附帯施設の整備								
	2 事業実施主体 1 の表の事業メニュー欄の㉑新規作物導入支援施設から㉒農林水産物集出荷貯蔵施設については、農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体及び参入法人を除くものとする。 3 交付額算定交付率 実施要領別表の2の要件類別16の交付率算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合にあっては農村振興局長が別に定める率とは、次のとおりとする。 第2の4の計画主体が指定した者である木材関連業者等の組織する団体（森林・林業・木材産業づくり交付金実施要領の運用について（平成20年3月31日付け19林政経第307号農林水産省林野庁長官通知。以下この要件類別において「林業交付金運用通知」という。）の別表1の12の(2)の㉑のエに規定する木材関連業者等の組織する団体をいう。）が本要件類別に該当する事業を実施する場合においては、林業交付金運用通知の別表1の12の木材加工流通施設整備の交付率欄の交付率に準ずるものとする。 4 要件 (1) 実施要領別表の2の要件類別16の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別15の要件等欄の3に準ずるものとする。 (2) 実施要領別表の2の要件類別16の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。 ア 事業実施主体は、市町村、農業協同組合、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下この別表において「特定農山村法」という。）第5条に規定する農業経営改善安定計画の認定がなされた農業者の組織する団体及び地方公共団体等が出資する法人とする。 イ リースする場合の利用者は、特定農山村法第5条に規定する農業経営改善安定計画の認定がなされ、又は当該認定が確実に見込まれる農業者の組織する団体の構成員及び新規就農者とし、事業実施主体の農業担当部局、農業協同組合営農指導部、農業委員会、地域農業改良普及センター等からなる施設利用者選定委員会（以下この要件類別において「選定委員会」という。）の認定を受けた農業者とする。 この場合、選定委員会は、利用者を特定農山村法第4条に基づき当該市町村が作成する農林業等活性化基盤整備計画に定められる農業の活性化の目標、あるいは、農業経営改善安定計画に定められる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等の目標を達成できることが見込まれるものであること等の基準により認定するものとする。 ウ 対象施設は、防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能をもつ共同施設と併せて、その受益地区の地区内に設置される栽培機能のほかに育苗機能等を併せ持つ生産機械施設であること。 エ 利用料金は、「事業費のうち事業実施主体負担額÷当該施設の耐用年数÷年間管理費」以下であること。 オ 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設の維持管理を責任をもって実施するものであること。 カ 利用者は、機械・施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。 キ 事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料の納入期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された施設リース契約を締結するものであること。 なお、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、契約の締結に当たっては、あらかじめ、計画主体と協議するものとする。								
17	1 事業内容 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の㉑林道・作業道の事業内容は、地域の特性を活かした林業の振興のために必要な生産基盤の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><td>事業メニュー</td><td>事業の内容</td></tr><tr><td>基盤整備</td><td></td></tr></table>	事業メニュー	事業の内容	基盤整備					
事業メニュー	事業の内容								
基盤整備									

	<table><tr><td>⑩林道・作業道</td><td>林道並びに林業に供する作業道及び管理道の新設又は改良</td></tr></table>	⑩林道・作業道	林道並びに林業に供する作業道及び管理道の新設又は改良						
⑩林道・作業道	林道並びに林業に供する作業道及び管理道の新設又は改良								
2	要件 実施要領別表の2の要件類別17の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別15の要件等欄の3に準ずるものとする。								
18	1事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、地域の特性を活かした林業の振興のために必要な生産施設及び木材を活用した施設の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に18が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>生産機械施設 ②④林業機械施設</td><td>樹木の保育、伐採及び集材作業等に必要な機械施設及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>②⑤特用林産物生産施設</td><td>きのこ類等特用林産物の生産に必要な施設及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>地域資源活用総合交流促進施設 ④⑩木材利活用促進施設</td><td>都市と農山漁村の交流施設等の木材を利用した改築、木製外構施設等の整備及び木質内装による模様替え並びに附帯施設の整備</td></tr></table> 2事業実施主体 1の表の事業メニュー欄の②④林業機械施設及び②⑤特用林産物生産施設については、農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体及び参入法人を除くものとする。 3要件 (1) 実施要領別表の2の要件類別18の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別15の要件等欄の3に準ずるものとする。 (2) 実施要領別表の2の要件類別18の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。 ア 既存施設の有効利用等を図る観点から、改築又は木質内装の模様替えに当たり、木材を使用する施工部分について交付対象とする。 イ 国庫補助事業（国の負担又は補助を得て実施する事業をいう。以下この別表において同じ。）により取得し、又は効用の増加した施設（以下この別表において「補助施設」という。）本体の改築については10年以上、附帯施設については5年以上経過していることを条件とする。 ウ 補助施設において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する財産処分等に該当する場合は、同法及び補助施設に関する国庫補助事業の通知に基づく所要の手続を行うものとする。	事業メニュー	事業の内容	生産機械施設 ②④林業機械施設	樹木の保育、伐採及び集材作業等に必要な機械施設及び附帯施設の整備	②⑤特用林産物生産施設	きのこ類等特用林産物の生産に必要な施設及び附帯施設の整備	地域資源活用総合交流促進施設 ④⑩木材利活用促進施設	都市と農山漁村の交流施設等の木材を利用した改築、木製外構施設等の整備及び木質内装による模様替え並びに附帯施設の整備
事業メニュー	事業の内容								
生産機械施設 ②④林業機械施設	樹木の保育、伐採及び集材作業等に必要な機械施設及び附帯施設の整備								
②⑤特用林産物生産施設	きのこ類等特用林産物の生産に必要な施設及び附帯施設の整備								
地域資源活用総合交流促進施設 ④⑩木材利活用促進施設	都市と農山漁村の交流施設等の木材を利用した改築、木製外構施設等の整備及び木質内装による模様替え並びに附帯施設の整備								
19	1事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、地域の特性を活かした漁業の振興のために必要な生産施設の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に19が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>生産機械施設 ②⑥種苗生産・蓄養殖施設</td><td>水産物の養殖用生産施設、放流用の種苗の生産施設、保管作業施設、施肥防除施設及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>処理加工・集出荷貯蔵施設 ②⑨農林水産物集出荷貯蔵施設</td><td>漁獲物の水揚げ・荷さばき施設、卸売場建物、製氷冷蔵施設、水産物冷蔵保管施設、検量施設等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr></table> 2要件 実施要領別表の2の要件類別19の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別15の要件等欄の3に準ずるものとする。	事業メニュー	事業の内容	生産機械施設 ②⑥種苗生産・蓄養殖施設	水産物の養殖用生産施設、放流用の種苗の生産施設、保管作業施設、施肥防除施設及び附帯施設の整備	処理加工・集出荷貯蔵施設 ②⑨農林水産物集出荷貯蔵施設	漁獲物の水揚げ・荷さばき施設、卸売場建物、製氷冷蔵施設、水産物冷蔵保管施設、検量施設等及びこれらの附帯施設の整備		
事業メニュー	事業の内容								
生産機械施設 ②⑥種苗生産・蓄養殖施設	水産物の養殖用生産施設、放流用の種苗の生産施設、保管作業施設、施肥防除施設及び附帯施設の整備								
処理加工・集出荷貯蔵施設 ②⑨農林水産物集出荷貯蔵施設	漁獲物の水揚げ・荷さばき施設、卸売場建物、製氷冷蔵施設、水産物冷蔵保管施設、検量施設等及びこれらの附帯施設の整備								
20	1事業内容 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の④⑨地域資源活用起業支援施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>地域資源活用起業支援施設 ④⑨地域資源活用起業支援施設</td><td>木工加工、陶磁器製作、山菜等加工等地域に賦存する資源を活用した多様な就業所得機会の創出に必要となる施設等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr></table>	事業メニュー	事業の内容	地域資源活用起業支援施設 ④⑨地域資源活用起業支援施設	木工加工、陶磁器製作、山菜等加工等地域に賦存する資源を活用した多様な就業所得機会の創出に必要となる施設等及びこれらの附帯施設の整備				
事業メニュー	事業の内容								
地域資源活用起業支援施設 ④⑨地域資源活用起業支援施設	木工加工、陶磁器製作、山菜等加工等地域に賦存する資源を活用した多様な就業所得機会の創出に必要となる施設等及びこれらの附帯施設の整備								

	2要件 実施要領別表の2の要件類別20の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別15の要件等欄の3に準ずるものとする。										
21	1事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、多様な農山漁村と都市との交流の促進及び地域農林漁業者の安定的な就業・所得機会の創出等に必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に21が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>地域資源活用総合交流促進施設 ⑳都市農山漁村総合交流促進施設</td><td>地域の総合案内・情報受発信機能や地域農産物、地域特産品、地域文化財、伝統文化等の地域の諸資源の展示・紹介等を通じた都市と農山漁村の交流促進のための施設及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>㉑地域資源活用交流促進施設</td><td>地域農産物、地域特産物、地域文化財、名所旧跡等の地域の諸資源の提供や活用を通じての都市と農山漁村の交流推進のための施設及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>農林漁業体験施設 ㉒農林漁業体験施設</td><td>農作物の収穫等の農作業、間伐等の森林作業、地引き網等の漁業作業等農林漁業の体験、農林漁業技術の伝承等のために必要な体験施設、滞在施設、体験農園等の整備及びこれらの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>自然環境等活用交流学习施設 ㉓農山漁村体験施設</td><td>都市住民等が余暇等を利用して農山漁村に対する理解を深めるために必要な農山漁村体験滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr></table> 2要件 実施要領別表の2の要件類別21の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別15の要件等欄の3に準ずるものとする。	事業メニュー	事業の内容	地域資源活用総合交流促進施設 ⑳都市農山漁村総合交流促進施設	地域の総合案内・情報受発信機能や地域農産物、地域特産品、地域文化財、伝統文化等の地域の諸資源の展示・紹介等を通じた都市と農山漁村の交流促進のための施設及び附帯施設の整備	㉑地域資源活用交流促進施設	地域農産物、地域特産物、地域文化財、名所旧跡等の地域の諸資源の提供や活用を通じての都市と農山漁村の交流推進のための施設及び附帯施設の整備	農林漁業体験施設 ㉒農林漁業体験施設	農作物の収穫等の農作業、間伐等の森林作業、地引き網等の漁業作業等農林漁業の体験、農林漁業技術の伝承等のために必要な体験施設、滞在施設、体験農園等の整備及びこれらの附帯施設の整備	自然環境等活用交流学习施設 ㉓農山漁村体験施設	都市住民等が余暇等を利用して農山漁村に対する理解を深めるために必要な農山漁村体験滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備
事業メニュー	事業の内容										
地域資源活用総合交流促進施設 ⑳都市農山漁村総合交流促進施設	地域の総合案内・情報受発信機能や地域農産物、地域特産品、地域文化財、伝統文化等の地域の諸資源の展示・紹介等を通じた都市と農山漁村の交流促進のための施設及び附帯施設の整備										
㉑地域資源活用交流促進施設	地域農産物、地域特産物、地域文化財、名所旧跡等の地域の諸資源の提供や活用を通じての都市と農山漁村の交流推進のための施設及び附帯施設の整備										
農林漁業体験施設 ㉒農林漁業体験施設	農作物の収穫等の農作業、間伐等の森林作業、地引き網等の漁業作業等農林漁業の体験、農林漁業技術の伝承等のために必要な体験施設、滞在施設、体験農園等の整備及びこれらの附帯施設の整備										
自然環境等活用交流学习施設 ㉓農山漁村体験施設	都市住民等が余暇等を利用して農山漁村に対する理解を深めるために必要な農山漁村体験滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備										
22	1事業内容 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の㉔教養文化・知識習得施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>自然環境等活用交流学习施設 ㉔教養文化・知識習得施設</td><td>自然環境を活かした農山漁村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要なとなる自然・動植物観察施設等及び附帯施設の整備</td></tr></table> 2要件 (1) 実施要領別表の2の要件類別22の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別15の要件等欄の3に準ずるものとする。 (2) 本要件類別に該当する事業の実施に当たっては、文部科学省における学校外を中心とした農林水産業体験学習等に関する事業等との連携、協調に配慮するものとする。 (3) 事業実施主体は、市町村の農林水産担当部局と教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとし、農林漁業体験、自然学習、滞在等に係る受入れ体制を整備するために地域内の農林漁業者、農家民宿経営者等の協力を要請するものとする。	事業メニュー	事業の内容	自然環境等活用交流学习施設 ㉔教養文化・知識習得施設	自然環境を活かした農山漁村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要なとなる自然・動植物観察施設等及び附帯施設の整備						
事業メニュー	事業の内容										
自然環境等活用交流学习施設 ㉔教養文化・知識習得施設	自然環境を活かした農山漁村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要なとなる自然・動植物観察施設等及び附帯施設の整備										
23	1事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、森林や遊休農地等の適正な利用を図るとともに集落機能・地域景観の保全等を通じて、多面的機能の維持保全を図るために必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に23が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載しているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>基盤整備 ㉕連絡農道</td><td>農業集落の周辺における農道を補完し、農業用施設等と農地等との連絡のための道路及び附帯施設の新設、改良</td></tr><tr><td>地域資源活用総合交流促進施設 ㉖廃校・廃屋等改修交流施設</td><td>農山漁村の空き家等を活用し新規就農者等のための研修・定住用の滞在施設や交流施設等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr></table>	事業メニュー	事業の内容	基盤整備 ㉕連絡農道	農業集落の周辺における農道を補完し、農業用施設等と農地等との連絡のための道路及び附帯施設の新設、改良	地域資源活用総合交流促進施設 ㉖廃校・廃屋等改修交流施設	農山漁村の空き家等を活用し新規就農者等のための研修・定住用の滞在施設や交流施設等及びこれらの附帯施設の整備				
事業メニュー	事業の内容										
基盤整備 ㉕連絡農道	農業集落の周辺における農道を補完し、農業用施設等と農地等との連絡のための道路及び附帯施設の新設、改良										
地域資源活用総合交流促進施設 ㉖廃校・廃屋等改修交流施設	農山漁村の空き家等を活用し新規就農者等のための研修・定住用の滞在施設や交流施設等及びこれらの附帯施設の整備										

	<table><tr><td>自然環境等活用交流学习施設 ④⑤自然環境保全・活用施設</td><td>農山漁村の景観の保全のための電線埋設や伝統的家屋等の移転、移築、修繕等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>総合鳥獣被害防止施設 ④⑧総合鳥獣被害防止施設</td><td>農林水産物を鳥獣の被害から守るために必要となる防護柵等（捕獲した鳥獣の処理加工に要する施設（以下「鳥獣処理加工施設」という。）を含む。）及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>農地等補完保全整備 ⑥⑦小規模農林地等保全整備 (1)農業用排水施設 (2)農道 (3)暗きょ排水 (4)客土 (5)区画整理 (6)土壌改良 (7)農地造成 (8)農用地保全 (9)小規模林地整備</td><td>農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良 完全暗きょの新設又は変更 客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工等 農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。） 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等の整備 林道及び作業路の開設改良及び森林の保全管理並びにこれらの附帯施設の整備</td></tr></table>	自然環境等活用交流学习施設 ④⑤自然環境保全・活用施設	農山漁村の景観の保全のための電線埋設や伝統的家屋等の移転、移築、修繕等及びこれらの附帯施設の整備	総合鳥獣被害防止施設 ④⑧総合鳥獣被害防止施設	農林水産物を鳥獣の被害から守るために必要となる防護柵等（捕獲した鳥獣の処理加工に要する施設（以下「鳥獣処理加工施設」という。）を含む。）及び附帯施設の整備	農地等補完保全整備 ⑥⑦小規模農林地等保全整備 (1)農業用排水施設 (2)農道 (3)暗きょ排水 (4)客土 (5)区画整理 (6)土壌改良 (7)農地造成 (8)農用地保全 (9)小規模林地整備	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良 完全暗きょの新設又は変更 客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工等 農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。） 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等の整備 林道及び作業路の開設改良及び森林の保全管理並びにこれらの附帯施設の整備				
自然環境等活用交流学习施設 ④⑤自然環境保全・活用施設	農山漁村の景観の保全のための電線埋設や伝統的家屋等の移転、移築、修繕等及びこれらの附帯施設の整備										
総合鳥獣被害防止施設 ④⑧総合鳥獣被害防止施設	農林水産物を鳥獣の被害から守るために必要となる防護柵等（捕獲した鳥獣の処理加工に要する施設（以下「鳥獣処理加工施設」という。）を含む。）及び附帯施設の整備										
農地等補完保全整備 ⑥⑦小規模農林地等保全整備 (1)農業用排水施設 (2)農道 (3)暗きょ排水 (4)客土 (5)区画整理 (6)土壌改良 (7)農地造成 (8)農用地保全 (9)小規模林地整備	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良 完全暗きょの新設又は変更 客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工等 農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。） 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等の整備 林道及び作業路の開設改良及び森林の保全管理並びにこれらの附帯施設の整備										
	2 交付額算定交付率 実施要領別表の2の要件類別23の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合とは、同表の1の事業メニュー欄の④⑧総合鳥獣被害防止施設（鳥獣処理加工施設及びその附帯施設を除く。）が次の要件をすべて満たす場合とする。 (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく特定鳥獣保護管理計画地域及びその地域に隣接する農用地等を対象に整備する施設であること。 (2) 受益面積が5ha以上であり、かつ、受益面積1ha当たりの事業費が30万円以上の施設であること。 3 要件 (1) 実施要領別表の2の要件類別23の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別15の要件等欄の3に準ずるものとする。 (2) 実施要領別表の2の要件類別23の要件欄の2の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑥⑦小規模農林地等保全整備の(9)小規模林地整備の事業の内容欄の森林の保全管理とする。 (3) 実施要領別表の2の要件類別23の要件欄の4の農村振興局長が別に定めるものとは、鳥獣処理加工施設をいう。										
24	1 事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、里地や棚田等において、多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生ために必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に24が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>基盤整備 ⑩農業集落道</td><td>農業集落の周辺における農道を補完し、主として集落から農地等への連絡、農業機械の運行等の農業生産活動、土地改良施設等の保全活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の新設、改良及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>簡易給排水施設 ⑤⑤飲雑用水施設</td><td>土地改良施設等の有する農業生産機能や多面的機能の維持保全を図る地域内外の活動又は地域等における営農の継続に必要な簡易な営農飲雑用水施設及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>防災安全施設 ⑥⑥防災安全施設</td><td>土地改良施設等の有する農業生産機能や多面的機能の維持保全を図る地域内外の活動又は地域等における営農の継続に必要な簡易な防火水槽、消火栓、防犯灯及びこれらの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>地域資源活用総合交流促進施設 ③⑨交流活動基盤施設</td><td>地域内外の住民の交流を通じ、住民の参加の下で土地改良施設等の保全活動を行う際に必要な保全活動準備休憩施設、共同利用機械格納施設及びこれらに類する施設の整備</td></tr></table>	事業メニュー	事業の内容	基盤整備 ⑩農業集落道	農業集落の周辺における農道を補完し、主として集落から農地等への連絡、農業機械の運行等の農業生産活動、土地改良施設等の保全活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の新設、改良及び附帯施設の整備	簡易給排水施設 ⑤⑤飲雑用水施設	土地改良施設等の有する農業生産機能や多面的機能の維持保全を図る地域内外の活動又は地域等における営農の継続に必要な簡易な営農飲雑用水施設及び附帯施設の整備	防災安全施設 ⑥⑥防災安全施設	土地改良施設等の有する農業生産機能や多面的機能の維持保全を図る地域内外の活動又は地域等における営農の継続に必要な簡易な防火水槽、消火栓、防犯灯及びこれらの附帯施設の整備	地域資源活用総合交流促進施設 ③⑨交流活動基盤施設	地域内外の住民の交流を通じ、住民の参加の下で土地改良施設等の保全活動を行う際に必要な保全活動準備休憩施設、共同利用機械格納施設及びこれらに類する施設の整備
事業メニュー	事業の内容										
基盤整備 ⑩農業集落道	農業集落の周辺における農道を補完し、主として集落から農地等への連絡、農業機械の運行等の農業生産活動、土地改良施設等の保全活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の新設、改良及び附帯施設の整備										
簡易給排水施設 ⑤⑤飲雑用水施設	土地改良施設等の有する農業生産機能や多面的機能の維持保全を図る地域内外の活動又は地域等における営農の継続に必要な簡易な営農飲雑用水施設及び附帯施設の整備										
防災安全施設 ⑥⑥防災安全施設	土地改良施設等の有する農業生産機能や多面的機能の維持保全を図る地域内外の活動又は地域等における営農の継続に必要な簡易な防火水槽、消火栓、防犯灯及びこれらの附帯施設の整備										
地域資源活用総合交流促進施設 ③⑨交流活動基盤施設	地域内外の住民の交流を通じ、住民の参加の下で土地改良施設等の保全活動を行う際に必要な保全活動準備休憩施設、共同利用機械格納施設及びこれらに類する施設の整備										

	農林漁業体験施設 ④③農林漁業体験施設	地域内外の住民の交流のための農地を利活用した農作業交流空間として、体験学習農園、オーナー制農園及びこれらに類する施設の整備				
	自然環境等活用交流施設 ④⑤自然環境保全・活用施設	土地改良施設等で地域内外の住民が親しみ、保全活動へ参加する契機となるような以下の整備を行うものとする。 ア 土地改良施設等で人々が親しむために必要な植樹、芝生、緑化施設、親水護岸、親水施設、遊歩道及びこれらに類する施設の整備 イ アの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備				
	総合鳥獣被害防止施設 ④⑥総合鳥獣被害防止施設	土地改良施設等の有する農業生産機能と生態系保全機能の調和を図るための鳥獣害防止柵及びこれらの附帯施設の整備				
	農地等補完保全整備 ⑥⑦小規模農林地等保全整備 (1)農地の簡易な整備 (2)土地改良施設の整備 (3)跡地の整地 (4)土地改良施設保全整備 (5)農地保全整備 (6)耕作放棄地利活用整備	区画整理、耐久性畦畔工、法面保護・補修、湧水処理、暗きょ排水工、客土工、床締め及び土留工 農道、農業用排水施設及びこれらの附帯施設の整備 事業メニュー欄の(2)の整備に係る跡地の整地 土地改良施設の有する多面的機能を維持するために必要な以下の整備を行う。 ア 土地改良施設の補修 イ 土地改良施設の機能低下を防止するための沈砂池、承水路、集水路、水兼道路及びこれらに類する施設の整備 ウ 土地改良施設の管理に必要な管理用道路及びこれに類する施設の整備 農地の有する多面的機能を維持するために必要な以下の整備を行う。 ア 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路、及びこれらに類する施設の整備 イ 農地の有する多面的機能の低下を防ぐための不用木除去及び跡地の整地 耕作放棄地を森林として利活用するために必要な不透水層の破砕、簡易な排水工、客土、盛土、整地、土留工、管理道の設置及びこれらに類する整備（ただし、地拵え、植付け、播種、施肥等の森林造成に係るものを除く。）				
	景観・生態系保全整備 ⑥⑧景観・生態系保全整備	ア 土地改良施設等の景観を良好な状態に維持又は改善するための法面・畦畔被覆及びこれらに類する施設の整備 イ 土地改良施設等が有する農業生産機能と生態系保全機能の調和を図るための生態系保全施設の整備 ウ ア及びイの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備				
2	要件 (1) 実施要領別表の2の要件類別24の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別15の要件等欄の3に準ずるものとする。 (2) 本要件類別に該当する事業（ただし、⑥⑦小規模農林地等保全整備のうち(1)から(4)の事業を除く。）を実施する場合、原則として土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地を対象とする。 (3) 1の表の事業メニュー欄の⑥⑦小規模農林地等保全整備のうち(1)農地の簡易な整備及び(2)土地改良施設の整備については、実施要領別表の2の要件類別24の要件欄の1の(2)に規定する地域における農業生産条件を改善するため、地域の特性に即した農地の簡易な整備及び土地改良施設の整備を行うものであることとする。なお、各工種の合計の受益面積は1ha以上とするものとする。					
25	1 事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、地域住民が豊かで住み良い生活を享受し得る快適な生活空間の形成を図るために必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に25が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>基盤整備 ⑩農業集落道</td><td>農業集落の周辺における農道を補完し、主として集落から農地等への連絡、農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の新設、改良、</td></tr></table>		事業メニュー	事業の内容	基盤整備 ⑩農業集落道	農業集落の周辺における農道を補完し、主として集落から農地等への連絡、農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の新設、改良、
事業メニュー	事業の内容					
基盤整備 ⑩農業集落道	農業集落の周辺における農道を補完し、主として集落から農地等への連絡、農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の新設、改良、					

	<table><tr><td></td><td>改修及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>簡易給排水施設 ③簡易給水施設</td><td>農林漁家等の生活に必要なとなる飲水の供給のための簡易な給水施設及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>④簡易排水施設</td><td>し尿・生活雑排水等の浄化するための簡易な排水処理施設等及び附帯施設の整備</td></tr></table>		改修及び附帯施設の整備	簡易給排水施設 ③簡易給水施設	農林漁家等の生活に必要なとなる飲水の供給のための簡易な給水施設及び附帯施設の整備	④簡易排水施設	し尿・生活雑排水等の浄化するための簡易な排水処理施設等及び附帯施設の整備
	改修及び附帯施設の整備						
簡易給排水施設 ③簡易給水施設	農林漁家等の生活に必要なとなる飲水の供給のための簡易な給水施設及び附帯施設の整備						
④簡易排水施設	し尿・生活雑排水等の浄化するための簡易な排水処理施設等及び附帯施設の整備						
2	交付額算定交付率 実施要領別表の1の要件類別25の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合とは、原則として、実施要領別表の1の事業メニュー欄の⑩農業集落道を実施しようとする箇所が含まれる集落のうち1以上の農業集落（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第5項に定める農業集落）からみて、林野率がおおむね50%以上であり、かつ、主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地の面積が当該集落の全農用地の面積の50%以上を占める地域で、次のすべての要件を満たす地域とする。 (1) 農業生産基盤、実施要領別表の1の（2）に掲げる事業メニュー及びその他生活環境の改善のための施設等の整備を総合的に行う必要のある地域であること。 (2) 地域資源の効率的な利用が図られるなど、地域の特性を活かした農業の展開により農業収益の向上が見込まれる地域であること。 (3) 農業生産活動を通じて国土・環境保全機能を維持していく必要がある地域であること。 3 要件 (1) 実施要領別表の2の要件類別25の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別15の要件等欄の3に準ずるものとする。 (2) 1の表の事業メニュー欄の③簡易給水施設は、給水人口3人以上50人未満のものとする。 (3) 1の表の事業メニュー欄の④簡易排水施設は、次の要件をすべて満たしていること。 ア 本交付金で新たに整備される基幹的施設と各戸から排出されるし尿・生活雑排水を管路により一体的に集合処理するものとし、受益戸数が原則として3戸以上20戸未満のものとする。 イ 交付対象となる施設は、合併浄化槽及び基幹的施設から合併浄化槽に至る管路並びに各戸に至る末端管路とし、個人敷地内の施設については交付対象外とする。						
26	1 事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、高齢者の生きがい発揮と女性の能力を十分発揮するために必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に26が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>地域住民活動支援促進施設 ⑤高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設</td><td>高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力発揮や地域住民の活動促進に必要なとなる施設及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>⑥健康管理等情報連絡施設</td><td>情報端末機器等高齢者の農林漁業関連の活動促進のための健康管理通信施設等及び附帯施設の整備</td></tr></table> 2 要件 (1) 実施要領別表の2の要件類別26の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別15の要件等欄の3に準ずるものとする。 (2) 実施要領別表の2の要件類別26の要件欄の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。 ア ⑤高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設 1の表の事業メニュー欄の⑤高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の整備に当たっては、次によるものとする。 (イ) 高齢者を対象とした施設の整備に当たっては、市町村農山漁村地域高齢者ビジョン（農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領（平成7年4月1日付け7農蚕第1804号農林水産事務次官依命通知）別表1の4の(3)のイに基づく市町村農山漁村地域高齢者ビジョンをいう。）、市町村老人福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく計画をいう。）等地域における高齢者対策に係る各種計画との整合性に配慮するものとする。 (イ) 市町村長等は、地方公共団体の農林水産担当部局、厚生担当部局及び教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとする。 イ ⑥健康管理等情報連絡施設 1の表の事業メニュー欄の⑥健康管理等情報連絡施設の整備に当たっては、事業実施主体は、市町村の農林水産担当部局、厚生担当部局、教育委員会等からなる在宅健康管理システム推進委員会を設置し、利用者の選定基準の作成及び選定の判定並びに利用料金の設定等を行うものとする。	事業メニュー	事業の内容	地域住民活動支援促進施設 ⑤高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力発揮や地域住民の活動促進に必要なとなる施設及び附帯施設の整備	⑥健康管理等情報連絡施設	情報端末機器等高齢者の農林漁業関連の活動促進のための健康管理通信施設等及び附帯施設の整備
事業メニュー	事業の内容						
地域住民活動支援促進施設 ⑤高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力発揮や地域住民の活動促進に必要なとなる施設及び附帯施設の整備						
⑥健康管理等情報連絡施設	情報端末機器等高齢者の農林漁業関連の活動促進のための健康管理通信施設等及び附帯施設の整備						
27	1 事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資することを						

趣旨とし、実施要領別表の 1 の要件類別欄に 2 7 が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
新規就業者技術習得管理施設 ③① 林業技術研修施設	林業技術・経営管理能力等の習得のための研修施設、木材加工実習施設、林業実習林整備等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ③⑦ 都市農山漁村総合交流促進施設	特産品・文化財の展示、木材加工体験及び伝統文化継承等都市と山村の交流の推進のために必要な機能を有する施設及びこれらの附帯施設の整備
③⑧ 廃校・廃屋等改修交流施設	都市と山村の交流施設等として活用する廃校、廃屋等の改修等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業体験施設 ③④ 農林漁業体験施設	木工芸体験施設、技術の伝承等のために必要な林業体験林、山菜園、きのこ園等の体験施設、滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学习施設 ③④ 農山漁村体験施設	都市住民等が余暇等を利用して山村に対する理解を深めるために必要な体験施設、滞在施設及びこれらの附帯施設の整備
③⑤ 自然環境保全・活用施設	林間広場等及び附帯施設の整備
③⑥ 教養文化・知識習得施設	林業・山村に対する理解を促進するための教養文化施設、環境展示施設等及びこれらの附帯施設
地域資源循環活用施設 ③⑤ リサイクル施設	間伐材の利活用を促進するための高性能林業機械、移動式チップパー、汎用機械、木材チップ加工施設、機械保管倉庫、作業路網等及びこれらの附帯施設の整備
③⑤ 自然・資源活用施設	バイオマス熱電供給設備、小型水力発電設備、風力発電設備、太陽光発電設備等及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ③② 高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	高齢者、女性、若者等の林業経営、地域文化の伝承等能力発揮や地域住民の活動促進に必要となる施設及び附帯施設の整備
景観・生態系保全整備 ③⑧ 景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した施設や周囲の景観に調和させるための施設等の整備又は修景及びこれらの附帯施設の整備 イ 自然再生の視点に基づき行われる生態系の回復や環境保全に資する施設（魚道等）、緑の回廊（植栽、植木等）等及びこれらの附帯施設の整備

2 8

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、地域の資源である森林空間を総合的に利用し、林業体験、森林のレクリエーション的利用、教育・文化的利用等都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設とし、実施要領別表の 1 の要件類別欄に 2 8 が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ③④ 農林水産物直売・食材提供供給施設	林産物、木工品等の展示販売のために必要な販売用、鮮度保持用、貯蔵用機械施設又は林産物等を活用した食材等の提供供給のために必要な施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業体験施設 ③④ 農林漁業体験施設	木工芸体験施設、技術の伝承等のために必要な林業体験林、山菜園、きのこ園等の体験施設、滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学习施設 ③④ 農山漁村体験施設	都市住民等が余暇等を利用して山村に対する理解を深めるために必要な体験施設、滞在施設及びこれらの附帯施設の整備
③⑤ 自然環境保全・活用施設	林間広場施設（森林浴歩道、林間広場、キャンプ場、バンガロー、炊事施設、林間木製遊具施設等）及び森林空間管理施設（総合案内施設、鳥獣保護施設、山火事

	<table><tr><td></td><td>防止施設、修景施業、連絡道、集落散策道、簡易給排水施設等）等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>㊼教養文化・知識習得施設</td><td>林業・山村の理解を促進するための動植物観察施設、森林科学館等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr></table>		防止施設、修景施業、連絡道、集落散策道、簡易給排水施設等）等及びこれらの附帯施設の整備	㊼教養文化・知識習得施設	林業・山村の理解を促進するための動植物観察施設、森林科学館等及びこれらの附帯施設の整備
	防止施設、修景施業、連絡道、集落散策道、簡易給排水施設等）等及びこれらの附帯施設の整備				
㊼教養文化・知識習得施設	林業・山村の理解を促進するための動植物観察施設、森林科学館等及びこれらの附帯施設の整備				
2	事業実施主体 (1) 実施要領別表の2の要件類別28の事業実施主体欄の農林漁業者等の組織する団体及び地方公共団体等が出資する法人に関しては、第2の1及び2に規定するほか、次によるものとする。 ア 農林漁業者等の組織する団体及び地方公共団体等が出資する法人は、会社（会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第2項に規定する会社をいう。）を除くものとし、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。 イ 農林漁業者等の組織する団体及び地方公共団体等が出資する法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合は、林業の振興をその目的とするものに限るものとする。 (2) 実施要領別表の2の要件類別28の事業実施主体欄の森林組合が、収支を伴う施設について単独で事業実施主体となる場合は、森林組合系統による取組の推進のための事務手続について（平成14年11月22日付け14林政経第119号農林水産省林野庁長官通知）に基づき、都道府県知事により中核組合に認定された森林組合に限るものとする。 3 交付額算定交付率 実施要領別表の2の要件類別欄28の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合及び農村振興局長が別に定める率とは、1の事業メニュー欄の㊼自然環境保全・活用施設の事業の内容欄の簡易給排水施設（地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条の地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に定める貯水槽に該当するものを除く。）及びその附帯施設を整備する場合であって、4/10（沖縄県は2/3）とする。 4 要件 (1) 実施要領別表の2の要件類別28の要件欄の1の農村振興局長が別に定める施設とは、1の事業メニュー欄の㊼自然環境保全活用施設の事業の内容欄の連絡道、集落散策道及び簡易給排水施設（以下この要件類別において単に「連絡道等」という。）とする。 (2) 実施要領別表の2の要件類別28の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは次のとおりとする。 ア 本要件類別に該当する事業は、原則として木造とする。 イ 対象地域は、原則として5戸以上の森林所有者が所有する私有林であって、このうち一の森林所有者の所有する森林の面積が、当該地域の森林面積の2分の1未満とする。 ただし、林業者の就労の促進等林業者の定住化の促進に資する面が大きい場合においては、公有林又は国有林を対象地域とすることができるものとする。 ウ 本要件類別に該当する事業（連絡道等を除く。）の実施に当たっては、既存樹木の伐採をできるだけ少なくし、地形を大きく変更する工事は最小限度にとどめるものとする。 エ 1の事業メニュー欄の㊼自然環境保全・活用施設の事業の内容欄の連絡道の整備に当たっては、都道府県道、市町村道、農道及び林道以外の道路を対象として実施するものとする。ただし、1級及び2級以外の市町村道であって、あらかじめ道路管理者及び関係都道府県の道路関係部局との調整が図られた市町村道については、連絡道として実施することができるものとする。 オ 1施設当たりの総事業費は、15億円を上限とする。				
29	1 事業内容 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の㊼木材利活用促進施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>地域資源活用総合交流促進施設 ㊼木材利活用促進施設</td><td>姉妹都市等の提携を行っている相手方の地域材を利用した公共施設の整備又は条例等に基づき森林整備のための上下流連携に取り組んでいる上流域の公共施設における木造施設、木製外構施設等の整備及び木質内装の模様替え並びにこれらの附帯施設の整備</td></tr></table> 2 要件 (1) 整備した施設の維持・修繕のために必要な額を超えるような利用料を徴収したり、物品の販売を行うなど、営利を目的とする施設は対象としない。 (2) 他府省の所管の国庫補助事業の対象となっている施設等については対象としない。 (3) 1施設当たりの総事業費は、15億円を上限とする。	事業メニュー	事業の内容	地域資源活用総合交流促進施設 ㊼木材利活用促進施設	姉妹都市等の提携を行っている相手方の地域材を利用した公共施設の整備又は条例等に基づき森林整備のための上下流連携に取り組んでいる上流域の公共施設における木造施設、木製外構施設等の整備及び木質内装の模様替え並びにこれらの附帯施設の整備
事業メニュー	事業の内容				
地域資源活用総合交流促進施設 ㊼木材利活用促進施設	姉妹都市等の提携を行っている相手方の地域材を利用した公共施設の整備又は条例等に基づき森林整備のための上下流連携に取り組んでいる上流域の公共施設における木造施設、木製外構施設等の整備及び木質内装の模様替え並びにこれらの附帯施設の整備				
30	1 事業内容 本要件類別に該当する事業内容は、都市と漁村の共生・対流の促進、環境への配慮、安全で安心した暮らしの実現の確保など漁村地域の活性化を図るために必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に30が掲げられて				

いる事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
情報通信基盤施設 ②情報通信基盤施設	漁港漁村における高度情報活用、生活利便性向上のためのケーブルテレビ局等の地域情報センター、地域情報の収集、整理、提供に必要なシステム、集中制御装置、光ファイバーケーブル等の伝送施設、漁業関係機関等公的機関の情報受発信装置及び他の情報基盤への接続に必要な施設、安全情報伝達施設並びにこれらの附帯施設（ただし、伝送施設については個人の宅内への配線を除く。）の整備
簡易給排水施設 ③簡易排水施設	生活雑排水等の流入する水路等の浄化設備、既存排水処理施設の機能強化に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備
⑤飲雑用水施設	飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水又は配水等、取水から配水までの施設及びこれらの附帯施設（配水管については幹線及び主要な支線とし、個別給水管を除く。）の整備
防災安全施設 ⑥防災安全施設	漁村等の保全と防災安全のために必要な土砂崩落防止施設、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火施設、避難広場や避難路、小規模な避難施設、救命・救急用資機材や非常用食料・救援物資の備蓄保管庫、防災対策に必要な施設の耐震強化や避難のための階段や手すり、非常用電源を確保するための施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ⑦都市農山漁村総合交流促進施設	地域の総合案内機能、地域特産物・文化財等の展示機能等多様な機能を併せ持つ総合交流施設及び附帯施設の整備
⑧廃校・廃屋等改修交流施設	都市と漁村の交流施設等として活用する廃校、廃屋、自治体所有の公民館及び幼稚園などの改修・移設及びこれらの附帯施設の整備
④農林水産物直売・食材提供供給施設	漁村における水産物等の特産品の販売及び新鮮な魚介類等を提供する食堂等及びこれらの附帯施設の整備
②地域資源活用交流促進施設	漁村における名所、旧跡等の案内看板等及び海洋深層水を体験するための多目的プール、シャワールーム、休憩室等の施設並びにこれらの附帯施設の整備
農林漁業体験施設 ③農林漁業体験施設	自然環境豊かな漁村において、水産業等の体験学習を行うための体験学習施設、漁業体験等を行うための漁業体験用船舶、漁具保管庫等及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習施設 ④農山漁村体験施設	都市住民等が余暇等を利用して漁村に対する理解を深めるために必要な滞在施設、野営場等及びこれらの附帯施設の整備
⑤自然環境保全・活用施設	釣り、潮干狩り、磯遊びの施設、自然観察のための遊歩道、海中公園、海中のライトアップ用の固定照明等の施設並びにこれらの附帯施設の整備
⑥教養文化・知識習得施設	漁業・漁村の理解を促進に資する伝統文化、自然観察等の学習を行うための施設及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用起業支援施設 ⑨地域資源活用起業支援施設	地域の就業機会創出のための、遊漁、ダイビング等地域資源を活用し地域活性化の取組に利用される係留施設、休憩所、機材保管庫、観察用の海中林や増殖場、釣りやダイビングと漁業との調整用の魚礁等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ⑩リサイクル施設	集落内で発生する生ゴミ、汚泥等をリサイクルするための施設及びこれらの附帯施設の整備
⑪自然・資源活用施設	ア 漁港施設や共同利用施設への風力・太陽光等の自然エネルギー供給施設及びこれらの附帯施設の整備 イ コージェネレーションシステム、バイオマス発電、廃棄物発電等の省エネ化を推進するための施設並びにこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ⑫高齢者・女性等地域住民活動生活支援促進機械施設	集落内公共施設等の段差解消、幅広歩道、集落内道路等及びこれらの附帯施設の整備
⑭船舶離発着施設	離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所（トイレ、休憩所等）、浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらの附帯施設の整備

	<table><tr><td>㉟景観・生態系保全整備</td><td>ア 地域の景観に配慮した生活基盤施設、交流基盤施設、情報基盤施設、周囲の景観に調和させるための公的施設の改良等及び歴史伝承施設及びこれらの附帯施設の整備 イ 照明、石畳、歴史的建造物の保全・修復、植栽、トイレ、四阿等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr></table>	㉟景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した生活基盤施設、交流基盤施設、情報基盤施設、周囲の景観に調和させるための公的施設の改良等及び歴史伝承施設及びこれらの附帯施設の整備 イ 照明、石畳、歴史的建造物の保全・修復、植栽、トイレ、四阿等及びこれらの附帯施設の整備		
㉟景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した生活基盤施設、交流基盤施設、情報基盤施設、周囲の景観に調和させるための公的施設の改良等及び歴史伝承施設及びこれらの附帯施設の整備 イ 照明、石畳、歴史的建造物の保全・修復、植栽、トイレ、四阿等及びこれらの附帯施設の整備				
	※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。				
	2 交付額算定交付率				
	(1) 実施要領別表の2の要件類別30の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合のうち交付額算定交付率を1/2とする場合とは、事業実施主体が合併市町村（合併年度及びこれに続く一箇年度に限る。）若しくは一部事務組合又は対象地域が五法指定地域等若しくは沖縄であって、1の表の事業メニュー欄の㉔情報通信基盤施設のうち地域情報センター施設の構築又は改築並びに地域情報センター施設と公共施設、漁業集落排水施設等水産業関連施設及び水産業共同利用施設を結ぶ線路設備の整備を行う場合とする。				
	(2) 実施要領別表の2の要件類別30の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合のうち交付額算定交付率を2/3とする場合とは、(1)の規定に関わらず、対象地域が離島地域、奄美群島、小笠原諸島又は沖縄離島（以下この要件類別において「離島地域等」という。）であって、1の表の事業メニューの㉔情報通信基盤施設のうち、離島地域等と本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）又は離島地域等と離島地域等との通信等を確保するために必要となる施設の整備を行う場合とする。				
	3 要件				
	(1) 実施要領別表の2の要件類別30の要件欄の1の農村振興局長が別に定める場合とは、次のとおりとする。 ア 1の表の事業メニュー欄の㉔防災安全施設、㉕農林水産物直売・食材提供供給施設、㉖地域資源活用交流促進施設、㉗リサイクル施設及び㉘自然・資源活用施設の事業の内容欄のアの施設について、次の要件に該当する場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を実施地域の対象とすることができる。 (ア) 1の表の事業メニュー欄の㉔防災安全施設、㉗リサイクル施設及び㉘自然・資源活用施設の事業の内容欄のアの施設については、漁村地域の環境負荷の低減や生活環境の改善に資することが確実であるものであること。 (イ) 1の表の事業メニュー欄の㉕農林水産物直売・食材提供供給施設については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものであり、かつ、情報発信の前進基地としてその取組の紹介やPR活動が併せて行われるものであること。 (ウ) 1の表の事業メニュー欄の㉖地域資源活用交流促進施設（事業の内容欄の海洋深層水を体験するための多目的プール、シャワールーム、休憩室等の施設（以下この要件類別において「海洋深層水体験施設」という。）を除く。）については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものであること。 イ 1の表の事業メニュー欄の㉘自然環境保全・活用施設及び㉖地域資源活用起業支援施設については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものについては、海域も実施地域の対象とすることができる。 (2) 海洋深層水体験施設は、次の条件を全て満たすものとする。 ア 引率・指導するインストラクターが常駐し、かつ、体験プログラムが策定され、それに基づいてのみ体験が可能であること。 イ 水産利用を主目的として整備された海洋深層水取水施設があり、当該施設より直接海洋深層水の入手が可能であること。 ウ 当該漁村の振興及び水産業の発展に資する施設であること。 (3) 1の表の事業メニュー欄の㉕農山漁村体験施設は、宿泊のみを対象とするものは交付の対象としない。 また、当該漁村の所在市町村以外の地方公共団体が漁村滞在施設を整備する場合は、当該所在市町村と十分な調整を図ること。 (4) 1の表の事業メニュー欄の㉘自然・資源活用施設の事業の内容欄のイのコージェネレーションシステム、バイオマス発電、廃棄物発電等の省エネ化を推進するための施設における電力の供給対象とする施設については、実施要領別表の1の事業メニュー欄及び水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知）別表5の（2）のアの実施要件欄に掲げる施設とする。 (5) 1の表の事業メニュー欄の㉟景観・生態系保全整備の事業の内容欄のアの施設は、地方単独事業等（国の負担又は補助を得ないで実施する事業をいう。）のソフト事業（施設等を整備する事業以外のものをいう。）と一体的に実施するものとする。ただし、景観法（平成16年法律110号）第8条第2項に規定する景観計画区域及び同法第61条に規定する景観地区においてはこの限りでない。				
31	1 事業内容 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の㉟の2農山漁村定住促進施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>農山漁村定住促進施設 ㉟の2農山漁村定住促進施設</td><td>新たに農林漁業または農林漁業関係の地場産業等に従事し地域に定住しようとする者（以下「定住希望者」という。）が地域に定住するまでの一定期間、生活拠点とするための空き家等荒廃家屋を活用した施設及びこれらの附帯施設の整備</td></tr></table>	事業メニュー	事業の内容	農山漁村定住促進施設 ㉟の2農山漁村定住促進施設	新たに農林漁業または農林漁業関係の地場産業等に従事し地域に定住しようとする者（以下「定住希望者」という。）が地域に定住するまでの一定期間、生活拠点とするための空き家等荒廃家屋を活用した施設及びこれらの附帯施設の整備
事業メニュー	事業の内容				
農山漁村定住促進施設 ㉟の2農山漁村定住促進施設	新たに農林漁業または農林漁業関係の地場産業等に従事し地域に定住しようとする者（以下「定住希望者」という。）が地域に定住するまでの一定期間、生活拠点とするための空き家等荒廃家屋を活用した施設及びこれらの附帯施設の整備				

	2 要件 事業の実施に当たっては、定住希望者3人以上が受益者となるように当該施設の貸付期間を設定するなど、同一の定住希望者が当該施設を使用し続けることがないようにすること。												
3 2	1 事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、新規需要米（米粉・飼料用米等）の需要に応じた定着拡大に資することを目的とした機械・施設の整備及び推進活動とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>生産機械施設 ②①高生産性農業用機械施設</td><td>整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>処理加工・集出荷貯蔵施設 ②⑦農林水産物処理加工施設</td><td>新規需要米（米粉・飼料用米等）の処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>②⑧乾燥調製貯蔵施設</td><td>穀類乾燥調整貯蔵施設、乾燥調整施設及び飼料調整貯蔵施設に必要な乾燥機、舂すり機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>②⑨農林水産物集出荷貯蔵施設</td><td>農林水産物の選別用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>新規需要米生産製造連携支援 ②⑨新規需要米生産製造連携支援</td><td>新規需要米生産・流通に係る計画の策定、製品市場動向分析及び製品開発研究等、施設整備と併せて行う新規需要米の定着拡大に必要な活動支援</td></tr></table> 2 事業実施主体 事業実施主体は、生産製造連携事業計画（案）の事前確認に係る手続について（平成21年3月31日付け20総食第1050号農林水産省総合食料局長通知）第5の1に基づく事前確認を受けて適当と認められた生産製造連携事業計画（案）（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第3条第1項に基づく米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針（平成21年農林水産省告示第1112号）の公表前に適当と認められたものに限る。以下「事前確認済み計画（案）」という。）に従って事業を行う連携事業者又は同法第5条第3項の認定生産製造連携事業計画（以下「認定計画」という。）に従って事業を行う認定事業者でなければならない。 3 要件 (1) 実施要領別表の2の要件類別32の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは、第2の4の計画主体が指定した者である民間事業者が本要件類別に該当する事業を実施する場合においては、事前確認済み計画（案）又は認定計画の対象とする生産者の水田面積がおおむね5ha以上であることとする。 (2) ②①高生産性農業用機械施設のうち普通型コンバインは、生産者の水田面積がおおむね50ha以上の共同利用機械に限る。	事業メニュー	事業の内容	生産機械施設 ②①高生産性農業用機械施設	整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及び附帯施設の整備	処理加工・集出荷貯蔵施設 ②⑦農林水産物処理加工施設	新規需要米（米粉・飼料用米等）の処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備	②⑧乾燥調製貯蔵施設	穀類乾燥調整貯蔵施設、乾燥調整施設及び飼料調整貯蔵施設に必要な乾燥機、舂すり機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備	②⑨農林水産物集出荷貯蔵施設	農林水産物の選別用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備	新規需要米生産製造連携支援 ②⑨新規需要米生産製造連携支援	新規需要米生産・流通に係る計画の策定、製品市場動向分析及び製品開発研究等、施設整備と併せて行う新規需要米の定着拡大に必要な活動支援
事業メニュー	事業の内容												
生産機械施設 ②①高生産性農業用機械施設	整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及び附帯施設の整備												
処理加工・集出荷貯蔵施設 ②⑦農林水産物処理加工施設	新規需要米（米粉・飼料用米等）の処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備												
②⑧乾燥調製貯蔵施設	穀類乾燥調整貯蔵施設、乾燥調整施設及び飼料調整貯蔵施設に必要な乾燥機、舂すり機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備												
②⑨農林水産物集出荷貯蔵施設	農林水産物の選別用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備												
新規需要米生産製造連携支援 ②⑨新規需要米生産製造連携支援	新規需要米生産・流通に係る計画の策定、製品市場動向分析及び製品開発研究等、施設整備と併せて行う新規需要米の定着拡大に必要な活動支援												
3 3	1 事業内容 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の②⑩自然・資源活用施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>地域資源循環活用施設 ②⑩自然・資源活用施設</td><td>農業農村活性化のために整備された施設等にバイオマス、水力、風力、太陽光等の再生可能エネルギーを供給する施設及びこれらの附帯施設の設置又は更新</td></tr></table> 2 要件 実施要領別表の2の要件類別33の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは、地域における温室効果ガス排出の削減方策等をまとめた計画が定められているとともに、整備する施設が当該計画に位置付けられていること及び施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定することとする。また、設定した当該目標の達成状況については、実施要領第8に定める事後評価の実施の際に評価を行うこととする。	事業メニュー	事業の内容	地域資源循環活用施設 ②⑩自然・資源活用施設	農業農村活性化のために整備された施設等にバイオマス、水力、風力、太陽光等の再生可能エネルギーを供給する施設及びこれらの附帯施設の設置又は更新								
事業メニュー	事業の内容												
地域資源循環活用施設 ②⑩自然・資源活用施設	農業農村活性化のために整備された施設等にバイオマス、水力、風力、太陽光等の再生可能エネルギーを供給する施設及びこれらの附帯施設の設置又は更新												
3 4	1 事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けることなく農地以外のものにされた土地（以下「無許可転用農地」という。）について、事業実施主体が自ら同法第51条第1項に規定する原状回復等の措置を講ずる場合に必要な土地の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。 <table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	事業メニュー	事業の内容										
事業メニュー	事業の内容												

		農地等補完保全整備 ⑦小規模農林地等 保全整備	無許可転用農地において農地法第51条第1項に規定する原状回復等の措置として 行う障害物の除去、整地、客土、畦畔の改修等																																
	2 要件	実施要領別表の2の要件類別34の要件欄の3の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。 (1) 無許可転用農地について、農地法第51条第3項第2号に該当するとして、事業実施主体が自ら同条第1項に規定する 原状回復等の措置を講ずる場合であって、同項に規定する違反転用者等（以下「違反転用者等」という。）を確知する ことができないため、当該原状回復等の措置を講じた後遅滞なく当該原状回復等の措置に要する費用を徴収することが 見込めない場合であること。 (2) 事業実施主体が、違反転用者等を確知するために必要な活動を継続して行うことが確実であると認められること。 (3) 当該原状回復等の措置に要する費用が200万円を超えることが確実であると認められること。																																	
35	1 事業内容	本要件類別に該当する事業の内容は、実施要領別表の1の要件類別欄に35が掲げられている事業メニューごとに次表 の事業の内容欄に記載されているとおりとする。																																	
		<table><tr><th>事業メニュー</th><th>事業の内容</th></tr><tr><td>融資主体型支援 ⑩融資主体型支援</td><td>主として融資機関から行われる融資（以下「農山漁村活性化融資」という。）を 活用し、次の機械施設の導入（以下「整備事業」という。）を行う場合において、 当該整備事業に係る経費から農山漁村活性化融資の額を除いた自己負担部分につい ての助成</td></tr><tr><td>(1)新規作物導入支援 施設</td><td>先端技術を活用した培養・増殖施設、水耕栽培及び防霜施設等及びこれらの附帯 施設の整備</td></tr><tr><td>(2)育苗施設</td><td>水稻、野菜等の共同育苗及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>(3)農林水産物運搬施 設</td><td>農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械施設及びこれ らの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>(4)営農飲雑用水施設</td><td>家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等のための営 農飲雑用水施設及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>(5)高生産性農業用機 械施設</td><td>整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及び附帯施設の整 備（ただし、戦略作物（麦、大豆、新規需要米等）の生産拡大を図る上で必要不可 欠な農業用機械であって、当該戦略作物の処理加工等の施設整備と一体的に整備す ることが活性化計画の目標達成の上から必要と計画主体が特に認める場合にあって は、整理合理化通知の別表第1に対象作物ごとに記載された機械について、別表第 1の要件にかかわらず助成対象とできるものとする。）</td></tr><tr><td>(6)農業経営改善安定 機械施設</td><td>防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能をもつ共同施設と併せて、その 受益地の地区内に設置される栽培機能のほかに育苗機能等を併せもつ生産機械施設 及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>(7)農林業基盤整備用 機械</td><td>農業用排水路や林道の改修等のための機械及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>(8)林業機械施設</td><td>樹木の保育、伐採及び集材作業等に必要な機械施設及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>(9)特用林産物生産施 設</td><td>きのこ類等特用林産物の生産に必要な施設及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>(10)種苗生産・蓄養殖 施設</td><td>水産物の養殖用生産施設、放流用の種苗の生産施設、保管作業施設、施肥防除施 設及び附帯施設の整備</td></tr><tr><td>(11)農林水産物処理加 工施設</td><td>農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設 の整備</td></tr><tr><td>(12)乾燥調整貯蔵施設</td><td>穀類乾燥調整貯蔵施設、乾燥調整施設及び飼料調製貯蔵施設に必要な乾燥機、粳 すり機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>(13)農林水産物集出荷 貯蔵施設</td><td>農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、 建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設 等及びこれらの附帯施設の整備</td></tr><tr><td>⑥追加的信用供与支 援</td><td>農山漁村活性化融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、⑩融資主 体型支援が実施されている場合に農山漁村活性化融資に係る保証を行う農業信用基 金協会（以下「基金協会」という。）に対し、当該保証付融資に係る保証債務の弁 済及び求償権の償却に伴う費用への補てんに充てるための経費についての助成</td></tr></table>	事業メニュー	事業の内容	融資主体型支援 ⑩融資主体型支援	主として融資機関から行われる融資（以下「農山漁村活性化融資」という。）を 活用し、次の機械施設の導入（以下「整備事業」という。）を行う場合において、 当該整備事業に係る経費から農山漁村活性化融資の額を除いた自己負担部分につい ての助成	(1)新規作物導入支援 施設	先端技術を活用した培養・増殖施設、水耕栽培及び防霜施設等及びこれらの附帯 施設の整備	(2)育苗施設	水稻、野菜等の共同育苗及び附帯施設の整備	(3)農林水産物運搬施 設	農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械施設及びこれ らの附帯施設の整備	(4)営農飲雑用水施設	家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等のための営 農飲雑用水施設及び附帯施設の整備	(5)高生産性農業用機 械施設	整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及び附帯施設の整 備（ただし、戦略作物（麦、大豆、新規需要米等）の生産拡大を図る上で必要不可 欠な農業用機械であって、当該戦略作物の処理加工等の施設整備と一体的に整備す ることが活性化計画の目標達成の上から必要と計画主体が特に認める場合にあって は、整理合理化通知の別表第1に対象作物ごとに記載された機械について、別表第 1の要件にかかわらず助成対象とできるものとする。）	(6)農業経営改善安定 機械施設	防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能をもつ共同施設と併せて、その 受益地の地区内に設置される栽培機能のほかに育苗機能等を併せもつ生産機械施設 及び附帯施設の整備	(7)農林業基盤整備用 機械	農業用排水路や林道の改修等のための機械及び附帯施設の整備	(8)林業機械施設	樹木の保育、伐採及び集材作業等に必要な機械施設及び附帯施設の整備	(9)特用林産物生産施 設	きのこ類等特用林産物の生産に必要な施設及び附帯施設の整備	(10)種苗生産・蓄養殖 施設	水産物の養殖用生産施設、放流用の種苗の生産施設、保管作業施設、施肥防除施 設及び附帯施設の整備	(11)農林水産物処理加 工施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設 の整備	(12)乾燥調整貯蔵施設	穀類乾燥調整貯蔵施設、乾燥調整施設及び飼料調製貯蔵施設に必要な乾燥機、粳 すり機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備	(13)農林水産物集出荷 貯蔵施設	農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、 建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設 等及びこれらの附帯施設の整備	⑥追加的信用供与支 援	農山漁村活性化融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、⑩融資主 体型支援が実施されている場合に農山漁村活性化融資に係る保証を行う農業信用基 金協会（以下「基金協会」という。）に対し、当該保証付融資に係る保証債務の弁 済及び求償権の償却に伴う費用への補てんに充てるための経費についての助成	
事業メニュー	事業の内容																																		
融資主体型支援 ⑩融資主体型支援	主として融資機関から行われる融資（以下「農山漁村活性化融資」という。）を 活用し、次の機械施設の導入（以下「整備事業」という。）を行う場合において、 当該整備事業に係る経費から農山漁村活性化融資の額を除いた自己負担部分につい ての助成																																		
(1)新規作物導入支援 施設	先端技術を活用した培養・増殖施設、水耕栽培及び防霜施設等及びこれらの附帯 施設の整備																																		
(2)育苗施設	水稻、野菜等の共同育苗及び附帯施設の整備																																		
(3)農林水産物運搬施 設	農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械施設及びこれ らの附帯施設の整備																																		
(4)営農飲雑用水施設	家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等のための営 農飲雑用水施設及び附帯施設の整備																																		
(5)高生産性農業用機 械施設	整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及び附帯施設の整 備（ただし、戦略作物（麦、大豆、新規需要米等）の生産拡大を図る上で必要不可 欠な農業用機械であって、当該戦略作物の処理加工等の施設整備と一体的に整備す ることが活性化計画の目標達成の上から必要と計画主体が特に認める場合にあって は、整理合理化通知の別表第1に対象作物ごとに記載された機械について、別表第 1の要件にかかわらず助成対象とできるものとする。）																																		
(6)農業経営改善安定 機械施設	防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能をもつ共同施設と併せて、その 受益地の地区内に設置される栽培機能のほかに育苗機能等を併せもつ生産機械施設 及び附帯施設の整備																																		
(7)農林業基盤整備用 機械	農業用排水路や林道の改修等のための機械及び附帯施設の整備																																		
(8)林業機械施設	樹木の保育、伐採及び集材作業等に必要な機械施設及び附帯施設の整備																																		
(9)特用林産物生産施 設	きのこ類等特用林産物の生産に必要な施設及び附帯施設の整備																																		
(10)種苗生産・蓄養殖 施設	水産物の養殖用生産施設、放流用の種苗の生産施設、保管作業施設、施肥防除施 設及び附帯施設の整備																																		
(11)農林水産物処理加 工施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設 の整備																																		
(12)乾燥調整貯蔵施設	穀類乾燥調整貯蔵施設、乾燥調整施設及び飼料調製貯蔵施設に必要な乾燥機、粳 すり機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備																																		
(13)農林水産物集出荷 貯蔵施設	農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、 建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設 等及びこれらの附帯施設の整備																																		
⑥追加的信用供与支 援	農山漁村活性化融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、⑩融資主 体型支援が実施されている場合に農山漁村活性化融資に係る保証を行う農業信用基 金協会（以下「基金協会」という。）に対し、当該保証付融資に係る保証債務の弁 済及び求償権の償却に伴う費用への補てんに充てるための経費についての助成																																		

	2 交付額算定交付率 実施要領別表の2の要件類別35の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める率とは、次のとおりとする。 (1) 融資主体型支援 ア 事業実施主体毎の交付率は3/10以内とし、助成対象者の整備内容毎の助成金の額を合計した額を交付するものとする。 イ 事業実施主体が助成対象者に交付する整備内容毎の助成金の額は、当該整備事業に要する費用（以下「整備事業費」という。）に3/10を乗じて得た額とする。ただし、整備事業費に占める融資の割合（以下「融資率」という。）が7割を超えるものにあつては、整備事業費から農山漁村活性化融資の額を除いた自己負担部分とする。 (2) 追加的信用供与支援 交付率は定額とし、農山漁村活性化融資のうち、保証付き農山漁村活性化融資の額の合計額に2/15を乗じて得た額に相当する額を交付するものとする。
	3 助成対象者 融資主体型支援の助成対象者は第2に定める農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体及び参入法人とする。
	4 要件 実施要領別表の2の要件類別35の要件欄の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。 (1) 対象地域が五法指定地域等及び要件類別15の要件等欄の3に準ずる地域であること、若しくは要件類別5の㉔の2受入機能強化施設の農林水産物処理加工施設に相当する施設の整備、又は要件類別13の㉑高生産性農業用機械施設、㉗農林水産物処理加工施設及び㉙農林水産物集出荷貯蔵施設に相当する施設の整備であること。 (2) 融資主体型支援 ア 整備事業は、個々の整備事業ごとに、整備事業費に占める融資率が5割を超えるものであることとする。 イ 農山漁村活性化融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金及びその他法律又は地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。 (ア) 農業協同組合 (イ) 農業協同組合連合会 (ウ) 農林中央金庫 (エ) (株) 日本政策金融公庫 (オ) 沖縄振興開発金融公庫 (カ) 銀行 (キ) 信用金庫 (ク) 信用協同組合 (ケ) 都道府県 ウ 1の表の事業メニュー欄の㉚融資主体型支援の(6)農業経営改善安定機械施設については、原則として、助成対象者が当該施設を利用する農業者にリースすることを条件とし、また、要件類別16の要件等欄の3の(2)の要件を満たすものであること。 (3) 追加的信用供与支援 事業実施主体は、農山漁村活性化融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができるものとする。 ア 農山漁村活性化融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人なしの保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者毎の保証限度額を次の水準に設定するものであること。 (ア) 認定農業者に貸し付けられるもの 7,200万円（法人） (イ) 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの 6,000万円（法人又は任意団体） イ 融資機関（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。 ウ 農山漁村活性化融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付するものであること。 エ 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出することについて定めること。 オ 交付金の使途等 (ア) 基金協会は、事業実施主体から交付を受けた交付金について、当該事業実施主体の区域内の農山漁村活性化融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号に定める方法により管理しなければならない。 (イ) 基金協会は、(ア)の交付金を、本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならない。 (ウ) 基金協会は、(ア)の交付金について、当該基金協会の区域内の保証付き農山漁村活性化融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。 ① 保証付き農山漁村活性化融資の保証債務の弁済 ② 保証付き農山漁村活性化融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

	(エ) 基金協会は、(ウ)において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する(ア)の交付金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。
	カ 精算等
	(ア) 事業実施主体は、基金協会による保証付き農山漁村活性化融資に係る保証業務が終了（基金協会の対象区域のすべての保証付き農山漁村活性化融資に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した時点のことをいう。）した場合には、当該基金協会に交付した交付金について、次の算式により算定された額を当該基金協会に返納させ、当該返納させた額を地方農政局長に返還するものとする。
	(A) = (B) - (C)
	(A) は、基金協会より返納を受け、地方農政局長に返還する額
	(B) は、基金協会が事業実施主体から交付を受けた交付金の合計額
	(C) は、基金協会がオの(ウ)の②の経費に充てた額
	(イ) 基金協会は、事業実施主体から交付を受けた交付金をオの(ウ)の②の経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。
	(A) = (B) × (C) / (D)
	(A) は、信用基金に納付する額
	(B) は、償却補てん経費に充てる交付金の額
	(C) は、(B) の償却補てん経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額
	(D) は、(B) の償却補てん経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額（ただし、基金協会が保険金の支払いの請求をするときまでにその被保証者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額を控除した残額とする。）
	(ウ) 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事・〇〇市町村長 〇〇〇〇 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 〇〇〇〇 印

平成〇〇年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金で取得又は効用の増加した施設等の災害報告について

平成〇〇年度において農山漁村活性化プロジェクト支援交付金で取得又は効用が増加した施設等が災害（例：台風〇〇号）により被災したので、報告いたします。

記

- 1 被災施設等の概要
 - (1) 活性化計画の名称
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 施設等の構造及び規格、規模等
 - (5) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担金
 - (6) 取得年月日
- 2 災害の概要
 - (1) 災害の原因
 - 年 月 日 台風第〇〇号による強風
(〇〇気象台調べ 〇時〇分 m/s (瞬間風速))
 - (2) 被災の程度
 - 〇〇m²の被覆材及びパイプの破損
破損見積額
- 3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）
- 4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

[添付資料]

- 1 活性化計画及び交付対象事業別概要の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他農林水産大臣が必要と認める書類